

衆議院 文部科学委員会 議 録 第十 三 号

平成十三年五月三十日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 高市 早苗君

理事 齊藤斗志二君 鈴木 恒夫君

理事 田野瀬良太郎君 高橋 一郎君

理事 平野 博文君 藤村 修君

理事 西 博義君 都築 讓君

理事 小淵 優子君 岡下 信子君

河村 建夫君 砂田 圭佑君

谷垣 禎一君 谷田 武彦君

谷本 龍哉君 西川 京子君

馳 浩君 林 省之介君

増田 敏男君 松野 博一君

水野 賢一君 森岡 正宏君

大石 尚子君 鎌田さゆり君

葉山 峻君 肥田美代子君

牧 義夫君 松沢 成文君

山口 壯君 山谷えり子君

山元 勉君 池坊 保子君

齊藤 鉄夫君 武山百合子君

石井 郁子君 児玉 健次君

中西 績介君 山内 恵子君

松浪健四郎君

文部科学大臣 遠山 敦子君

文部科学副大臣 岸田 文雄君

文部科学大臣政務官 池坊 保子君

政府参考人 (文部科学省大臣官房長) 結城 章夫君

政府参考人 (文部科学省生涯学習政策局長) 近藤 信司君

政府参考人 (文部科学省初等中等教育局長) 矢野 重典君

政府参考人 (文部科学省高等教育局長) 工藤 智規君
文部科学委員会専門員 高橋 徳光君

委員の異動

五月三十日

辞任

杉山 憲夫君

同日

辞任

西川 京子君

補欠選任

西川 京子君

同日

補欠選任

杉山 憲夫君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二七号)

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二七号)

○高市委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。
この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省大臣官房長結城章夫君、生涯学習政策局長近藤信司君、初等中等教育局長矢野重典君、高等教育局長工藤智規君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○高市委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○高市委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。谷田武彦君。

○谷田委員 自由民主党の谷田武彦でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を初め、いわゆる教育改革三法案につきまして、順次お尋ねをいたします。

最近、私の手元に、教育改革三法案の廃案を求める要請が続々と来ております。事務所までわざわざ文書をお持ちいただく方や、はがき、お手紙の方、中にはファックスの方もあるわけでありまして、例えば、教育三法案は、教育の危機を打開しないばかりでなく、ますます受験競争を激化させ、父母と教職員の連携を困難にします、教職員同士を競わせることは、学校での教師の集団的協力を妨げ、教育に混乱をもたらします、さらに、奉仕活動の義務づけは、戦前の教育復活を懸念させるものであり、生徒の奉仕の精神や自主性を損なうものになるでしよう、したがって、教育三法案の廃案に御尽力をいただきたい。そういう事例なのですが、主として全国各地の教職員組合の皆さんからのものが多いようであります。

昨日の本会議をお聞きいたしておりましたも、野党の皆さんは反対の方が多いわけでありまして、そこで、まず大臣にお尋ねをしたいわけでありまして、今、小泉政権が、そして文部科学省が教育改革を必死にならざるを得ない状況とされている中で、そういった流れに対して、抵抗をされている勢力が存在する、という認識をお持ちかどうか。そういった抵抗勢力があるとするならば、それは一体だれなのか。そして、そういった皆さんに対しては、今日まで文部科学省はどのように対応して

きたのか、そして今後どのように対処していくのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○遠山国務大臣 お答え申し上げます。
今御審議が始まりましたこの教育改革三法案につきましては、いろいろな団体がさまざまな意見を持っておりまして、その中には反対を鮮明にしている団体あるいは懸念を表明している団体もあると承知しております。

その具体的な名前を申し上げますよりは、我が省としてどのように対処するかということでお答えをさせていただきますと思っておりますけれども、このような団体に対しましては、さまざまな機会を通じて、各法案の趣旨などをきちんと説明をして、理解と協力を得られるように努めてまいりたいと思っております。

○谷田委員 なかなか大変なことだと思っておりますけれども、誠意を持って議論をして、理解を求める努力をしていただきたいと思っております。

ところが、今、抵抗勢力という言葉を使ったのですが、ちょっと誤解を招くかもしれません、実は、本来は味方というところですが、御協力をいただけない存在であると思われておる県の教育委員会がこの抵抗勢力となる場合の中にはある、このように思っております。

具体的な事例で恐縮なんです、昨年、愛知県教育委員会と愛知県にござります大山市の教育委員会とが、外部からの校長任用をめぐる大変な対立をいたしました。この際なんかは、愛知県の教育委員会がまさに抵抗勢力と言われるような存在になったと私は思っております。

今回の法律改正で、校長のリーダーシップの強化が挙げられておるわけでありまして、昨年四月に施行されました学校教育法施行規則の改正により、校長の資格要件を緩和して、教員免許を持たない方でも校長に登用することが認められること

になったことは御承知のとおりであります。

そこで、犬山市の教育委員会が教育学専攻の私立大学教授である小学校の校長に登用しようとしたわけでありましたが、愛知県の教育委員会は、校長の職務を考えたとき、研究者を校長に登用するのは学校経営という点で難しいとして、これを認めなかったのではありません。

確かに、任命権者は各都道府県教育委員会であることは承知をいたしておりますが、国として、新しい発想に期待して、外部の方を校長に積極的に登用できるように校長の資格要件を緩和したにもかかわらず、県が市教育委員会からの要請をストップするというのは、改正の趣旨に反するものではないかと思えます。

教育に関する地方分権は、各都道府県教育委員会までは認められておつても、市町村の教育委員会には認められないものでしょうか。この愛知県教育委員会として犬山市教育委員会の外部校長任用問題にはどのようなお考えをお持ちなのか、御所見を承りたいと存じます。

○岸田副大臣 今先生の方から御指摘ありましたように、校長にリーダーシップを発揮してもらい、そして機動的な学校運営を行ってもらう、こういったために優秀な人材を確保することは大変重要であるというような認識から、平成十二年の四月から、教員免許を有しない者であっても校長に登用できるという制度をスタートしたわけであります。

それに伴いまして、東京ですとか広島、埼玉、こうした地域におきまして、具体的に教員免許状を有しない者の公立学校の校長への登用が進んでいるところでもあります。

ぜひこの制度をこれから活用するべく環境をつくっていかねばいけないと思つてはおりますが、任命権者である都道府県の教育委員会の権限と責任によつてこの登用は行われるということになっております。

ですから、そういった制度の中で、これからその環境をつくっていくために、昨年から始まった

ばかりであります、この制度の意味、それから周知徹底、まだまだこれから図っていかねばいけないというふうに通つておりますので、まず文部科学省としましては、各教育委員会に對しまして、この制度の趣旨、それから意義、そして、実際に広島ですとか埼玉、東京ではスタートしているわけですから、その実績がどうなのか、このあたりをしっかりとPRして、徹底周知していく、ここをまず始めなければいけないというふうに通つておられます。

○谷田委員 失礼な言い方なんです、それでは遅いのですよ。

では、ちよつと聞き方を変えますが、今私が指摘した愛知県犬山市教育委員会の問題について、文部科学省は今日まで何の対応もしてこなかったのか、その点だけちよつと確認をさせてください。

○矢野政府参考人 先生御指摘の犬山市の問題につきましては、これはまさに自治体の個々具体的な人事の問題でございまして、私どもとしては、御指摘のように、全く関知をいたしておりません。

○谷田委員 それでは本当に国がやろうとしている教育改革なんというのは全然できないんですよ。

先ほど副大臣にお答えをいただきましたように、どうぞひとつ、今からでもよろしいですから、愛知県に對して積極的に適切な指導助言をしていただくよう、そして皆さんお考えをいただいている教育改革を少しでも実現をしていただくよう、御努力をお願いしたいと思ひます。

次の問題に移ります。

教育委員会の委員についてであります。委員の構成を多様なものとしたり保護者を入れることは大変大切なことだと思つております。ただ、今回の法案では、この保護者を入れるというやうなことが配慮義務あるいは努力義務とされておるのは一体なぜなんでしょうか。私はこれはもう明確に義務とすべきだと思つております。そし

て、できますれば、望ましい委員構成を明確に示して、指導すべきであると考えておりますが、いかがでございましょうか。

例えば、私の出身地であります名古屋市の場合でございまして、従来、教育委員は五人だったんですが、今度六人になりました。新しい一人というのは、これは教育長がなることになったわけでありまして、従来から出ていらつしやる五人の教育委員の出身母体というのが今日までほとんど変わることがないんです。

ちよつと長くなつて恐縮なんです、具体的に指摘をいたしますと、一人は元校長、なおかつ教員組合の委員長経験者、もう一人の方は元教育長、あるいは名古屋市の幹部職員を経験された方、三人目は、これは現役の方であります、地元新聞社の幹部の方、四人目は大学の教授でなおかつお医者さんの方、五人目は大学教授、あるいは裁判所の調停委員の方。改選のたびに、人がかわるだけで、常に同じグループから選ばれておるという現実があるんです。

こういったところを、今保護者の方を入れたらどうですかといったって、何か既得権のような意識を持つていらつしやるんですかね、なかなか新しい保護者の方が入るといふことは大変難しいと思ひます。ぜひともこれは義務化をすべきだと思ひますが、御所見を承りたいと存じます。

○岸田副大臣 今先生から御指摘いただきましたように、委員の構成、固定化しているあるいは偏りがある、実際現実だというふうに通つておられます。だからこそ今回こうした改正を行うわけでありまして、その中であつて、配慮義務、努力義務ではなくして、もう義務とすべきだという御指摘があったわけですが、委員につきましては、知事や市町村長が議会の同意を得て任命するということになつておるわけでありまして。

まず、知事やその市町村長が地域の事情を配慮して判断すべきものでありますし、また、加えて、この委員の構成というものを、教育ですとか、学術ですとか、あるいは文化ですとか、さまざま

な見識が必要でありまして、それをどんな構成にするかということはその地域の事情もさまざま絡んでくるわけでありまして。

ですから、国が一律に義務という形で固定することとは必ずしも適当でないということ、で、今回、努力義務、配慮義務ということにしたわけでありまして。要は、地方分権、あるいはその委員の役割、そういった中でどこまで国として固定化するかという中であつて、今申し上げましたような配慮の中で、配慮義務、努力義務ということにした次第であります。

しかしながら、この委員の構成につきまして、現実、どうだろうかと思つておられるような構成になつておる部分があるのは事実でありますから、今回こうした体制をスタートすることによりまして、より地方自治体に対してしっかりと指導をしていくよう努めなければいけないと考えております。

○谷田委員 保護者を入れたからといって直ちに教育委員会が活性化するなんて思ひませんけれども、やはり一つの私はいいい方向だと思ひますので、ぜひとも今御答弁をいただきました方向で御努力をいただきましたと思ひます。

次に、不適切な教員につきましてちよつとお尋ねをさせていただきます。

現在でも、地方公務員法第二十八條を拝見いたしますと、勤務成績がよくない場合や、その職に必要な適格性を欠く場合には分限免職を行うことができることとされております。およそ指導が不適切な教員につきましては、まずこの分限制度を活用して、免職等の処分を行うべきではないでしょうか。ここ数年、分限免職された方は全都道府県を合わせましてわずか十五名前後にすぎないと承つております。このことから見まして、この分限制度は十分機能しているとは言えないと思ひます。

新しい制度をつくることも大切でございまして、分限制度にしろ、新しくつくる制度にしろ、実際に制度を運用する都道府県教育委員会が適正

○矢野政府参考人 先生御指摘の点は、教育改革国民会議報告においても指摘されているところでございまして、勤務成績が優秀な教員について適切な評価がなされるとともに、その勤務実績に応じた適切な処遇がなされることは重要であると私ども考えているところでございます。

このような地域における体制づくりに資する観点から、文部科学省といたしましても、平成十三年度から、新たに、地域の推進体制を整え、学校、教育委員会とPTA、青少年団体等が連携協力して、奉仕活動に取り組むモデル事業を実施することといたしているとございまして、学

問題は、このような学習の場へ出てこない親に對してどう対処するのか、この点であると思います。これはもう大変難しい話でございまして、ただ単に教育問題ではなくて、行政全般について常に問われ続けている問題でありますが、ひとつ御所見を承りたいと存じます。

○岸田副大臣　今御指摘がありましたように、家庭ですとかあるいは親子の関係、教育におきま

○谷田委員　よくわかりましたが、若い親御さんに対する対応は今の話でかなり網羅できていくと思うんですが、今私が指摘したかったのは、どんな問題でもそうなんです。例えば、青少年健全育

成大会というのがありますね。ここへ来てくださる方に、いい子供たちを何とか育てましようと言ったって、来ている人たちはみんないい親御さんばかりなんです。その方々に幾ら訴えたって、これはそれまでのことでございまして、問題はそういう場へ出てこない方、ここの場で言うところと問題がもしもありませんが、そういう場へ出てくることのできないような御家庭の中でいろいろな問題のある子供が出てくる可能性がかなりあるわけですし、そういった人たちにどう対応していくのか。

これはあらゆる行政での同じ話なんです、そのあたりをしっかりとらえていかないと、場さえつくったからそれでいいよ、一応みんなに声をかけたからそれでいいよと言ったら、これは教育改革一つ、私は決してできる話ではないと思っております。何と云うのか、アウトサイダーと言っているか、そういった方にまでどのような形で声をかけていくのか、これは大変難しい話だと思つて、ちよつとくどくなりますが、もう一度御所見を承りたいと思います。

○岸田副大臣 就学前の児童を持つ親でどうか、あるいは小学校、中学校に通っている子供たちを持つ親に対する対応は先ほど申し上げたわけですが、それにとどまらず、もつと広くという御指摘でございました。

今回、法律の改正をお願いしているわけでありますが、その中に、家庭、学校、そして地域の連携ということで、体験学習の活用等さまざまな内容を含んでいるわけでありまして、広く、親に対してのさまざまな意識の啓蒙ですとか、あるいは学びということになりますと、一概にその一部分だけということにならないと思つたので、こうした家庭、地域、さらには学校の連携の中で何ができるのか。その大きな枠の中で、親もその重要性に気づいてもらう、こういったことを考えていかなければいけないのだなというふうに思います。具体的には、先生の御指摘等も踏まえまして、これからしっかりと検討していきたい、勉強して

いきたいと思っております。

○谷田委員 まだまだお尋ねをしたいのですが、時間が参りましたので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○高市委員長 西川京子君。

○西川(京)委員 谷田先生に引き続き、質問をさせていただきます。西川と申します。よろしくお願い申し上げます。

今回、この教育改革三法案に関する質問の前に、気になる記事が目にとまりましたので、そのことについてちよつとお伺いしたいと思つております。

五月二十五日の朝日の夕刊の記事で、新しい歴史教科書をつくる会がつくった教科書が市販される動きがあります、そのことについて、大臣も、法律で禁止してはいないということは御存じでいらつしやると思つていらつしやる、こういうコメントをおっしゃつていらつしやる。遠山大臣が「違法ということではないのかもしれないが、採択に影響を与えるということもあるので、できれば、採択終了後が望ましい」ということでこれを要請してきた」という発言をされていらつしやる。

私は、この問題について、今かなり微妙な外交問題にもなつていゝことは十分に承知しておりますが、先日にも委員がこの文部科学委員会に発言していらつしやるしましたが、また一方で、今の遠山大臣の御発言と比べて、検定中の白表紙本が流出して、それが大きな外交問題にも発展したという今までの経緯がございまして、

その中で、本来は外に出るべきではない、そういうものが出てしまったことに対して、大変公正な判断を汚すということに對しての文部省側のコメントがなかったように思ふんですけれども、その辺に關して文部省側の、公正を守るという立場でのこの問題についての御所見をぜひ文部大臣からちよつといただいたいと思つております。

○遠山国務大臣 教科書をめぐりまして国際的な問題にも発展をし始めているということは、大変

憂慮をしております。ただ、このことについては、御存じのような検定制度の範囲内で今十分に専門家に精査をしていただいているという段階でございまして。

今先生の方の御指摘は、教科書が採択に至る前に市販するということの取り扱いについて私のコメントが出たわけではございまして、今はそこに申し上げましたとおりでございまして、法律上の違法ということではありませんけれども、できれば公正な採択が実施されるように、その辺については望ましい形であるという希望を申し述べているところでございまして。私どもとしましては、その要請を申し述べる以上に出て何かということは今はできないわけではございまして、そのような私どもの関心事と、それからあるべき方向性についての考え方が優先的に考えられればよいというふうに考えております。

白表紙の關係の点につきましても、あのような形で事前に漏れるというふうなことに對しては、これもやはり憂慮すべき事柄でございまして。そのようなことについても公正を欠くことのないよう、今後とも、私どもとしてもできるだけ注意を払つてまいりたいと思つております。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

本来、日本は国定教科書というわけではないわけですので、いろいろな教科書があつてしかるべきだと思つております。そして、国情の違いで、どうしても中国側なり韓国側なりにそのあたりのことがいま一つ理解していただけないという現実があると思つておりますけれども、ぜひ、あらゆる教科書が自由に出版できる環境を整つてほしいな、そういう願いを持つております。

そして、教科書が子供たちに自由に使われるということに関しては、実際には採択という問題が一番大きくかわつてくることでございまして。検定に合格した教科書が今展示会場あたりで公開され始めておりまして、八月の十五日までに全国市町村教育委員会で採択されることになるわけ

です。各教育委員会で教科書選定委員が採択を決定するわけですが、その前段階に、どういった教科書を採択の委員会に上げるかという教科書の調査員の人たちが何人かいらつしやるわけですが、その方たちが教科書というのに対しての精査をするわけですので、どうしても学校の先生がほとんどであるという現実があると思つております。

その中で、いわゆる絞り込みという問題が出てくるわけですが、教科書の選定委員会に、これが適当であるという感じで実際には一冊か二冊しか上がつてこない。それを、ある意味では選定委員会がそのまますつと通つてしまつていくというのがちよつと懸念されるように思ふのですが、その辺についての御所見をぜひお伺いさせていただきます。

○矢野政府参考人 教育委員会が教科書採択の参考とすために、教科書を調査研究させる調査員、あるいは選定委員会などを置きまして、これらが数種の教科書について教育委員会に報告する、そういう実態があるわけではございまして。

その場合、調査員等からどのような形で報告を求め、またそれをどのように受けとめるかは、採択権者でございまして教育委員会の判断にゆだねられているわけではございまして、文部科学省といたしましては、これまでも、採択権者でございまして教育委員会の責任が不明確になることのないように、採択手続の適正化、透明化を図るよう指導をしてまいつてきていゝところでござい

す。○西川(京)委員 現実に、教育委員会に任せられているわけですから、文部省の方からあつたやうだともちろん言える問題でないというところはよくわかります。基本的には、その地域の教育委員会がいかにか自主的にきちんと機能するかという問題にかかつていゝんだらうと思つていますが、できるだけ公正にそういう環境を整うように、文部省の方からも指導を徹底していただけたらという願いを持っております。よろしくお願ひいたします。続きまして、教育改革三法案についての質問に

移りたいと思います。

いわゆる不適切教師の配置転換なり解雇という問題についてちよつとお伺いしたいと思うのですが、これに先立って、新しい学習指導要領の中で、総合的学習の時間というのを、本当に裏面に、恥ずかしいんですが、実は私はよく知りませんでした。この総合的学習の時間というのが、幅広い、教科を超えた新しい学習の時間としてふえていくんですが、この教科時間が思った以上に多くて、小学校で一年間に百五時間から百十時間、中学校で七十時間から百三十時間、週にしますと三時間ぐらいいあるんですね。これは、社会科や理科の時間よりも多いということで、大変大きなウエートを占めてまいります。

これは、ある意味で、すばらしい先生に受け持っていたら、まさに人生のさまざまな体験なり体験学習なり、非常に大きな意味を持つ教科になることは事実なんです。それが大変プラスの方向に働くことばらしいんですが、こう言つては失礼ですが、余り能力のない先生に当たった場合、これだけのウエートのある教科が毎週行われるということは、大変期待とともに危惧を持っております。

そういう意味で、この辺についての文部省のこの教科に対する一つの指針なり対応なり、どういうふうになつていらっしゃるのか、ちよつとお聞きしたいと思います。

○岸田副大臣 先生御指摘のように、総合的な学習の時間、大変重要であると考えておりますし、大切にしていかなければいけないというふうに思っております。

各教科で学ぶ事柄を体験的な活動の中で実感を持つて理解する、あるいは実生活において、さまざまな教科で習ったものを総合的に生かしていく、あるいはみずから課題を見つけて自分で解決していく資質や能力を育てる、こうした主体的、創造的に取り組む態度を育成する、そういったさまざまな意味合いから重要に感じているところであります。

しかし、今御指摘ありましたように、だからこそ、この時間をどのように指導していくのか、大変重要なことだと思っております。

この総合的な学習の時間は、決して担当の教員一人で行うことにはなっておりません。校長のリーダーシップのもと、複数の教員が協力して指導に当たったり、あるいは保護者ですとか地域の方々の協力を得ることが必要だというふうに思っております。

新しい学習指導要領におきましても、「地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となつて指導に当たる」というように記しているところであります。こうした体制をつくつていかなければいけないというふうに思っていますので、この総合的な学習の時間が生かされるような体制づくりを地域の方々の御理解もいただきながらつくっていくこと、さらには、実践事例集みたいなものを文部科学省としてつくつて、例えばこんな形でやったらどうかというようなモデルをつくること、これも大切だと思っておりますので、このあたりをしっかりと努めることによりまして、この総合的な学習の時間、しっかりと生かしていききたいというふうに考えております。

○西川(京)委員 ありがとうございます。まさに今一番問われている家庭と地域の教育力、この問題がかかわつてくる教科だと思ひます。

それで、さらに、その問題と関連いたしますが、学校が週五日制になりますと、土曜日の子供たちの過ごし方というのが大変大きな問題になると思ひます。今の総合的学習、体験学習の時間と非常に関連すると思ひますが、この土曜日の子供たちの時間の過ごし方というところで、ここにおいて、大いに家庭そして地域を巻き込んだ、本当に総合的な日本の教育力、社会の教育力というのを高める必要があると思ひます。

その中で、こんな新聞記事が目にとまりました。広島県の神辺町立神辺西中学校では、廊下を走り回ったり、火災報知機が鳴つたりと大変荒れた学校だったそうでございますけれども、昨年、校舎の一階の空き教室がお茶の間に変身した、畳十八畳を敷き四脚のテーブルを配置、食器棚や炊事も備えつけた、地域の人が会合や趣味の場としても自由に入り出し、将棋や生け花など、地域住民を講師に生徒向けの講習会も開かれていた。

これは、今、学校だけの対応では限界だという校長の大きな判断のもとに、校長先生が地域にSOSを発信して、学校を開放したわけですね。学校は託児所じゃない、地域で子供たちをみんなで見守つてくれというメッセージを校長先生が出したわけですね。その中で、空き教室の開放はあくまで一つの仕掛けであつたが、それが、学校にいろいろな人が訪れることによつて、生徒の関心がさまざまな方向に向き始めた。そういう中で、子供たちにも大変新鮮に映つたようで、学校が新しい方向に向かう芽生えのきっかけになつたような一つの例でございます。

この週五日制の問題について、学校をもっとどんどん開放して、地域の親なりその地域の大きなリーダーなり専門家なりがどんな子供たちの教育にかかわつていく、あるいは土曜日、学校の教室をお借りして、子供たちに合わせて自分の体験教育みたいなのをするとか、そういう試みも大いにいいことではないかと思ひますが、学校の開放その他を含めたところの文部省側の御意見をお聞きしたいと思います。

○岸田副大臣 ただいま先生の方から一ついい例を出していただきましたが、完全学校五日制に移行する、そして先ほどの総合的な学習の時間の導入が行われる、そういう中にあるとして、学校、家庭、地域の連携、一体となつて教育機能を発揮するということが、これは大変重要だということに考えております。

そういう中で、例えば、文部科学省におきましては、平成十一年度より三年間で、地域で子供を育てる環境を整備し、親と子供たちの活動を振

興する体制を整備することを目指した全国子どもプラン緊急三ヶ年戦略、こういったのを推進しているわけでありまして。また、青少年団体が実施する地域における子供たちの体験活動への助成金の交付を行う子どもゆめ基金の創設、こういったことも行いながら、こうした完全学校週五日制へ向けた受け皿づくり、こういったものに取り組んでいるところであります。

こうした家庭、学校、地域の連携の中で、御指摘がありましたように、学校の施設を使うということ、これも大きなポイントだというふうに思っています。学校教育に支障のない範囲で可能な限り多くの日数、時間を開放するとともに、開放する場所を広げていく、その地域のさまざまな活動の拠点に学校を使つてもらふということ、これは大変重要だと思っておりますので、方向としては、学校開放の促進、ますます広げていかなければいけないのではないかというふうに感じております。

今回の法改正を契機として、社会奉仕体験活動等も三者連携のもとに大いに進めていくという趣旨をこの法改正の中に盛り込んでいるわけでありまして、こうした法改正の結果も加えながら、学校施設を活用し、こうした連携を深めていくように努めていかなければいけないと認識しております。

○西川(京)委員 ありがとうございます。ある意味で、学校、家庭、地域がお互いのあら探しをするような、お互いに疑心暗鬼の中で本音のぶつかり合いがないという現実があると思ひます。本当にお互いが一緒の場で本音をぶつけ合つて、いかに地域で、みんなが子供たちを育てていく、あしたの日本のために健全な子供たちを育てていく、そういう一つの試みの方向として、ぜひよろしく願ひしたいと思います。

次に、実は五月二十五日に、日本教育新聞の中で、教育改革国民会議で先日、新しい時代を生きたる日本人の育成、あるいは伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させる、理念的

事項だけでなく、具体的方策を規定するという三つの視点から教育基本法の見直しの提言がなされておりますが、その折、遠山文部大臣も、この五月二十五日に、省内で専門的な角度から緻密な検討を進めている、その結果が出た後中教審に諮る、よく議論をし、変えるべきものがあれば変えろと発言されていらっしゃいます。

これは、前の町村文部大臣のときにも大変積極的に教育基本法の改正に向けての動きがあったと思いますが、町村文部大臣は、今回の改正は、むしろ改正というよりも新しい法律をつくるというぐらゐの思いでこの基本法を見直した方がいゝのではないかと考えているというコメントもおっしゃっていらっしゃいます。このあたりの、教育基本法の改正に向けての省内の進捗状況、それをぜひお聞かせいただけたら、またどういう方向に持っていくような、その内容も少しお示しいただけたらと思います。

○遠山国務大臣 今の話の中にも既に出てまいりましたように、教育基本法の見直しにつきましては、広く教育改革国民会議で議論をされまして、そして提言があったわけでございます。

それを受けて、今省内で、検討といいますが、準備を行っているわけでございます。どういふことを勉強しているかと申しますと、一つは、教育基本法立法時の経緯ですね。まだ戦後の混乱期に、しっかりと日本の教育をいふことでできた基本法でございますが、そのときの経緯について、それから、外国における教育基本法の例などについても今サーベイをしております。また、日本の他の分野の基本法がたくさんございまして、基本法の持つ性格でありますとか、その意味づけでありますとか、その内容、そういったものの例を勉強してもらっております。それから、もちろん教育基本法に書かれている各条文の意味内容の研究など行ってもらっております。お話しにありましたように、その準備段階が終わりまして、中央教育審議会へ諮問をするということでございます。

この問題につきましては、総理も所信表明の中で、「教育基本法の見直しについては、幅広く国民的な議論を深めてまいります。」というふうな明言をされております。そのようなことから、私もひとつは、教育改革国民会議のおまとめになった最終報告の指摘の中で、新しい時代にふさわしい法典として見直すべき点が三つ挙げられておりましたが、そのことを踏まえた上で今文部科学省内で検討を行っているところでございます。

○西川(京)委員 ありがとうございます。こういう動きに対しての一つの反論として、教育基本法を改正しても、今少年非行が減少するわけでもない、教育荒廃が解消するわけでもない、今必要なのは個別の対応療法だ、そういう批判も当然あるわけで、この教育基本法を改正したから一気にそういう新しいきちんとした流れができる、そんなことではないことは十分わかっていて、国が、やはり対症療法的でなく、国の理念として、国が、この国の子供たちはどういふふうな育っていくべきなのか、そういう一つの哲学のようなものはぜひ盛り込んでいただきたいと思ひます。

特に、今の教育基本法、別に問題のない本場にすばらしい教育基本法なのですが、どこの国に持つていってもそのままではまるではないか。やはり日本の国の、日本の伝統というふうなもの、日本のにおいというふうなもの、そういうものがある教育基本法にするべきだ、私はそういう思いを持っております。

その中で、小泉総理も本会議場でまさに、公私相半ばする人間が望ましいという発言をされていらっしゃる。私もやはりそのとおりで、今余りに自由というものを履き違え、本場に義務の伴わない権利だけを主張する人間が、そして人任せな、自分は何もしないで人に責任を転嫁する人間、そういう考えが本場に社会に満ち満ちてきたと思ひます。そういう中で、本当に長い歴史を持った日本人だという一つの誇りを持ち、そしてあくまでも、

自分は何をやっても自由であるが、それはみんなに迷惑をかける範囲でそのことはするんだ、そういう一つのメッセージのようなものが盛り込まれた新しい教育基本法ができたなら、本当にうれしいと思ひます。

その点について一言だけ、大臣、よろしくお願ひします。

○遠山国務大臣 今御指摘の点は、今、日本が抱えている教育問題の中でも、子供たちの心にかかわる問題の中で最も重要な点の一つだと思ひます。人間が社会の中で生きていく、その中において、もちろん権利を主張するということも大事でございますけれども、常に権利には義務を伴ひます。そして責任も伴ひます。それを忘れてしまふというふうなことが問々見られるわけでございまして、そのような心の教育の問題、あるいは真に学力をつける問題、そういうことは今回の教育改革の総合的なねらいの中に十分織り込まれて、これからいろいろな形で実現をしていこうと思ひているわけでございます。

同時に、それらのいろいろな施策と並んで、これから検討すべきが教育基本法ということで今課題が残されているわけでございます。

大きな方向としては、新しい時代に生きる人間としてどういふことが必要であるのかということ、それから、伝統文化をきちんと身につける、よきものを継承していく、そういう力を持つている子供たちを育てるにはどうしたらいいか。そしてまた、教育にかかわる条件整備も含めた、教育の基本計画といったようなものをどのように法令上位置づけしていくかというふうなことから、今御議論が行われております。

全体の方向として、二十一世紀を担う子供たちを、本場の意味で力を持ち、かつ、心も豊かな子供たちにするにはどういふふうにしていったらいいかという総合的な議論の中で今の課題も検討されていくというふうに思ひておりまして、先生の御指摘の点も、私としては大に重要なことであ

と思ひております。

○西川(京)委員 新しい教育基本法が本場にすばらしいものになることを願ひて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○高市委員長 松沢成文君。

○松沢委員 遠山大臣、初めまして。民主党の松沢成文と申します。

きょうは、一時間、時間をいただきましたので、じっくりこの三法案に関連して教育改革について議論をさせていただきたいというふうに思ひます。

今も議論になっておりましたが、教育基本法の問題をまず取り上げたいと思ひます。教育改革国民会議の最終報告が十二月に出た。その中には、教育改革の基本として教育基本法の見直しに取り組みることが必要であるというふうな提言が載っているわけですね。

それで、今の質問で、大臣の教育基本法に対する考え方とかあるいは文部省内の協議の説明が今あったわけですが、端的に伺ひますが、遠山大臣は、今の教育基本法の見直しに賛成ですか、反対ですか。

○遠山国務大臣 教育基本法制定以来、半世紀を経過いたしました。制定当時とは社会が大きく変化しているというところは確かでございます。教育全般についていろいろな問題が出てきています。その中で、教育基本法の見直しなどの教育の根本にさかのぼった改革を進めていくという姿勢であることは確かでございます。そのために各般の施策を推進しているところでございます。

今、教育基本法の改正について賛成か反対かというところでございますが、私自身も、総理も言われましたように、広く国民的な議論を深めてその方向を探っていくということが大事でございます。そして、今までの取り組みの中で明らかなように、戦後のいろいろな変化を踏まえた上で、また、そこに新たな盛り込むべきような事柄についても提言が既にされております。その方向性を前進させながら、この教育基本法の見直しの問題に

ついで、私はしっかりと取り組んで成果を得てま
いりたいと思っております。

○松沢委員 議論を踏まえて判断すること
だと思ふのですが、それでは岸田副大臣、自由民
主党の議員でもありますが、岸田副大臣は、教育
基本法の見直しに賛成でしょうか、反対
でしょうか。

○岸田副大臣 二十一世紀を迎えまして、今の社
会がドッグイヤーと言われるようなすごいスピー
ドで変化しております。また、冷戦構造崩壊後、
随分時間はたつたわけですが、その後、世界の優
秀な人材がしのぎを削り、各国とも新しい秩序の
形成の中でそれなりのポジションを占めようと思
い、大変熾烈な競争も行われている昨今でありま
す。

こうした激動する現代の中にあつて、我が日本
の国における教育の基本法がどうあるべきなの
か、これは当然考えてみる必要があることだと思
つておりますし、そういった中で教育基本法に
ついて議論をするということ、これは大変大きな
意味があると思つておりますし、それは議論の結
果、その見直しが行われるということはあり得る
べきことだというふうに考えております。

○松沢委員 やはり自由民主党から出ていた町村
前文部大臣は、先ほどもクオーストがありまして
けれども、改正というよりも新しい教育基本法をつ
くるようなつもりでという表現も使っている。あ
るいは、この教育改革に熱心に取り組んできた森
前首相も、新しい時代に対応した抜本的な見直し
が必要だ、こうおっしゃっているのです。自由
民主党の政治家の皆さんは、教育基本法改正にか
なり前向きであるというふうに私はとらえたいと
は思ふのです。

そこで、池坊政務官、公明党は、例えば神崎代
表が、今直ちに改正することは慎重に対処すべき
だという意見が党内に強い、あるいは十分な時間
をかけて慎重に行うべきだと、改正にはかなり消
極的な発言が続けておつて、また、公明党の重点
政策の中にも、教育基本法の改正問題については

十分に時間をかけた検討、議論の深まりが必要だ
というふうにおつしやつています。池坊政務官個
人の見解はいかがでしょうか、教育基本法につい
て。

○池坊大臣政務官 私は今、政府の一員でござい
ますから、公明党の議員としてよりは、政府にお
ります一員として私の意見を述べさせていただきます
と思ひます。

私は、教育基本法というのは、言つてみれば憲
法に当たるものだと思いますから、そんなにすぐ
に変える必要があるのだろうか、もつと慎重に審
議をすべきではないだろうかというふうに考えて
おります。

私は、教育基本法の十一條を大変好きでござい
ますし、よくできていると思ひます。一条の人格
の完成というのは、いつも私、自分の心の中で、
ああ、この一条のようでありたい、教育というの
はこれだというふうに思つております。もし教育
基本法が現場に行き渡つてこのとおり行われたな
らば、今日の教育荒廃はなかつたのではないかと
すら私は思つております。

教育基本法を変えたら教育の現場がよくなると
考えたら、これは余りにも早計なものではないかと
思ひます。政治家とか行政は、もつと現場の声を
聞いて、現場でもつともつとなければならぬ
ことがあるんじゃないかと私は思ひます。

日本人というのは、一つ何かつくり出すとすぐ
それに安心して、もうそれで終わりということが
ございします。教育基本法に、確かに、自国への誇
りだとか、伝統だとか、環境だとか、社会貢献が
抜けてゐる、あるいは教育振興基本法がないと言
われておられますけれども、では、それを書きまし
たら、学校がよくなり、子供の教育がよくなるの
でしょうか。私は、むしろ、書かれていなくなつた
て、自国の誇りは先を歩んでいる人間が次の世代
に受け渡していこうと思つて毅然とそれを教えて
いったならば、それはきちんと教えることができ
るのではないかと思つております。

それからまた、ついでに一言言わせていただく

ならば、政治家というのは、大きな流れやうねり
があるときには、何事においてもその流れにさお
差すこと。これは本当に大切なことだろうか、次の
世代にも大切だろうか、これはいい選択だろう
か、そのように考えることが必要と私はいつも
思つておりますので、そういう意味では、このよ
うな大切な問題は十分な審議を行うべきである
というふうに思つております。大きな流れである
ということには反対でございします。

○松沢委員 大臣の所信表明演説の中でこういう
くだりがありました。教育基本法の見直しにつ
いては、教育改革国民会議の最終報告を踏まえ、中
央教育審議会等で幅広く国民的な議論を行うとい
うふうになっております。

それで、教育改革国民会議の報告にはこう書い
てゐるんですね。新しい時代にふさわしい教育基
本法には三つの観点が必要とされ、要するに
新しい時代にふさわしい教育基本法をつくる
という仮定なんです。一つに、新しい時代を生
きる日本人の育成、二つに、伝統、文化など次
代に継承すべきものを尊重し、発展させる、三
つに、教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、
具体的方策を規定すると列挙しています。先ほど
大臣からもそんな御説明もありました。教育改
革国民会議の報告の結論としては、「教育基本法
の見直しに取組むことが必要である。」と言つて
いるわけですね。

さて、その経緯から判断すると、文部省の中
での議論を踏まえて今後中央教育審議会に諮問
するところおつしやつていましたけれども、要
するに、教育改革国民会議の打ち出した教育基
本法の見直し、それを具体化してもらうために
中教審に諮問するんですねというのをまず大臣
に確認したいんです。

○遠山国務大臣 教育基本法の見直しにつ
きましては、今後我が省で検討を行った上で中
央教育審議会等で幅広く、こういうお話を常
にしておき、それが、まさにその段階でござい
まして、それ以上のこととも言えないし、それ
以下のことでもない

ということでございます。

では、具体的に中央教育審議会でのような形
で御議論いただくかということについては、現時
点では未定でございします。未定ではありません
けれども、新しい時代の教育基本法を考える際
の観点を提言いたしました教育改革国民会議の最
終報告を踏まえた上での議論がなされるものと考
えております。

○松沢委員 ちょっと今の答弁はわかりにくかつ
たんですねけれども、普通の文脈を判断すると、
教育改革国民会議では、やはり新しい時代に向
けての教育基本法が必要だ、要するに教育基本
法の見直しをするので、その具体的なあり方を
中教審にお願いしたいというふうには私は判断
してやうんです。

池坊政務官、今、公明党として政務官御自身
の立場も、教育基本法は非常に立派な法律であ
つて、もし見直すとしても十分な議論が必要だ
し、時期尚早な見直しはやるべきでないとおつし
やつていました。私は、中教審への諮問は教育基
本法見直しという方向で具体案をつくつてくれ
というふうに行つてゐると判断してはいます。け
れども、池坊政務官はどうか考えなんでしょうか。

○池坊大臣政務官 あくまでも全国にまたが
つていろいろな人の意見を聞くということから、
出発からそのような方向でというふうには私は考
えておりませんし、そうであつたら、審議会とか
さまざまな委員会の意味はなくなつてしまふ
のではないかと私は思ひます。少なくとも、審
議会というものは、透明な中でいろいろな人の
意見を酌み取るべきと考えております。

○松沢委員 としますと、大変なことも予想さ
れるんですね。

総理の私的諮問機関である教育改革国民議
会では、新しい教育基本法を模索すべきだ、要
するに教育基本法の見直しに取り組むべきだとい
う答申です。それを受けて文部省は、今度文部省
にある中教審に新たに諮問するわけですね。そこ
では、見直しの方向での諮問ではない、教育基本
法のあ

り方について御自由に議論して提言くださいというのであれば、メンバーが違うわけですから、中教審では、教育基本法は今のままでいいんじゃないか、見直す必要はないという答申が出てくる可能性もあるんですね。

さて、大臣、もしそうならどちらを優先するんですか。

○遠山国務大臣 今の段階でどのような議論が行われるか、それが中教審におきまして教育改革国民会議の示唆する方向と違うかもしれないがどうかという御質問でございまして、私は、やはり議論がまだ開始されていない段階でありますし、中央教育審議会にどのような形で諮問していくかということについてもまだ未定でござい

す。したがって、議論の結果、もし違った場合にはどうかというお問いかけに対しては、大変恐縮でございしますが、お答えするのは適切でないと思います。

○松沢委員 では、それは恐らく文部省の方針が変わったということと私は理解するんですね。

といいますのは、町村大臣のことしの所信演説の中に、新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しについては、教育改革国民会議の最終答申を踏まえ、文部省内で検討を行った上で、中教審に諮問すると言っているんです。見直しについて諮問すると言っているんです。

ですから、文部大臣は、議論はこれからですからすべて中教審に任せる、見直すか見直さないかも任せるという判断であれば、これは文部省の考え方が大臣がかわることによって変わったと判断せざるを得ないんですが、そう考えていいんですか。

○遠山国務大臣 そのことにつきましては、何ら変更はございませんということを私は明確に言いたいと思います。

教育基本法の見直しについて、今省内で検討を行っていて、そして今後中央教育審議会等で幅広く国民的な御議論をいただくこととござい

まして、その方向性というものが、内閣がかわったということに変化するということはないわけでございます。ですから、これまでのプロセスを踏んで、きちんと省内で検討した上で、中央教育審議会にその見直しの問題について諮っていただくこととでございます。そして、その後にも広く御議論をいただくということとでございますから、何ら変更はございません。

○松沢委員 総理の私的諮問機関として教育改革国民会議がある、そこで議論をしてもらって、教育基本法は見直すべきだという答申が出てきた。そして、それを受けて文部省では、もう一回やり直すということで文部省につくられている中教審に諮る、そこでまたもしかしたら違った結論が出るかもしれない。これは政治の責任放棄で、審議会にお預け政治じゃないでしょうか。

あるいは、ここでまた違った結論が中教審から出てきた場合、これは可能性ありますよね、メンバーが違うわけですから、議論もこれからですから。そうなった場合は、教育基本法という教育改革のど真ん中にある重要な法案について、完全に政府の中でダブルスタンダードになってくるんですよ。私は、この審議会お預け型の政治というのは極めて無責任だと思えますけれども、大臣はいかがお考えでしょうか。

○遠山国務大臣 今は、想定できる状況を想定されまして、それはダブルスタンダードではないかという御議論でございすけれども、やはりこの問題は非常に大事な、基本的な問題でもありすから、広く意見を求めるというスタンスをとるということは大事でありますし、また、大きな流れの中で、教育改革の中心的な問題であるということと、今見直しを検討するための準備が行われている段階でございす。その結果を待つて諮問をし、そして広くということとございすので、今から、結果が違うのではないかと、だからダブルスタンダードではないかというふうな御質問に対しては、私としては、いかんともお答えするべきでないと思えますし、これはしっかりと議論を

得た上で対処していきたいというふうに申し上げるしかないわけでございます。

○松沢委員 今の大臣の答弁ですと、まだ見直すかどうかは決まっていらないんだ、こういうことですね。今後また中教審にかけて幅広く議論をしていただくというふうに判断をしたいと思えます。次に進みます。

学校教育法、社会教育法の改正の中に、社会奉仕体験活動、自然体験活動についての法改正がございす。大臣は恐らくお読みになっていると仮定して、仮定といつては失礼ですけども、質問させていただきませんが、教育改革国民会議で奉仕活動の義務化とか、こういう問題で議論をしている中で、産経新聞の「正論」という紙上論争で、大変興味深いものがありました。これは、作家の曾野綾子さんと上坂冬子さんの論争でありました。テーマは、奉仕活動の義務化について。

簡単に言いますと、すごく長い文章なんですすが、曾野さんは、教育というのは強制から始まる、強制から始まって自発性というのを自覚させていく方向に持っていくべきだ、与える喜びを子供たちに知ってもらうためにもやはり奉仕活動の義務化というのは必要なんだ、要約に要約を重ねるとこんな形でありました。これに対して上坂冬子さんは、奉仕あるいはボランティアというのは、本来個人が自発的に行うものであって、国家が強制すればそれは苦役ではない、まず個人の確立、個人の確立が重要であるということと、真つ向から反論をいたしまして、紙上論争があったわけなんです。

さて、奉仕活動の義務化とか社会体験活動の充実とか、こんな形になっていきますけれども、この問題を考える上で、このお二人の論争、大臣はどのように評価をされますでしょうか。

○遠山国務大臣 私も、産経新聞のみならず、奉仕活動の問題についていろいろな御意見が出てくるのを興味深く拝見していた一人でございます。今先生御指摘のお二人の論争につきましても、興味深くフォローさせていただいたのでございす

が、私、実は、曾野綾子先生もそれから上坂冬子先生も、いずれも大変立派な女性の作家であり、かつ評論家でもありまして、尊敬をしております。

今ちよつと御質問の点で気になったんですけども、上坂先生の方の御議論のスタンスは、ボランティア活動を義務づける教育改革案が出たというのを前提におっしゃっているような気もいたしますし、逆に、曾野先生の場合には、やはり曾野先生の生き方といえますか、信念を反映した御意見であらうかと思っております。

その意味で、私は、このような形でいろいろな御意見が出ることで自身が民主主義国家の生き方でありまして、ただ、義務化をねらっていない奉仕活動の我々のスタンスでございすから、今あえてどちらがいいかとかについて、私からコメントを申し上げるべきことではないのではないかとと思

います。

○松沢委員 今回の法案では「社会奉仕体験活動、自然体験活動」というふうになっているんですね。ただ、この社会奉仕体験活動というのは、言葉が、長いだけじゃなくて、非常にわかりづらくなっちゃっているんじゃないか。私自身は奉仕活動というのは社会体験活動というのは異なるものじゃないかという考え方を持っているんです。

社会体験活動というのは、さまざま、企業に行つて働く場を見に行くとか、あるいは社会の中のいろいろなところで体験をしてみる。私は、英語は余り得意じゃないんですが、英語で言うところのソーシャルアクティビティにコミットメントするみたいな、こういうことだと思ふんです。

ところが、奉仕活動というのは、私たちがお世話になつてゐる国家や社会、あるいは共同体の人々に対してみずから献身的にサービスをする。英語でもよく、軍隊に行つてくることをサービスと言いますし、あるいは公務員が社会に対して何年私サービスしたんですよという言い方をするんです。これはワークじゃない、働くというんではないんですね。そういう意味合いを持ってい

それで、今回のこの法案の言葉の使い方は、社会奉仕体験活動と両方一緒にしちゃっている。非常にこれはわかりにくくなっていると思うんですね。

この法案は教育改革のための三法案だということとで、教育改革国民会議の最終報告を受けてつくっているわけです。ただ、この最終報告にはこうなっているんです。「奉仕活動を全員が行うようにする」というふうなテーマで、その具体例が、具体的にどうやったらいいか書いてあるんですね。

ですから、教育改革国民会議が言わんとするのは、やはり奉仕活動を全員が行うようにする。ですから言葉をかえれば義務化なんです。教育改革国民会議の報告というのは、奉仕活動の義務化を、やはりいろいろな意見はあるかもしれないけれども、日本の社会、日本の教育はやっていかなければいけないんだ。この提案が、法案になると、社会奉仕活動の充実に努めるになっちゃっている。何か教育目標、それも努力目標になっちゃっているんですね。

私は、厳しい言い方をしますけれども、これは教育改革国民会議の言っていた提案の目的のすりかえだと思うんですが、大臣はいかがでしょう。

○遠山國務大臣　教育改革国民会議の提案をもう一度今読んでみましたけれども、「奉仕活動を全議員が行うようにする」という提言ではございますけれども、このねらうところは、「思いやりの心を育てるためにも奉仕学習を進めることが必要である」という表現でございまして、必ずしも私はこれを義務化するというふうなことが述べられているようにには思わないというところでございします。

○岸田副大臣　済みません、大臣の答弁のとおりなんですが、先生御指摘ありました教育改革国庫会議の最終報告の中にも、義務化という言葉は明記はされていないということをまず確認させてい

ただきたいと存じます。それから、その報告の中には、奉仕活動のみならず自然体験などさまざまな体験活動の充実ということを提言しているわけ
です。

それで、今先生から御指摘がありましたように、活動の分類というのは大変難しい部分があると思いますが、奉仕活動も、みずからが身をもつて体験する活動という意味では、広い意味で体験活動の一部だというふうに理解しております。

ですから、今回の法改正の中でも、体験活動の一層の充実を図っているわけですが、その体験活動の中で特に重要なものとして社会奉仕体験活動というものを挙げているわけがあります。その中に、先生がおっしゃった奉仕活動と社会体験活動、両方ごちゃ混ぜになっているのではないかと、御指摘があると思いますが、そういうたものがやはり体験活動の中で特に重要だということとでこれを例示として挙げているというふうに御理解いただければと思います。

○松沢委員 四月十一日に町村前文部大臣がこの件についても中央教育審議会に諮問しているので、青少年の奉仕活動、体験活動の推進方策等について具体案をつくつてくれと言っているのです。

こゝも私は理解できないのです。私は、審議会に頼り過ぎる今の政治というのは問題があると先ほど言いましたけれども、今、中教審にその具体案をまづやってみてくれとお願いをしているこのの時期に、なぜこうやって急いで法改正に持つていつてしまふのでしょうか。むしろ、中教審の答申が出て、それを省内でもよく議論した上で、それできちつと法改正に持つていくというのが順序ではないかと思うのですが、文部大臣いかがですか。

○岸田田大臣 先生から御指摘のあったような考え方もあるかと思いますが、ぜひ御理解いただきたいのは、中教審に諮っているのは、その体験活動等が是か非かということではなくして、具体的にどうあるべきかということを御検討いただいて

いるわけでありまして、恐らく体験活動につきま
しては、その意味合いについてはかなりコンセン
サスがもうでき上がっているのではないか。この
教育的な意味合い等、多くの理解を得られた上
で、この重要性にかんがみて法改正を行う。その
具体的なやり方について中教審にお諮りするとい
うような形で、分担してあるべき姿を模索してい
る図式だということを御理解いただきたいと存じ
ます。

○松沢委員 先に進みますけれども、文部科学省は、五月二十一日の産経新聞で、児童生徒の奉仕活動のあり方を探るための新規モデル事業をスタートさせたという記事が載っていました。これは全部説明すると大変なので、例えばどんな事業をどんな自治体でやっていくのでしょうか。これは御説明いただけますか。

○岸田副大臣 この社会奉仕体験活動等の充実のために、活動の場ですとかあるいはその指導者の確保、こういったことを行うためのシステムづくりが重要であるという認識のもとに、平成十三年度から新たに、教育委員会ですとか学校ですとかPTAですとか、あるいは青少年団体ですとかそうした各関係者が連携して、青少年の社会奉仕体験活動の推進に資するモデル事業を考えるとということで、学校と地域を通じた奉仕活動推進事業、こういったものを実施することとしているわけであります。

この中身についてであります。具体的には、学校や地域の事情を踏まえた上で、年間七日程程度、福祉施設での高齢者介護や障害者への援助活動、河川や公園の清掃活動、里山の保全活動など、青少年が奉仕活動を身をもって体験する活動を行う事業ということになっております。

○松沢委員 私もそれらの事業をちよつと見させていたいただきましたけれども、奉仕活動なのか社会体験活動なのかというのが非常にあいまいになつてしまつてゐるのですね。やはりこれは目的をはつきりしていかないと、子供たちにきちつとしない意味での教育につながつていかないのではない

かというふうには思っています。

さてその中で、教育改革国民会議の報告でも、奉仕活動を共同生活で行うことが重要だとしているのです。すなわち、その日に行つてちよつと手伝つて帰つてくるというよりも、寝食をともにして、俗に言へば合宿生活、それぐらいのことと、をやつて奉仕活動を経験させる。そうしないと、しつかり奉仕の意味が身につかないということなのでしょう。

さてこのモデル事業では共同生活を行うということは入っているのですか。恐らく社会体験的なものだけになっていて、例えば中学生、高校生ぐらいでしたら、二週間とか一カ月という期間も明示されていますから、その中で共同生活を行なうような状況のものができているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○岸田副大臣 共同生活の重要性につきましては、先生御指摘のとおりだと思います。互いの交流を通じて、社会のルールあるいは思いやり等を育成する上で大変効果が高いというふうに思っています。

今、モデル事業の中に入っているかという御質問であります。モデル事業の中には入つてはおりません。しかし、今申し上げましたように、その効果の意味合いは大変大きいものがあるというふうに考えておりますし、学校や社会教育関係団体等がこれは適切に判断していただければというふうに思っておりますので、こういったものの重要性はしつかりと認識しながらこれからの方向を考えていくべきだというふうに思います。

○松沢委員 私は、奉仕活動というふうなところに重きを置くのであれば、やはりこの共同生活というのは大変重要な部分になってくると思うのです。ただ、これは、例えば、一挙に中学生全員でわあつと行つても、受け入れ先ありませんし、どんなふうによつていくのか、あるいは、どういう地域団体、地域の施設にも協力してもらつて、やつていくのか、ぜひとも、この点についてもモデル事業をつくつて詰めていっていただきたいと

いうふうに思います。

この問題の最後に、教育改革国民会議の報告では、皆さんが奉仕をやるというテーマの一番最後のところに、「将来的には、満十八歳後の青年が一定期間、環境の保全や農作業、高齢者介護など様々な分野において奉仕活動を行うことを検討する。学校、大学、企業、地域団体などが協力してその実現のために、速やかに社会的な仕組みをつくる。」というふうに提言をしているのです。

ここまで来ますと、この提案は、もはや体験活動の充実というところよりも、もっともっと超えています。これは十八歳になった国民全員が、一定期間、議論の中では半年とか一年ということも出てきたらしいですけれども、仮に、半年、一年、十八歳の少年が全員でこういうことをやってもらうというのであれば、これはもう体験活動の充実ではなくて、ある意味では勤労奉仕の義務になってくるのです。そうであれば、これは教育基本法とか教育の問題を超えて、国民の権利と義務にかかわってくる問題、すなわち憲法の問題にかかわってくるのです。

そこで、これはぜひとも大臣に見解をいただきたいのですけれども、国民の義務としてここまでやるのであれば、憲法の中にしっかり位置づける、そういう方向も考えていくべきだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○遠山国務大臣 今先生のお話しの点でございしますけれども、今回の体験活動、幅広い意味内容を含んでおりますけれども、体験活動を充実していくということは、やはり子供にとって、実際に実感できる体験を通して学ぶという意味で大変重要だということから発想されたこととございします。

今回の社会教育法の改正も、青少年の体験活動の促進を図るために、青少年に対して社会奉仕体験活動を含むさまざまな体験活動の機会を提供するため、そういう事務を教育委員会が行うべき事務として規定することであって、青少年に対してそのような体験活動を行うことを義務づけ

るものではないということを一つ申し上げたいと思います。

また同時に、学校教育法の改正につきましても、教育指導を行うに当たって、体験活動を充実するよう努める旨を規定するものでありまして、児童生徒に対して体験活動を行うことを義務づけるものではないということとございします。

そのような立法の趣旨からいまして、憲法の規定に反するような、苦役を与えとか、そういうことでは全くございせんので、そのところは御理解をいただきたいと思ひます。

○松沢委員 ちよつと今の答弁はわかりにくかったのですけれども、十八歳になった青年が一定期間、半年や一年、こういうところできちつと奉仕をしないといけないことを義務づけるのであれば、これは私は、憲法の問題にもかかわる問題だと思つて、教育論だけではなく、もっと違った議論が必要だと思つておりました、今後また議論していきたいというふうに思ひます。

次に、ちよつと細かい議論に入っていきますが、教育委員会の活性化に向けての法改正があります。

今回の法改正では、教育委員の構成が見直されているわけですね。つまり、保護者や地域住民の意向をより一層的確に反映できるように、委員の任命に当たって、年齢とか性別とか職業等に著しい偏りがないように配慮する、特に、委員の中に保護者が含まれるように努めるということなんでしょう。要するに、人員構成の質の改善ですね。

ただ、私は、今の教育委員会の実態を見ていると、この質の問題とともに、これは言い方が難しいのですが、量の問題というのがあると思うのです。そこで、ちよつと例を出します。

私は神奈川県選出の議員なんです、神奈川県には横浜市という、鈴木理事もお住まいの、選挙区が日本で一番大きな基礎自治体があるので、これは、人口三百四十万です。学校数、公立の小中高数、幾つあると思ひますか、五百七十あ

るのです。生徒数三十一万です。それで、教育委員六人です。同じく、私の川崎市というところは、人口百二十万で教育委員は五人。学校数は二百二校あります。生徒数十七万人。神奈川県で一番小さな基礎自治体は清川村というのです。この村は、人口三千五百人。学校数は、公立学校がわずかに六校。生徒数はわずか三百人。教育委員はちゃんと三人いるのです。

教育委員一人当たりの生徒数というのを割り算して計算しますと、横浜市は何と五万一千六百人です。縦に割ることが正しいかわかりませんが、一人の教育委員が担当する生徒数ですね。川崎市が三万四千、清川村は百人であります。

皆さん、何を言いたいかといひますと、教育委員に、その基礎自治体の教育の現場の情報、親の意見あるいは先生方の意見、これがやはりしっかりと入つていて初めて、この学校をどうするか、この先生をどうするか、あるいは教科書をどうやっていくのかという議論ができるのです。

これはもう本場に都市砂漠のようになってしまつていて、恐らく横浜市の教育委員なんというのは、鈴木先生でも全員の名前は言えないと思ひます。全く知らないような人が、事務方の資料が上がつてきたのを、簡単に言えばほとんど判こをつくだけであります。実質的な議論は全くできないのです。要するに、基礎自治体の規模が大き過ぎるのです。私は、これをしっかりと改革していかないと、大都市においては教育委員会は機能しない。教育委員会の活性化といつても、この問題を忘れてしまつてゐるのです。

だから、私の提案としては、例えば、政令指定都市は行政区があります。行政区になると人口十万人から二十万なんです。ここは難しいかもしれませんが、教育委員会は各行政区でも持つてゐるようにして、それだつて清川村の何倍も大きいのです。その行政区内の公立学校のさまざまな情報を集めて、教育委員会として方向性を見つけていく。こういう教育委員会の分権論や、あるいは、大都市であつたら、人口三百四十万の横浜市で

あつたら、横浜市の権限で、うちはこれだけ生徒も多い、学校も多いんだから、少なくとも教育委員は三十人ぐらいにしようとか、そういう権限を持たせる。これこそが私は地方主権だと思ひますし、教育の地方分権だと思ひます。

今、私の川崎市でもそういう教育委員会の問題を抱えておまして、今回の活性化案というのは質の問題だけですが、規模というのか、この問題について、大臣は改革案をお持ちではないんでしょ、うか、ぜひとも改革をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○遠山国務大臣 非常に御示唆に富んだ御意見を伺いました。

ただ、現行制度の考え方を説明させていただきますけれども、今の制度のねらいといひますか、その性格上、教育委員の数は原則五人とされているところでありますけれども、教育委員会自身は、委員の合議によつて教育行政の基本方針などを定める仕組みの、これは審議機関ではなくて執行機関であるわけですが、これは地教行法の法律をお読みいただければおわかりと思ひますけれども。

それで、地方の行財政改革でありますとか、あるいは他の執行機関との整合性を図る必要があるということからきてゐる執行機関でございまして、人口の増加に合わせて教育委員の数を増加させていくような性格のものではございせん。

ただ、先生がお話しのうちに、いろいろな教育の実態を調べたり、その情報をきちんと集めて、それを分析して、合議体としての意思決定をしていく必要があるのではないかと、これは、まことにそのとおりでございします。

ですから、大規模な自治体でありまして、教育委員会が地域住民の多様な意見を把握して、それを教育行政に反映させていくために、いろいろな方式があると思ひます。

一つは、例えば教育行政に関する相談体制の整備でありますとか、あるいは公聴会を開く、あるいは教育モニターの活用というようなささまざまな

方法を用いて、広い区域内におきます教育の実態をしつかり情報として整理して、そして、執行機関である教育委員会において基本方針を定める、そういう教育委員会制度の本来のあり方というものを十分に執行していただきたいと考えております。

したがって、教育委員一人に対して、幾つの学校があって、子供たちが何人いるか、そういう考え方にはなじまない制度でございます。執行機関でございます。

○松沢委員 執行機関であるのはわかるのですが、けれども、そうであれば、国の法律で、おおむねですけれども、その人数まで決めるのではなく、むしろ地方自治体に、その教育委員会の構成については全権をゆだねる、地方自治体で議論してどういう教育委員会をつくるか、人数や質においても、それを任せるというのが教育の地方分権につながると思ふのですけれども、そういう発想はございませんか。教育委員会の人数とか中身について、どうしても国が、中央で法律でコントロールしなければいけないのでしょうか、どうでしょうか。

○遠山国務大臣 教育委員会の制度の中で、どういふ人を教育委員に選び、どういう形で情報を集め、そして基本方針を決めていくかということについては、全く各地方公共団体に任されているところでございます。

ただ、るるお話ししておりますように、この教育委員会制度というものが、諮問機関といふことが審議機関ではなくて、教育行政にかかわる中心的事柄を執行する、そういう機関でございます。行政を行っていただくという角度から、基本的な枠組みについて国が定めているというのは当然の方向ではないかと思ひます。

○松沢委員 次に、通学区域にかかわる規定削除についてお伺いしたいのです。

学区の自由化というのは、学校選択の幅も広がって、方向としては私は間違つてはいない、賛

成なんですけれども、その一番大きなマイナス面として、学校間格差が広がるんじゃないかというところがあると思ふのです。

例えば東京都では、今都立高校の学区を一つにしようという改革になっております。そうすると、例えば日比谷高校が復活できるとかいう一部の期待もあるのかもしれませんが、そういうトップ校が出てきて、受験も含めて東大に何人入ったかなんという競争にも入つていって、以前の日比谷復活だと喜んでゐる方もいるのであります。

ただ同時に、かなり底辺校というのでも決められてしまつて、スクールのナンバリング、ナンバーがでても、スクールのナンバリング、ナンバーという弊害もあると思ふのですけれども、大臣は、学校間格差が広がるという弊害については、いかがお考えでしょうか。

○岸田副大臣 御指摘のように、今回の改正によつて学校間格差が拡大したり、あるいは受験競争が激化すること、これはあつてはならないことだと思つております。

その中であつて、今回、改正によつてそういったことが心配されるのではないかといいことではあります。この問題につきましては、例えば高等学校の入学選抜等において、選抜方法の多様化ですとか評価尺度の多元化等によつて、従来から、高校における格差というのに対してそれなりの対策が講じられてきたわけでありまして、

加えて、昨今、それぞれの学校の特色を出していく、教育の特色を尊重していくという方向、あるいは、学費にしましても価値観が多様化していく、そういった価値観をどう吸収していくのか、そういった施策や考え方の中で、必ずしも学区を撤廃したからつての状況が復活するといふような状況ではないか。やはりこういった多様な選抜方法、学校のそれぞれの特色を尊重するあるいは学費の価値観の多様化、こんなものをつつかりと受けとめられる方向を、体制をつくることによつて、学区の自由化によつていきなりおかしな方向に行くことは防げるん

ではないかというふうに認識しております。ぜひそのように努力しなければいけないと考えております。

○松沢委員 ここ数年、小学校、中学校レベルでも学区の弾力化が、さらに自由化までいっているんでしょかね、進んできていて、例えば品川区は、もう二年目になっておりますけれども、小学校で隣接学区の小学校も選択できるというふうに学区を少し弾力化したわけですね。中学校も、ことしから品川区は始めた。それがだんだんと広がつて、日野市とか足立区にも広がつていって、聞くところによりますと、足立区の場合は全区一学区にして、何十か小学校があると思ふんですが、それを一応自由にしたということで、ここま

で進んできているんですね。確かに、学区の弾力化というのは、生徒や親にとつては学校の選択の幅が広がるし、あるいは学校間に、やはり生徒をたくさん呼んでこなければいけないという意識が働いて、競争が起きて、今副大臣の御指摘がありましたけれども、逆に特色ある学校が生まれる。あるいは、学校の情報公開、やはり生徒たちが選択しますから、きちつと、我が学校はこういう学校でこういう教育をしているんですよということ情報を公開するという開かれた学校になるといういい面もある。

しかし同時に、先ほど申したように学校間格差が生まれるという弊害もあるんですね。特に小学校の場合で、足立区のように完全自由化までいっちゃいますと、小学校は、地域に根差した小学校をつくつていこうという一つ方向もあるわけですね。非常に地域との乖離が進んでしまふんじゃないかというデメリットもあるんですね。大臣、私は高校ぐらいまでくればかなり選択の自由を認めてやつていくのはいいことだと思ふんですが、小学校段階でここまで自由化が進んでしまふと、地域に根差した小学校というのがなかなかできなくなつてしまふんじゃないか、私はそう思つてゐるんですけれども、大臣は小学校レベルで学区の弾力化、自由化についてはどうお考えなん

でしょうか。

○遠山国務大臣 公立の小中学校の通学区域は既に市町村教育委員会がみずから定めることができるわけですね。その場合、あらかじめ地域の実情などに応じてみずからの権限と責任において定めるわけでございます。まさに先生御指摘のとおり、広域の区域の中から選べるということで大変いい面もございます。開かれた学校になりまして、公立であつてもお互いに競合合つて特色を出していくということが大変大事だと私は思ひます。

その意味で、少し広域の区域を定めるなどのメリットも大変多いわけでございますが、他方で、まさに御指摘のように、学校というのは地域に根差した、あるいは地域と密接に関連を持つて、地域の総合的な教育力も期待するような存在でもあるわけでございます。その意味で、広げ過ぎるとどうなのかなということは一つのデメリットとして言えると思ひます。

ただ、文部科学省として、どうあつたらいいとか、デメリットが多いからやめた方がいいといふふうなことを申す段階ではまだ早いと思ひます。これこそまさに地方分権でございます。各地方教育委員会においてそれぞれのメリット、デメリットというものを総合的に勘案して、特に地域の実情でありますとかあるいは保護者の意見などを十分に踏まえて、私はこれはぜひとも適切に対処していただきたいと思つております。

○松沢委員 昨日の本会議の質疑で、小泉総理の答弁の中に、学校間格差が生じないように配慮をするといふふうな答弁があつたんですけれども、これは法案になつてゐる高校の方ですけれども、高校の方で学校間格差を生じないようにするため、広げないようにするためにどのような方策を講じていくのか、具体案がもうあるんでしょか。

○岸田副大臣 具体的な方策としましては、やはり入学者の選抜方法の部分になるかなと思つてゐます。その多様化あるいは評価尺度の多元化、こ

のあたりがまず具体的な部分かというふうに思っております。それに加えて、先ほど言いました方向性で努力をしなければいけないということかと思ひます。

○松沢委員 最後に、大学の飛び入学の自由化についてお伺いをしたいと思うんですが、今回の法改正で文部省は、大学だけでなく短大、あるいは政令をつくって専修学校まで飛び入学制度を広げるといふことのように聞いております。それと、現行では数学と物理のみでありました。ところが、これをすべての科目に広げる、こういう方向に持っていくことでございます。

ただ、これはいわゆる青田買いですね、学校が生徒が欲しい、今生徒数がかなり減少傾向ですから、大学もあるいは短大も経営が苦しいわけですね。一人でも生徒に多く来てほしい。そうであれば、極論ですが、この制度を悪用して、高校二年のときにどんどん引張ってきちゃえ、理由は後からつけられたいというふうな青田買いに走る学校も出てくるのではないかと、そういう心配も私はあるんですが、文部省はその辺どう認識されておりますでしょうか。

○岸田副大臣 飛び入学につきましては、能力、資質を伸ばすという意味で意味があるというふうなことでございまして、今回、今先生御指摘がありましたように、より範囲を拡大したわけでありまして、

範囲の拡大の趣旨であります。例えば対象分野を数学、物理に限定されていたものを広げた意味合いにつきましては、やはり学問分野が複合化あるいは学際化している。例えば、バイオインフォマティクスといえは生物学と情報学が一緒になるんでありまして、あるいはデリバティブといえは金融と数学なんかが一緒になるんであります。そういうさまざまな複合化が行われている中であつて、さらには芸術やスポーツ、こういった分野においても資質を伸ばすことは考えるべきではないかと等々、そんな判断のもとに対象分野を拡大したわけです。

また、従来、博士課程を有する大学に限定され

ていた実施対象校の範囲につきましても、情報や芸術の分野においては、要は、大学院に進学する、研究だけが目的ではない学生がいっぱいいるわけですから、そういった学生の資質を伸ばすというふうなことも考えるべきではないかと等々、実施対象校の範囲も広げることになったわけでありまして。

しかし、その中で、今御指摘がありましたように、安易な学生集めに利用されることがあつてはならないというふうなことでございまして、

そこで、今度実施するに当たりまして、文部科学大臣が定める要件ということで、教育上適切な指導体制を整えることとか、あるいは二年間にわたり資質を見出し得る立場にある高校側の推薦を求めるなど、特にすぐれた資質の判定の上で適切な配慮を行うこととか、あるいは飛び入学に関して自己点検や評価を行い、その結果を公表すること、こういったあたりを盛り込んで、適切に指導していかなければいけないというふうに思っております。

なおかつ、その辺の結果を公表することによつて、今おっしゃいましたような、安易な大学の青田買いが激化すること、このあたりをしつかりとチェックしていかなければいけないと思つております。

○松沢委員 私は、方向性はわかるのですが、なぜここまですべてに広げる必要があるのかという疑問があるのです。

例えば、高度な専門性を育てていくというのであれば、四年制の大学や大学院までつながつている大学に早く行つて専門的な道を歩んでいくというののはわかるのですけれども、短大にそれが必要なのか、あるいは政令で専修学校にまでこういう需要があるのかどうかということ。

あと、例えば、中学、高校から大学あるいは大学院まで継続して学ぶ数学とか物理とか、こういう問題で非常にすぐれているから早く育ててあげようといつて飛び級をやるというのかわかるのですけれども、では、スポーツや美術で飛び級をやる

らなければ専門性は育たないのか。そこまで広げて、大学のスポーツチームの青田買いに遭うだけではないのかという心配もあつて、現に千葉大と名城大というところで、現行では二校でやっているだけで、そんなに需要すらないのです。

私は、この状況をなぜそこまで今急激に広げなければいけないのかというのがわからないのですけれども、その点はいかがでございますか。

○岸田副大臣 基本的に、短大等まで広げたその思いは、要は、情報ですとか芸術の分野におきましては、研究のみが目的ではない、やはり実学という面でもこういった才能を伸ばすということは考える必要があるのではないかと、そういったことが基本にあるのだというふうに思つています。

そして、今御指摘がありましたように、現実には二つの大学でしか実績はないわけでありまして。これから、その辺の状況を見て、こうした対応が必要なのかという御質問であります。この辺はちよつと考え方なんだと思いますが、こうした飛び入学というものの意義は一面確にあるというふうな思つています。ですから、このよさを伸ばしていくために、現実に即した対応をしなければいけないという考え方はあり得るのではないかなと思つております。

ですから、ぜひこうした飛び入学の趣旨が生かされるように、こうした対応の中でしっかりとまた検討を続けていかなければいけないのではないかと。そのために、先ほど申しましたように、実施状況等をしつかり公表していく、この辺の情報公開が大切ではないかなというふうに思つております。

○松沢委員 時間ですが、最後に一点。飛び入学をするために高校をやめた方は、高校の学習の課程を修了していないので、中退という形になるんですね。日本は履歴書社会ですから、例えば履歴書なんかには高校中退ということになつてしまつと、何かマイナスイメージにとられやすいと思つたのです。

そこで、飛び入学をして早く大学に行つた方には、中退ではないような、何か、肩書きではないのですけれども、呼び名を私は考えるべきではないかというふうに思つたのですけれども、そこはいかがでしょうか。

は、中退ではないような、何か、肩書きではないのですけれども、呼び名を私は考えるべきではないかというふうに思つたのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○岸田副大臣 御指摘のように、飛び入学した者は、高校を卒業せずに大学に入学するため、制度上は高校中退の扱いになります。

こういうリスクは、本人の自覚はもとより、受け入れ大学においても、飛び入学を受け入れた以上は、責任を持って卒業させるような教育指導体制を整えるようにしなければいけないというふうに思つております。

なお、高卒同等者を対象とするような各種国家試験等があります。これにつきましては、飛び入学した者が受験できるよう今回の法案の附則改正で措置しているほか、また、各省庁またがるような資格もありますので、このあたりは、ほかの省庁とも連携しながら善処を求めていかなければいけないと考えております。

○松沢委員 時間をオーバーしてしまいました。済みません、ありがとうございます。

○高市委員長 牧義夫君。

○牧委員 民主党の牧義夫でございます。新しい内閣になりましたので、改めて質問に立たせていただきますので、改めまして、大臣、副大臣、御就任おめでとうございます。

小泉改革断行内閣の中で、まさにその目玉でもございます教育改革、この二十一世紀百年の計でございますから、どうか抵抗勢力に対して、恐れず、ひるまず、とらわれることなく、この改革を断行いたしていただきたいとまずはお願いをしながら、そして、現在の公教育を取り巻く容易ならざる状況については、私も、あるいは大臣も副大臣も同じく認識をしているところであらうかと思ひます。

そんな中で、教育改革も、まさに一刻の猶予もならないという意識は私も同じつもりであります。ただ、だからといって、ここでもいいかげんな議

論だけで済ませていくわけにもまたまいらないわけでごいまして、今回の教育改革と称されるこの関連の三法案、そういった意味で、三本一括というところ、また会期末をにらみながらの非常にタイトなスケジュールの中での審議というのは、ちよつとその辺のところを、意気込みがどうかと多少懸念もされるわけでごいしますけれども、ともあれ、この法案については、多少実効性において懸念されるころ、また運用面でも多少懸念されるところもございしますので、方向性としては私なりにそんなに違わない方向性かなという認識を持ちつつも、本当に実効ある改革を行つていただくために、若干内容を精査いたしていきたくと思うわけでごいします。

そんな中で、きょうは、特に教育委員会の会議の公開について、それから指導が不適切な教員の処遇について、主に地教行法の改正案について絞つて御質問させていただきたいと思うわけでごいします。

まず、地教行法の改正案、「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」とありますけれども、「その他の事件」とはどのような事件のことを想定しているのでしょうか。

○岸田副大臣 情報公開の重要性にかんがみ、教育委員会の会議を公開すべきということを規定したわけでありまして、人事に関する事件その他の事件について公開しないことができるものとしたわけですが、その「その他の事件」とは何かという御質問であります。例えば、個別の生徒指導上の問題に関する案件で、特定の児童生徒の氏名が出るような場合など、個人のプライバシーの保護の観点から、公開しないことが適当である場合等が考えられるというふうにごいしております。

○牧委員 私もそんなことくらいいかなのかなと思うわけで、まさにその事件の当事者の人権にかかわるような、そういうプライバシーのものに

限つてというふうに私も考えたわけでごいしますけれども、であれば、その辺のところを明記した上で、この三分の二以上ということになると、これは三分の二以上の委員が賛成すればどんな案件でも非公開にできるということになってしまふという意味で、余り意味がなくなつてしまふんじゃないかなというふうに思つたわけで、これはそういう書きかえ方というのはできないのかなと思つたんです。

これは何を想定して言つているかというと、今まさに、夏に向けて教科書の採択の作業が始まつているわけですが、その辺の透明性がどのように担保されるかな、その辺の懸念も含めてちよつと聞いてみたんですけれども、いかがでしょうか。

○岸田副大臣 この三分の二以上の議決がある場合は公開しないというのは、例えば地方自治法における地方議会の秘密会の規定等との比較もあるんだというふうに思いますが、どのような案件について非公開にするかは教育委員会の判断にゆだねられていまして、それから、できる限り公開するような運用が望ましいというのとは間違ひないと思つておりますので、その辺は、その趣旨をしつかり体して、教育委員会の判断ということになると存じます。

○牧委員 ちよつとしつこいようですけれども、その辺のところをもう一つ確認したいと思ひます。

ここで言う教育委員会の会議とは、これは地教行法の十三条一項で言う会議のみに限定されるのでしょうか。

○岸田副大臣 そのとおりでございます。

○牧委員 であれば、先ほど文部科学省の局長もお話されていましたが、まさに採択の公正化を図るために、より適正化あるいは透明化を図つていかなければいけない、そんなようなお話を聞きました。

例えば採択に関して、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律というものがござい

ます。第十条に、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に

関し、計画し、及び実施するとともに、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。」となつています。

また、同十一条、「都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない。」

例えばこんなような条文がありますけれども、ここで言う援助ですとか指導、あるいは審議会の意見を聴取するといったような行為そのものは、ここで言う会議の範疇には入らないわけですね、いかがですか。

○岸田副大臣 入りません。

○牧委員 となると、教科書採択の教育委員会における透明性というのはどこで担保されるのか。まさに、会議は公開するといつても、全く言葉だけの話であつて、実行を伴わない情報公開のよう

に思えてならないわけで、まさにその辺の審議会とのやりとりですとか、あるいは都道府県教育委員会から市町村教育委員会への指導助言ですとか、あるいは採択県中の教育委員会間の協議、その辺の透明性がどうしても担保されない、その辺で私は大きな懸念を抱くのですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○遠山国務大臣 教科書の採択というのは本当に義務教育諸学校の教育にとりまして大変重要なポイントであると思ひます。そのことから、教科書採択に関する情報は、採択に支障のない範囲でできるだけ公開して、開かれた採択を進めるよう我が省としても指導しているところであります。

各都道府県の教育委員会ではどのような取り組みが行われているかと申しますと、採択結果でありますとか、あるいは採択の理由、それから選定審

議会の委員の氏名、こういった面で採択関係の情報公開に向けた動きがあるわけでごいします。私どももいたしましては、今後ともこの各教育委員会におけるこうした取り組みを進めてまいりたいと思つております。

○牧委員 くだいようで申しわけないんですけれども、そういう指導を徹底していただきたいということ、地教行法の中でそういう処理ができないのであれば、あるいはこの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、これを一部改正するなりなんなり、そういう姿勢を示していただければありがたいなということをお願い添えさせていただき、次の質問に移ります。

指導が不適切な教員の転職について、先ほど別の委員からも質問があつたと思うんですけれども、地方公務員法二十八条三号、「その職に必要な適格性を欠く場合、これは免職にできるとあるわけですが、これも、まさに今回の法改正、この法律の上に屋上屋を重ねるような感があるんですけれども、いかがでしょうか。

（委員長退席、鈴木恒（委員長代理着席））
○岸田副大臣 分限免職や分限休職に該当する者については、まず当該処分を行うべきものだというふうにごいしております。ですから、従来の仕組みはしっかりと徹底しなければいけないと思つております。

今回の措置は、要は分限免職等までに至らない者についてどうするかということでありまして、これは重なる話ではないというふうにごいしております。

○牧委員 ちよつとその質問については後でもう一回触れたいと思ひます。

次に、「児童又は生徒に対する指導が不適切であること」非常に簡潔な表現なんですけれども、この「不適切である」というその具体的なイメージとして、この法律はどういうことを想定しているのでしょうか、大臣。

○遠山国務大臣 指導が不適切な教員としてどんなケースが考えられるかということでごいします

けれども、おっしゃる通りに、非常にさまざまなケースがあり得るわけでございます。ただ、私どももいたしましては幾つかの具体的な例を考えております。

一つには、教科に関する専門的な知識あるいは技術などが不足しておりまして、学習指導を適切に行うことができない場合、これは児童生徒に教える場合に、内容に誤りが多過ぎたり、あるいは児童生徒の質問に正確に答えられなかったり、いろいろなケースがあると思いますけれども、やはり教師たる者は専門的知識を持って、あるいは技術も持っていないといけないということでございます。その点が一つでございます。

二番目には、指導方法が不適切であるということとで、学習指導を適切に行うことができない場合を想定しております。これは、指導方法が巧みですと子供たちは非常に意欲的に学ぶことができるわけなんですけれども、ただ単に知識を黒板に書いて、板書して終わりというようなことでは、なかなか子供たちは学ぶことに対する興味を持ってないと思いますけれども、そういった面で指導の方法が不適切であるようなケース。

それから三番目には、児童生徒の心を理解する能力や意欲に欠けて、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合でございます。子供たちとのコミュニケーションをしっかりとつていただくことが教員としては不可欠なことでございますけれども、そのようなことができないようなケース。

このような、今お話ししましたようなことは、例でございますけれども、不適切な教員として対象となるケースであらうかと思えます。

○牧委員 その判断の系統については、地方の教育委員会にそれがゆだねられているわけでございますけれども、その基準というものが、今のお話で、何が不適切なのか、その要件というものをもう少し明確に明示していただかないと、これは教員の身分にかかわる問題でございますから、そう簡単に処理できるものではないと思います。

これは、多分これからいろいろな方が質問されると思うんですけども、そこら辺が、今の御説明でも、こういう指導で不適切だ、そもそもその不適切というのがこの法律だけではよくわからないと思うんですけども、もうちょっと明確にしたいだけじゃないですか。

○岸田副大臣 今、大臣の方から例として三点、知識の不足ですとか、方法の不適切あるいは意欲の欠如、こういった例を挙げたわけですが、この辺の具体例につきましては、施行通知等によつて、より具体的に示すことは検討しなければいけないと思っております。その施行通知等の方法によりまして、このあたりはより具体的なものを示していきたいと考えております。

○牧委員 確かに、問題教師の話というのは私もよく耳にするわけでございまして、そういう教師から子供を守るということも必要であると思えます。そういう目的のみであれば賛成なんですけれども、この運用の仕方によつて、それ自体、教師をただ萎縮させるだけに終わるような懸念もございします。

私自身、地元でいろいろな親御さんのお話も聞く機会もあるんですけども、とすると、親のエゴともとれるような、そんな話も間々あるわけございまして、そんな意味で、例えばこういう件で、大臣は一般の親御さんとお話をされた御経験はございますか、またその感想を、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

○遠山国務大臣 私自身の経験でありますとか、あるいは私の家族の意見ももちろん聞きましたけれども、それ以外に、保護者の方から折々に話を聞く機会がございます。幸い、多くの場合は、いい先生の例を聞くことも多いのでございしますが、幾つかのかなり深刻な、教員の対応によつて、子供たちの中に、非常に学習意欲が喪失されたり、あるいは学校に対する興味、関心を失いつつあるというような例も聞かされております。

いろいろなケースがありますので、そのすべてを私が聞いているわけではもちろんございません

が、何かそのようなことを時折聞くこともありまして、ということでございます。

○牧委員 その不適格な教員の、ただ転職という安易な、とすると安易ともとられる、そんな方法をとる前に、今、親御さんとお話の件についてもお聞きしましたけれども、まづいろいろな角度から、では、どうして問題教員が生まれるのかということも当然究明されなければならぬわけございまして、その原因についての御認識というのはいくらなんでもしょうか。

○遠山国務大臣 もちろんいろいろな原因が考えられると思えます。もともと教員としての適性がない場合、あるいはいろいろな困難な教育課題が学校において起きた場合にそれに対応する力が不足している場合など、さまざまなものが考えられるわけでございます。

それは、恐らく、教員として採用されて、そして学校現場に行つて、そして適性がないというふうなこともございまして、現にいろいろな問題が起きる場合に、自分の力ではできないというふうなことで、力不足の点が明確になってくるような点もございまして、いろいろな原因はあろうかと思えますけれども、しかし、いわゆる不適切なケースというのがあるということは事実であらうと思えます。

〔鈴木(恒)委員長代理退席、委員長着席〕
○牧委員 いろいろな原因があるのかと思えますというお答えなんですけれども、その辺のところ、きちっとした認識がやはり必要であらうかと思えます。

というのは、この不適切な教員の要件として、一、二とあつて、児童または生徒に対する指導が不適切であることということと、必要な措置を講じてなお改善が見られない、この両方を満たした場合にということですが、その研修等必要な措置が講じられたとしてもなお生徒に対する指導を適切に行うことができない、その研修等必要な措置というのがどういふものなのか、あるいは研修期間というのはいくらぐらい必要なものなのか、何かそのようなことを時折聞くこともありまして、ということでございます。

か。この不適切な教員が生まれる原因というものについてのきちっとした認識がなければ、必要な措置というものも出てこないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○遠山国務大臣 原因の中でいろいろなものがあると言ひ置きましたけれども、もう少しブレイクダウンして考えますと、まずは大学における教員養成課程の問題があるかと思ひます。教員養成課程におきまして、教職の意義でありますとか、教員の役割について十分修得できているかどうかというのが一つのポイントであらうかと思ひます。

最近では、そういうことについて学ぶ科目や教育実習などの学習の機会が設けられて、かなり改善をされつつございます。こうした学習の機会というものは、学生が教員としての資質や使命感をはぐくむ機会でありまして、自己の教員としての適性の有無を考えることのできる極めて重要なチャンスであらうかと思ひます。したがいまして、各大学におけるこうした点の指導の充実に望まれるというのが一点でございます。

同時にまた、初任者研修というのも大変大事でございます。この初任者研修では、新規採用の教員に、教科指導でありますとか、生徒指導あるいは学級経営など、教職一般について求められる円滑な職務の遂行に必要な能力というものを身につけさせるために、採用後、一年間にわたつて、学校内、学校外で研修を行っているところでございます。

この初任者研修につきましては、一般論といいますよりは、個々の初任者の経験あるいは力量に応じたものにして、あるいは個々の学校の抱える課題に重点を置くというような形で、各教育委員会などにおいて、その内容の改善が図られているところであります。

初任者研修の期間は条件付きの採用期間でありますから、各教育委員会におきましては、この期間内に、初任者の教員としての適格性について適切に判断することが必要であらうかと思ひます。

適格性の欠如が明らか者につきましては、進路を考え直す機会を与えたり、正式採用を行わないというようなことなど、その制度の適切な運用が図られることが望まれるわけです。

したがって、まずは大学において、教職についてのしつかりした知識、技術を身につけること、と同時に、採用しても一年間の初任者研修の条件つき採用期間の中できっちり見ていく、そのようなことを重ねながら、しかしなおかつ、いろいろな問題が出てきた場合に対処するというのが今回の改正のねらいでございまして、文部科学省としましては、今後とも、こういういろいろな段階での大学なり教育委員会なりの努力というものをもちろん前進させていただいて、こうした問題の改善充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○牧委員 取り組みについては、その姿勢についてはわかったのですが、例えばの話なんです、向山洋一さんという方がいて、今、教育技術法則化運動という運動を展開されている元教員の方で、我が党でも一度この方を呼んでヒアリングをやったことがあるのですが、この運動を全国各地で、向山先生が講座を開いて教育技術の教授ということで展開をされているのです。この講座が常に超満員で、遠くからいろいろな学校の先生が来られて受講されるというふうに聞いております。

これは、皆さん、教員の方が、自分の財布からお金を払ってわざわざ遠方までこの先生のお話を聞きに行く、そういうお話を聞いているのですけれども、これはまさに公的な研修制度が実際のニーズに合っていないからこういう人たちのところに教師が集まるのじゃないかと思うのですけれども、御存じでしょうか、大臣は。

○岸田副大臣 今、先生の方から、向山洋一さんの講座の例を挙げてくださいました。その中身、詳しくは存じ上げておりませんが、そのお名前等をお伺いしております。

ついでには努力義務が課されておりますので、こうしたさまざまな民間の講座を利用すること、自主的に研修すること、教員にとりまして大いに奨励されるべきものだというふうに認識しております。

ただ一方で、今初任者研修や教職経験者研修を初めとするさまざまな職務研修を行っているわけですが、それが十分要望にこたえていないのではないかと御指摘だったと思いますが、その辺の重要性は認識しながら、やはり多様な選択ができるような研修の導入等、内容の見直し、これをしっかりとしていかなければいけないというふうに思っています。

ですから、自主的な研修とこうした職務研修、この辺が相まって結果につながるよう努めていかなければいけないと思っております。

○牧委員 研修についてもそうなんですけれども、また、研修のあり方だけでなく、もう一つは採用のあり方についてもやはり同時に問われなければならぬと思います。

今の不適格な教師というのを、例えば大阪府教育委員会では四つに分類をしているそうです。成果はあらわれないが姿勢は評価できる、これは要支援というのだそうです。それから、専門性や社会性に欠ける、これは指導力不足。次の段階になると、勤務態度や服務上に問題がある、これが不適格。最後は、精神的疾患などが原因の要治療。例えばの話、こういう分類をしているのだそうです。

ただ、こういう中で、下の方の不適格ですとか要治療という人は、これはまさに人間的に、人格的に問題があるわけございまして、都道府県の職員になったからといって仕事ができるとはとても思えないわけです。これは民間企業であれば多分もうとっくに首になつていて、そんな範疇に入る人たちがあろうと思うのですけれども、こういう人たちが完全に免職という形じゃなく、県職に配置するような措置になるのでしょうか。

○岸田副大臣 まず、考え方として、分限免

職あるいは分限休職に該当する者については、当該処分をまずしっかりとやるべきものだというふうに思っています。

ですから、そこに至らない者についてどうするか。他の職に転職させる道を広げるというのが今回の趣旨であります。そういう整理で考えるべきものと認識しております。

○牧委員 済みません。時間も余りありませんので、最後にも一つ質問させていただきます。

今の話に関連するのですけれども、採用時の話をさせていただきたいと思うのです。

昔は、私が子供のころ教わった先生方の年代といふのは、当時、でもしか先生という言葉がございまして、先生にでもなるか、先生にしかないない、そんなような時代的な背景もあったと思うのですけれども、今は教員採用といつても本場に競争率が高いわけで、それだけ優秀な人材を集められる環境にあると思うのですけれども、そういう中で将来的に問題教員になるような方たちを採用してしまふというのは、これはまさに採用する側の責任も同時に問われなければいけないというところが一つ。

もう一つは、どんな人間を採用しても、今の教員を囲む環境というのが余りに過酷で、どんな優秀な人を投入してもみんな途中でおかしくなっちゃう、そんなような環境なのか。

どっちも考えられるわけですが、その辺、いかがお考えでしょうか。

○遠山国務大臣 本日に教育の成否は教員にかかっておりまして、やはり教員は全人格的な角度から適切な対応をしていただきたいと思っております。

そのために、教員採用というのは大変重要であります。

教員としてふさわしい資質、能力を備えた人格を確保するために、各都道府県、指定都市の教育委員会に対しまして、教員採用、選考のあり方を人物評価重視の方向に一層移行させてほしいというのが一つでございます。また、面接の重視ある

いは適性検査の実施など、選考方法を多様化させるということ、単に学力、知識の量ということではなくて、人物についてきちんと評価をした上で教員採用をしていただきたいということで、私どもは指導しているところでございます。

どの組織でも、人物を本場にきちんと選考するというのは大変難しいことでございます。しかしながら、教員につきましてはより一層人物評価というのは大切でございますので、その点、各都道府県教育委員会におきましてきちんとした対応がなされるように、私どもとしても今後やりたいと思っております。

同時に、採用後の職場環境のことも、いろいろな問題点を抱えていることも承知をいたしております。この面についても、私どももできる限り、教員が伸び伸びと教育に携わっていただけるような環境づくりについて、今後とも努力をしてまいりたいと思っております。

○牧委員 ありがとうございます。

採用後の職場環境、もう大臣も御認識だと思っておりますけれども、本日に親にもしつけられないような子供たちが三十人、四十人と教師を取り巻くわけでございますから、これは普通の人間にとつては非常に過酷であろうと思います。

戦後の教育、まさにそういった公共心を培う意味でもう一度見直しが必要だと思っておりますけれども、まさに教師もそういう過酷な環境の中に取り囲まれているということも御認識いただいて、ゆとりとか生きる力とかというのはいいのですけれども、もうちょつとリアリティーのある教育改革を断行していただきますようお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○高市委員長 山谷えり子君。

○山谷委員 こんにちは。先週に続きまして、大臣、副大臣にお伺いしたいのですけれども、教育観あるいはまた現状認識について意見を交換させていただきまして、本日は、教育三法の改正についてお聞きしたいと

思います。

まず、教育委員会の活性化でございますけれども、午前中にも話が出ましたけれども、保護者を入れるということが努力規定になっている。

私も、レマンコントロール、これから地域の中で保護者の確かなプログラムを展開していくためには、保護者を必ず入れるというような、努力規定ではなくて義務として明文化すべきだということに思いますけれども、その辺はいかがでございますでしょうか。

○岸田副大臣 教育委員会の委員につきまして、知事ですとか市町村長が議会の同意を得て任命することになっております。ですから、まずもって、どのような人選をするのかというのは知事や市町村長の判断ということになるわけですが、委員につきまして、やはり限られた人数の中にどういった人材を盛り込むかということ、その要素として、教育もありましょうし、学術あるいは文化、いろいろな要素の識見が要求されるというふうに思っておりますので、この辺の認識は、各地域によりましてさまざまではないかなという気がいたします。

地方分権の趣旨も踏まえた上で、メンバーを一律に固定するのではなくして、判断は知事や市町村長に任せる、しかし、その中であつて、ぜひこういった趣旨を尊重してやっていただきたいという努力義務という形に今回させていただいたということでございます。この辺のバランスの中でこういった規定になったというふうに御理解いただければと思います。

○山谷委員 平成十一年の教育委員のメンバーの構成なんですけれども、市町村レベルでは、男性の教育委員が八三・五％、女性が一六・五％と、男女の差が著しいという感じがいたします。年齢でいえば、市町村レベルで六十歳以上が七割、都道府県レベルで六十歳以上が八割という形で、非常に高齢化している。

校長先生の退職後とか、あるいは先ほども紹介がありましたけれども、医者とかあるいはメデイ

ア関係者とか、ふだんの生活が非常に忙しい方を、兼務というお客様扱いで、余りタフに行動していただけない方がむしろ都合がいいというような形で任命しているというところも多々ございます。やはりそういう考え方は、これからの生涯学習社会、実のあるものをつくっていくけないというふうに思います。教科書を選ぶ元氣も、この方たちではないのかもしれない。やはりメンバーの構成というものを対して、もう少し新しい風を吹き込むような形をつくるため、義務として保護者をも明文化していくという方向は大切ではないかと思ひます。

また、職業関係におきましても、都道府県レベルでは、農林漁業関係の従事者が一名、サービス関係に至ってはゼロ名という形で、やはりこれも、地域特性を生かして、あるいはまた生涯学習社会をつくっていくというような観点からではメンバー構成が著しく偏っているということでございますので、岸田文部科学副大臣のお答えはわかりましたけれども、現状を見ますと、とてもそのお答えで満足できるようなものではないというふうには私は認識しております。

私自身も教育委員をやっておりますときに、私は保護者の代表として入っていたんですけれども、私だけでは本当に十分でないと思つたものから、中学生自身に教育委員を一日、二日やつてもらつて中学生教育委員会というような形をつくつたりとか、あるいは地区ごとに出前で、地域のボランティアの方たち、教育関係者の方たち、子供たちを交えて地区教育委員会というような形でいろいろな意見を聴取してきたんですけれども、そのようなタウンミーティング形式の教育委員会活動というものでまた教育委員会の活動が活性化していくというようなことについては、いかがお考えでございますでしょうか。

○岸田副大臣 まさに、教育委員会の歴史そのものがタウンミーティングから始まつたというふうには認識しております。ですから、そういった要素は大変重要だというふうに思っております。今

回、法改正をお認めただけでしたならば、保護者の委員への加入等、さまざまな形で教育委員会に新しい要素を盛り込んでいただきまして、そういった役割を果たせるように努めていかなければいけないというふうに考えております。

○山谷委員 教育委員会というのはこれまで、本来、つくつたときはそうではなかつたんですけれども、教育委員会と学校の関係が管理というようにな形に進んできたというふうに思います。今回、法改正するならば、それが支援体制とか相談、サポート、応援団というように変つていくんだらうというふうに思いますので、そのような地域とのネットワークというようなものの視点をいれながら教育委員会の活性化を考えていかなければいけないと思ひます。

相談体制の整備を考えていくということでございますけれども、この相談体制の整備というものは、例えばどういう形でどういう人が担当するということに想定していられつるんでしようか。

○岸田副大臣 今回の改正で、多様化する地域住民の教育行政に対する関心や要求に的確にこたえるため、地域住民の個々の意見や苦情等のいわゆる行政相談を受けつけ、これに迅速に対応できるように、教育行政相談に関する事務を担当する職員を指定し、そして公表することになつておりますが、実際には、これは実情に応じて各教育委員会が判断すべきものだというふうに考えております。

例えば、必ずしも具体的な職員を指定するのではなくして、職を指定するということでも足りるというふうに考えております。例えば広報課の広報担当あるいは渉外担当とかいう役職でこうした窓口を指定する、こういったことも考えられるのではないかな、例としてはそんなものを考えております。

○山谷委員 広報担当、渉外担当、あるいは総務担当になりますでしょうか、そのような方を置く、しかも兼務という形で。きつと電話がかか

てきたりすると、はい、出てくれみたいな感じで、そしてまた首長部局等の人事の異動で、専門性が余りなくて、しかも短期のローテーションで動く、短期といつても一、二年かもしれないけれども。

そのような形ではなくて、深い専門性を持った方、場合によつては数年、十年というような形で、地域に根差して本当に現実をよく把握していらっしゃる方をむしろこれから育てていく。それは、何も正規の職員でなくてもいいかもしれない。生涯学習のプログラムを経て、普通の民間の方がそういうような窓口をきちんとやっていくというふうな形でもいいのかもしれない。とにかく、本当に教育行政に関する相談体制の整備をしようとするならば、専門性のある方、そして長く地元でできる方というふうな基準でやっていくように支援していただきたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

〔委員長退席、鈴木(恒)委員長代理着席〕

○岸田副大臣 御指摘、ごもっともだと思ひます。しかし、現状、こうした窓口がある地方自治体自体が一部とか二割とか、大変数字的に寒い状況であります。このあたり、まず窓口の存在自体を広げていくことに努めながら、今先生の御指摘がありましたように内容においても充実する、これは大切なことだと思ひます。

○山谷委員 続きまして、学校教育法、社会教育法の改正の中で、体験活動の充実、それからまた、家庭教育の向上のための社会教育行政における体制の整備、社会教育関係団体等の関係団体、関係機関との連携に十分配慮するものとするというふうな改正が上がつてきているわけでございます。私自身も、体験活動というのはスピードアップしながら、地域の中でプログラム、受け入れ体制をつくつていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、体験活動にふさわしい場所をどのようにお考えでございますでしょうか。

○遠山国務大臣 今回の改正によつて推進しようとしております体験活動の内容は、社会奉仕体験

活動、自然体験活動、勤労生産体験活動、就業体験活動、芸術文化体験活動など、さまざまなものがござります。

今申し上げたような角度でふさわしい場所というものが選ばれるべきだと思いますけれども、それは、それぞれの活動の種類、あるいは青少年の発達段階、興味、関心などに応じて、ふさわしい活動場所や施設をできるだけ多く確保していくことが大事ではないかと思えます。

さて、では、例えばどんなものがあるかということでございますけれども、もちろん青少年の発達段階、地域の実情に応じてはありますけれども、地域の実情に応じてはありますけれども、福祉施設や公共施設というのも対象になるでございまして、あるいは商店とか企業、こういった適切な活動場所を確保して体験活動が行われていくということが大事ではないかと思えます。

そのためには学校と、これらの施設はもちろんのこと、地域社会との関係が大変重要でございまして、関係団体との幅広い連携を十分にとりながら、この体験活動が生きていけるように推進体制づくりに努力してまいりたいと思えます。

○山谷委員 全国子どもプランなどもあるわけでございますけれども、今遠山大臣がおっしゃいましたように、地域の中でたくさん、細かく必要だというふうにもお考えしております。

そこで、現実問題として、一番使える場所は地元の公立の小中学校の教室あるいは校庭ではないかというふうに思えます。

先週、私は、世田谷区のBOPの例とトワイライトスクールの例を申しまして、放課後、子供たちが遊べるような、そして地域のボランティアがかかわれるようなプログラムというものを、三年以内ぐらいに全国すべての公立小学校でやっていただけないだろうかというように意見を申しましたら、岸田副大臣が、えっというように顔をなさしていました。

その後、私はいろいろな意見をいただきました。そこまでは過保護じゃないかという意見

見もございましたし、あるいはまた、いいわね、それはすばらしいという意見もございました。

いろいろな、さまざまな意見を受けまして話をいろいろうちに、現実認識に相当なずれがあるというところがわかりました。今、放課後、五時半、六時まで子供が自由に学校に残れないということを知らない大人たちがいるということなんです。

今、ほとんどの学校が、特別なプログラムがなければ子供たちを帰してしまふ。共働き、そしてまた地域の中に空間がなくなっている現状で、子供たちはどこにも行き場がないというようにございまして。例えば図書室なんか、かきかかっている。校庭で遊んでいれば、早く帰らなさいと言われる。

校庭開放のデータを東京都からもらったんですけれども、校庭開放してありますという学校がだいたい出てくるんですね、していないところもございまして。しかしながら、例えば八王子では校庭を開放している日数が平均十日間しかない、それから府中ではゼロです、調布は二百八十七日、十日間でも二百八十七日でも、校庭開放しているところ、丸がついていっちゃうわけですね。

文部省で全国の調査はありますかと言ったら、ないという答えでございましたので、繰り返し言いますが、今は共働きの時代ですから、全国で子供たちが放課後、もちろん帰りたい子は自由に帰ればいいんですが、五時半、六時まで学校にいたる子はいられないような体制づくりというものをぜひしていただきたいなと思えます。

そのための調査、それからいろいろな予算なんかの措置もお願いしたいわけでございます。現在、学校の改修の補助率は三分の一でございますけれども、主に学校の学習の用途で使うべし、生涯学習的に使う場合は補助が難しいというふうになっているようでございます。その裁量は文部省が決める。できるだけ幅広く使わせたいという意思、思いはあるけれども、文部省が決める。

実態調査もあるようでございます。平成十一年までに空き教室だけで十一万教室ある、九二%は

活用されているということでございます。社会教育施設や備蓄用、図書室などに使われているというところもござります。

これもデータではそういうことなんです。私たちが実際に全国を歩きますと、倉庫になつていたり、図書室として使われているといいながら、もう本場にどうしようもない、ただ積み上げついで、暗くて、北向きで、だれも入りたくないような空間だったりするわけでございます。だから、現実にはどのような形で使われているかという、そこまで親切で愛情深いチェックをしていただきたいなというふうに思えます。

全国の公立の小中学校約三万五千校に百万円改修費を与えるだけで、三百五十億円でございます。そこは地域の拠点になれるんですね。ボランティアの方たちがボランティアとして使える場所を公立の小中学校、中学校に一教室ずついただけるだけで、どれだけ地域の教育力が上がるかということ、私も現実にはいろいろこのようなプログラムに参加させていただいて感じていることでございます。

例えば補助率の見直しとか、あるいは、とりあえずこの一、二年は構造改革でございまして、小泉総理とお話しなされて、公立の小中学校全校に百万円ずつの改修費用で、地域のボランティアと体験学習のネットワークづくりのための拠点を、スペースをつくらうじゃないかというように提案を積極的になさっていただきたいんですが、そのような考えについてはいかがお考えでございますでしょうか。

○岸田副大臣 先生の御趣旨は大いに理解いたします。今お話がありましたように、財政状況等ともいろいろ検討した上で、研究してまいりたいと存じます。

○山谷委員 お若くていらっしゃいますのに、随分後ろ向きのお答えでございます。

地域で、ボランティアが活動できるスペースが学校にある、そしてまた、地域のボランティアの人をそこに登録できる。アメリカなどでは、新学

期が始まりまして、地域の方とか父兄に、お父さんも含めて、得意わざを登録してくださいなんというのを言います。私の知人なんかは、例えばお菓子づくり、ピアノ演奏、折り紙、パーティーデコレーション、写真撮影、日本文化紹介と登録したところ、山のように学校から地域から、ホームパーティーをやるからとか、いろいろな形で需要が来たというのですね。

私自身も、インターナショナルスクールに通っている子供のお母様から頼まれて、夏休み三ヶ月間、地域でできるボランティアを一件紹介してあげました。そうしたら、次から次とそのインターナショナルスクールのお母様から電話がかかってきて、うちの子がこういうタイプのボランティアをしたいんだけど、何かないかと。つまり、そういうようなコーディネーター、ネットワーク、あるいはまた、だれがどういう得意わざを持っているか、どのぐらい一年間に時間として提供できるか、そのようなリストがあるかないか、もう本当に地域の教育力というのに差が出てくるというふうに思えます。

今、公立の小中学校にそのようなスペースをつくる、そしてそのような体制を教育委員会をつくっているところはございます。しかしながら、教育委員会では距離が遠過ぎるのです。公立の地元の小学校、中学校にぜひその場所とリストとある人は一人ぐらいボランティアで協力して下さる方を置いて、目標は一学校当たり百人ぐらいの教育ボランティアがいるといいと思えます。百人というの、そんなものすぐに集まります。百人のリストには、地元の芸術家の方も含まれると思えます。美術家、演劇家、音楽家、舞踏家。それから、地元のいろいろな工場、あるいは和菓子づくりの人、銭湯の人、いろいろいかもしれませんし、商店街の方、さまざまな協力者が出るというふうに思っております。

このようなスペースをつくって、目標は一学校当たり百人教育ボランティア達成、これをぜひやっていただければ、法律を改正しても今のよ

うな副大臣の後ろ向きの答弁では進んでいくと思えませんが、もう一回、しつこいですけれども、積極的な答弁を大臣、副大臣にお願いしたいと思ひます。

○遠山国務大臣 先般のお話を始め、本日も、学校の授業が終わった後の学校の開放の重要性についてお話がありまして、私も大変同感を感じました。子供にとって学校というのは、学びの場だけではなくて、やはりそこを根拠にいろいろなことを学べる場所でございます。そこがより広く開放されていくということは大変大事ではないかと思ひます。

文部科学省では、学校の開放を促進するための施設整備への助成を初めとして、学校の開放による地域住民へのさまざまな学習機会の提供等の事業への助成、あるいは学校開放事例集の作成などの施策を通じて、この問題、学校の開放の促進に向けて努力をしているところでございます。

さらに、それをどこまで一気に進め得るかというのとはなかなか難しい点もございましょうけれども、私は基本的には、学校は、学校教育に支障のない範囲ではありますけれども、可能な限り多くの日数、時間を開放して、そして、そういう開放する場所も広がっていくということは、地域のさまざまな学習活動拠点となっている学校にとって大変重要なことであると考えております。

そのような考えの上に立つて、今の御意見も参考にしながら、十分検討したいと思ひます。

○岸田副大臣 あと、今の大臣の答弁に加えまして、先生の方から情報の提供、交換の御指摘がありました。それにつきましては、現在、全国に子どもセンターというのを三年間で千カ所を目標に設置しております。現在七百カ所ほどでございまして、ここでも親子供たちとさまざまな体験活動に関する情報を提供するというようなことをやっておりますし、また、都道府県におきましては、生涯学習ボランティアセンター、こんな施設を利用しながら、情報提供につきまして行っているところであります。

ただ、今は過程であります。まだ不十分なところもありますので、関連省庁、地方自治体あるいはその関係団体、さまざまな方々と連携できるような、情報提供が円滑にできるような、こうした機能の備えた体制はこれからつくっていくかなければいけないと認識しております。

○山谷委員 子どもセンターをこれから三年で千カ所と。私が申ししたのは三万五千カ所でございますので、とにかく百万円を三万五千カ所に、そしてそれぞれに百人のボランティアというふうな、このような数字を押さえていただければ、これから百年相当は大丈夫ではないかというふうに考えております。

それから、子育て講座のお話もこの前ございましてけれども、今、保健所とかいろいろな家庭教育学級とか、私も経験しているんですけど、これも一回こっきりで終わっちゃうんですね。ですから、やはり地域の中でネットワークをつくっていくためのまず最初の集まりだということな位置づけで、継続的に動けるようなシステムづくりのための一歩という形でとらえてプログラムを組み立てていただきたいなというふうに思ひます。

最後に、時間がありませんが、不適切教員について意見を述べたいと思ひます。

本日に教員に向かない先生、あるいは教育活動をしていく中で何かずれが生じてしまうような先生というのはいくらもあるわけではございませんけれども、そしてまた、子供の人権も守らなければいけませんけれども、ただ、恣意的な措置がなされないよう、そして公平で透明性ある基準と運用、先ほどの大臣の答弁では、ややというか、かなり心もとなく思ひました。公平で透明性ある基準と運用、保護者や子供たちの声も聞く、あるいは本人の不服申し立てができる第三者による審査機関をきちっとつくって、事実確認の客観性、手続の厳格性、いろいろなことを考えながらやっていくべきと思ひます。

した。一回二万円、毎月百人ぐらい、北海道から自腹で十数万かけてやってくる人もいますね。どういふことを教えるかという点、「はい、こつちを見てみんな聞いてください」というのじゃないんですね。「はい、手に持っているものを離しましょう、おへそをこつちに向けてください」という、そういう教え方をしているわけですね。旧師範学校ではそのような実学、そういう教え方をしていた。それと、教育者としての全人格的な触れ合いの中で立派な教師をつくっていった。その両方があったというんですね。

今の大学の養成課程ですと、機械的なカリキュラムで、専門性という意味では非常に欠けている部分がございますので、そのような形でやはり研修体制というものを直直す時期が来ているというふうに考えております。

それから、養成も大学の教員養成課程と、実習の評価もしないわけですし、採用につながついていないんですね、今現状。そのようなこともきちんと組み立て直さないと、対症療法というふうにしかとられないような改正になつてしまふというふうに思ひます。

採用のあり方も、例えば平成十四年、石川県の教育委員会は、公立学校の教員採用試験に絵本の読み聞かせを導入する。先ほど遠山大臣も、採用に当たってはいろいろな多様性を持つてということとでございまして、この絵本の読み聞かせ、別にうまくなくなつていい、ただ、読み聞かせをしていく中で心の豊かさというのを感じられるからというふうなことでこの絵本の読み聞かせをやろうとしているわけですが、例えばこういう中に、私は幼稚園、保育園にこの大学四年間で読み聞かせで百時間行きましたというふうなことがあつてもいいわけですね。

そのような形で、不適切教員の問題においては、支援策、研修のあり方、養成、採用、抜本的に見直していかないと、唐突にこれが出てきただけという形では、教育現場がよりよい形、教育環境がよくなるというふうな形にはならないというふうに考えております。

ふうに考えております。時間が過ぎております、遠山大臣に、その辺、一言お伺いしたいと思ひます。

○遠山国務大臣 適切な教員を得るためには、今おっしゃいましたように、いろいろな、さまざまな角度での努力が必要だと思ひます。

ただ、私が先ほど具体的な例は何かと言われまして、お答えしましたために、やや不明確な点があつたというふうにおっしゃいましたけれども、私は、指導が不適切な教員の転職については、これは絶対に恣意的にわたらないように手続を厳格なものとするべきと考えております。その内容につきましては、また追つての御質問の段階で御説明することもあると思ひますが、先生のお話を十分に参考としながら、これからこの問題に対処してまいりたいと思ひます。

〔鈴木恒一委員長代理退席、委員長着席〕

○山谷委員 ありがとうございます。

○高市委員長 西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

最初に、飛び入学制度について、今回改正がございましたので、そのことについて質問申し上げたいと思ひます。

今回、大学並びに大学院への飛び入学制度について、対象分野それから対象教育機関の面で大きく規制緩和されることになりました。まず、基本的なことについて確認をしておきたいと思ひます。

飛び入学制度で高校から大学へ入学した人の学歴、先ほど松沢委員からも御指摘がありましたけれども、高校中退ということになります。このことから生じる心配な点についてお伺いをしたいと思います。

まず、飛び入学した人が途中で大学を中退して他の道を歩み始めようとして、あるいは在学中にさまざまな資格を受験したいと思つた際に、受験資格がないとか、いろいろな不都合が生じるのではないかと、こういうところの問題でございます。今回の法案では、幾つかの資格要件について、

例えば学芸員補、あん摩マツサージ指圧師、診療放射線技師など、幾つかの受験資格に關して、飛び入学した者に受験資格があることを書き加えております。一般的に、受験資格に關する法律文で、こう書かれております。「学校教育法第五十六條第一項の規定により大学に入学することが出来る者」こういう規定で飛び入学者にも資格を与えよう、こういうことでございます。そういう解釈でいいのかわか、また、本当に、受験資格がないと言われるなど不利益をこうむることがないのかどうかということをまず確認したいと思ひます。

また、先ほどの法律部分ではなくて、高校卒業を受験資格の要件としている資格がほかにもたくさんあるのではないかと思ひます。このことに關して、早急に、こうした受験資格においても飛び入学者が不利益にならないように措置を講ずることが大事だ、こう思ひますが、大臣のお考えをお聞かせたいと思ひます。

○遠山國務大臣 お話の中で、各種の資格の要件としまして、高校卒業を要件としているものがございますけれども、飛び入学は高校を卒業せずに大学に入学するものでございますから、高校卒業という要件を満たさないことになるわけでござい

ます。この問題は我が省としましても考えておりまして、飛び入学した者が高校卒業業者と同様の扱いとなるように、今の改正法の附則でございすけれども、例えば救急救命士の受験資格など幾つかの資格がございすが、そういう資格などにつきまして附則で措置をしておりますけれども、その他の資格についても、今後、各種資格の担当省庁に善処を求めてまいりたいと思ひております。

○西委員 二つ目の問題ですが、飛び入学した人が途中で他の大学に行きたい、こういう場合のこととてございす。

他の大学へ再び転入学ということが可能であったり、また、大学でも飛び入学、よその大学への飛び入学が認められた場合にはこれは問題はない

のですが、一度大学をやめて再び違う大学に入学することになりますと、高校卒業の資格が要することになります。もちろん、大検試験を受けるという手もあるわけですが。

そんなことを考えますと、この制度で飛び入学をする人は通常の高校卒業以上のすぐれた資質を基本的には有している、そういうレベルに達している人だというふうに私は考えるわけですが、そのような人に高校卒業資格を与えないでそのままにしておくのは、いろいろな意味で不備が生じるのではないかと思ひます。大検の試験を受験しなければ大学受験をできないという不合理が生じないように、高校卒業資格を何らかの形で与えるべきではないか、こう思ひます。

それは、在學した高校が責任を持つて与えるということになるのか、または例えば、大学の場合ですと学位授与機構のような機関、仕組みがあるわけですが、こんな高校卒業資格を与える機関が設立されるのか、どういう形になるのかはわかりませんが、いずれにしても、同時に高校卒業資格を与えるべきだと思ひますが、この点についてはいかがでございすでしょうか。

○遠山國務大臣 御心配の点はよくわかることとてございす。

飛び入学した学生につきまして、その入った大学の他学部へ転学部することは可能でありますし、また、他大学への転学につきましても、その大学が特にすぐれた資質を有する者として受け入れを決定すれば転学はもちろん可能でございす。さらに、一般的な大学入学資格を取得すれば転学も可能になるのは当然でございすが、他大学に再入学する場合にも、いろいろ単位の点などで便宜を与えていく必要があるかと思ひます。

やはり高校を卒業せずに大学に入学を許すわけとてございすので、受け入れ大学において責任を持つて卒業させるような教育指導体制を整えるということがまず大事であろうかと思ひます。やむを得ない事情によつて他大学等への進路変更を希望する場合には、できるだけそれが可能となるよ

うな仕組みとすることを予定としております。

○西委員 どうぞ大臣、結構でございす。飛び入学制度は、平成九年、学校教育法施行規則の改正を行ひまして、要件としては、数学、物理の分野に希有な才能を有するごく少数の者に対して、その分野に關する専攻を置く大学院博士課程を有する大学で、教育上の例外措置として大学入学資格を認めたとという経緯がございす。数学、物理の分野に限り認められた飛び入学制度から四年を経過して、その結果をどう見るかということ

をまずお伺ひしたいと思ひます。同時に、現行の飛び入学制度は、希有な才能を伸ばすという目的が非常に明確でございす。昨日、文部科学大臣は、今回の飛び入学制度の目的に關して、提案理由の中では、「一人一人の能力、適性に應じた教育を進め、その能力の伸長を図るため、大学における飛び入学の促進等を図る必要がありす。」と説明されておられましたけれども、もうひとつ目的がはっきりしないように思ひます。それは、すべての分野で、本当に飛び入学制度の導入による効果があるのかどうかという実証がまだ行われていないことも原因だと思ひます。その意味で、今回提案の飛び入学制度は、現行の飛び入学制度と質的に大きく変わるものではないかと思ひております。

文部科学省は、入學生がどのような教育を受けることをイメージしてこの制度を設立されようとしてゐるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○池坊大臣政務官 委員がおっしゃいましたように、平成十年度から千葉大学では四年間にわたつて十二名の学生を入れました。それから、今年度は名城大学において数学で四名が入學してあります。

十三年度からは、初めてでございすからどのような成果が出てゐるかはわかつておりませんけれども、まあ、四年間の千葉大学は、私も視察に参りましたけれども、午前中も出ておりましたような、大学の青田刈りだとかあるいは受験競争が

過度になるんじゃないかと、そのような悪影響は一切出ておりません。飛び抜けて物理がすぐれた学生を入れておまして、懇切丁寧にその子の指導に当たつておりますので、ほかの子供たちもそれに刺激を受けまして、いい影響を与えてゐるというふうな結果が出ております。

ただ、今おっしゃいましたように、ちよつと枠を広げますので、これからは、まだそういう結果が見られない状態でございすが、午前中に専修学校、短大などにも広げるのは問題があるんじゃないかというお話でございしましたが、専修学校でも今、コンピューターなどではすぐれた資質を有することが必要となつてきております。ですから私は、何も大学だけではなくて専修学校においても、だれが見てもこの分野においてはすぐれているという子供が、自分の適性に合ったカリキュラムで勉強をしていつてその才能を伸ばすことは大変いいことではないかと思ひておりますし、そういうことが希有でなくて、むしろ周りも当たり前だと容認するような土壌をつくつていくことも、また大切なのではないかと今思ひております。

○西委員 今回の規制緩和は、先ほど政務官もおっしゃいましたように、いわばすべての専門分野にわたつて、大学、短大、専門学校、すべての学校の入学定員について飛び入学が全面的に自由化された、こういうふうに言つていいと思ひます。

制度というものは、決めたときの目標どおりにいけばいいのですが、残念ながら、必ずしもそういうふうにはいかない場合もあるわけですが、先ほどいみじくも言われましたように、青田刈りだとか、それから学生募集のための一つの方法として飛び入学制度が利用されるということがないとも限りません。こうしたケースは今回の法律の趣旨によらないことはもちろん明らかでございすけれども、それを規制したりまたは防止したりという歯どめの措置は特にとられていないというふう

文部科学省は、実際の運用において、こうした過度の制度の行き過ぎを防ぐために、飛び入学による入学者数を制限するなど何らかの対応をお考えなのかどうか、お伺いしておきたいと思ひます。

○岸田副大臣 飛び入学の制度につきましては、特定の分野にすぐれた資質を有する者にチャンスを与えようということで意義を感じるわけでありますが、先生御指摘のように、安易な学生集めに利用されるようなことがあってはならないということ、申すまでもないわけであります。

そういった中であつて、例えば、適切な運用を図るといふ観点から、教育上適切な指導体制を受け入れ側の大学等に整えさせること、あるいは特にすぐれた資質の判定での適切な配慮を行うこと、あるいは自己点検、評価を行いその結果を公表すること、こういったものを省令に規定して、受け入れ側に求める予定にしております。加えて、高校、大学等の意見交換など積極的な連携に努めることを指導する、さらには、その実態を文部科学省としてしっかりと把握してそれを公表する、こういったことを予定しているところであります。

今先生の方から、さらに人数を一律に制限したかどうかという御提案をいただきました。そういった考え方も一つあるかと思ひますが、ただ、これは一応、飛び入学で入ってきた学生も入学定員の一部になるというふうなことでありますし、国として一律に制限するというのはどうだろうかというふうな思ひに思つております。

そして、一律に制限する場合、要は、飛び入学はまだスタートしたばかりであります。その実績は、先生御案内のとおりであります。その人数が多いか少ないかという判断も、またいろいろと意見等を見ながら判断していかなければいけないわけですから、今の段階で一律に人数を国として何人に制限するか、なかなか難しい議論もありませんので、そういった御意見も踏まえながら、またどうあるべきか、積極的な議論をしていかなければ

いけないのではないかと、そういった認識でおります。

○西委員 副大臣から、実態を把握し、またそれを公表するということがございました。その辺は十分文部科学省として実行をやっていただきたい、このように思ひます。

続きまして、後半、教育委員会のことについて若干質問させていただきたいと思ひます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正案ということに関連してでございますが、文部科学省では、市町村の教育委員会、それから都道府県の教育委員会の組織及び活動の状況について基礎資料を得るということを目指して、地方教育行政調査というものを実施しております。この結果から、文部科学省は、市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会の組織及び活動の状況についてどのような評価をされているのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○岸田副大臣 今先生御指摘の調査につきましては、見ますと、例えば委員の構成が、都道府県におきましては六十歳以上が八割を占めている、あるいは市町村におきましては六十歳以上が七割を占めているとか、あるいは委員に占める女性の割合が、都道府県レベルで二三・四％、市町村レベルで一七・八％。こういった数字を見まして、やはりその構成に偏りが見られるということは否定できないと思つております。

さらには、苦情処理窓口の設置につきましても、都道府県におきましては設置しているところが二七・七％、市町村に至つては八・一％しかないというふうな状況であります。

このあたりの結果を見まして、現実、なかなか好ましい状況ではないというふうな認識しております。このあたりの問題意識のもとに今回法改正を行つて、多様な教育委員の構成に配慮すること、あるいは相談窓口を明らかにすること、こういった内容を盛り込んでいくということでございます。

○西委員 今回の法改正以外にも、多くの問題点

が今指摘されていると思ひます。その辺のことにつきましても、法以外のところにも充実のために努力をしていただきたいと思います。

続いて、教育委員会の役割といひますか、そのことについて、ちよつと事前の通告から順番がずれるのですが、お願いをしたいと思ひます。

いじめなどを理由とする不登校、それから自殺、学校、校長の行政依存、学校の教育力や教師の指導力の低下、数々の問題がありまして、学校や教師に対する信頼が今失われていると思ひます。そうした状況に対応するため、学校への権限委譲を行つて校長のリーダーシップを強化して、そして学校の教育力の向上を図るとともに、地域が支える学校づくりを今目指しているところだと思ひます。

そうした議論の中で、教育委員会は、学校管理より学校を支援する、そして地域の教育力の育成に大きな役割が今後期待されていくのではないかとと思ひます。学校管理から地域の教育力育成の担い手になっていく、こういう機能を今後教育委員会が目指していくべきではないか、こう思ひます。その点についての御見解をお願いいたします。

○池坊大臣政務官 今、西委員がおっしゃったように、全くそのとおりではないかと思つております。

今回の教育改革は、学校が変わる、教育がよくなるです。地域社会と学校と家庭とが連携をとつて、特色ある学校づくりをいたしましょうということでございます。その特色ある学校づくりをするのを支えていくのが教育委員会でございます。ですから、教育委員会の活性化と開かれた学校づくりということで、その教育委員会の活性化の中には、PTAの保護者の代表を入れる、あるいは女性を入れる、幅広くいろいろな人の声を入れる、あるいはまた相談窓口をつくる等々のことになつております。

それからまた、学校評議員制度というのをつくつておまして、これは、地域社会の方や保護

者の意見を校長が聞いて、学校運営に反映をするということでございます。それからまた、校長が使えるお金、その権限をちよつと広くする、あるいは学校の裁量の拡大、そのようなことをすることによって、それぞれの学校の特色が生かされていくのではないかと思つております。

ですから、家庭、地域社会、学校の共生、連携の中に、その中心に教育委員会が座つて頑張るというふうになつていくのであつて、学校の管理だけということではなく、幅広い役目を果たすようになってまいります。

○西委員 最後に教育長、校長の人事について御質問申し上げたいと思ひます。

中教審の答申では、専門的知識と行政的手腕を有する教育長にふさわしい人材を教育委員会内外から確保ができるように、教員や職員の人事異動において中期的な視点に立つた計画的な人事を行うなど地方自治体内部における人材育成方策にも配慮すること、こういう提言がなされております。一方、市町村の教育長は、教育長人事について首長局や都道府県教育委員会から独立性を確保すべき、こういう意見が多い結果となつております。これは双方の意見が相反する意見のように見えるのですが、この点について、まず一点、お伺いしたいと思います。

それから、昨年の十一月、福島県の三春町では、全国公募により大学の教授が教育長ということになりました。さらに、昨年の四月、学校教育法施行規則が改正され学校長については教員免許を持たない人も公立の学校長に就任できるようになった、こういうことで東京の都立の高校で初の民間人校長、それから広島県立の高校では県の教育委員会の職員が、それから埼玉県立の高校では民間人が、それぞれ校長に就任をしております。愛知県の大山市では、小学校校長に大学教員の採用の動きがあるというふうな記事もございました。

こうした教育長、校長の人事に関して文部省はどのように評価をされているのか、お伺いをし

たいと思います。

○矢野政府参考人 教育長の人事について、委員御指摘のように、中教審の答申では、「教員や職員の人選異動において中長期的な視点に立った計画的人事を行うなど地方公共団体内部における人材育成方策にも配慮すること。」という指摘があるわけでございます。この指摘のポイントは、中長期的な視点に立った計画的な人材を確保するということが教育長人事には大変必要である、こういう問題提起であろうかと思うわけでございます。

一方、首長部局からの独立性を確保すべきと、そういう意見があるわけでございますが、これは要するに、単に首長部局人事の一環として安易になされるべきものではない、そういう考え方であろうかと思うわけでございます。そういう意味では、この考え方は、先ほど御紹介申し上げました中教審の考え方に通じる点もあろうかと思うわけでございます。

また、具体的なお話といたしまして、福島県三春町等で行われている教育長の公募についての御指摘がございました。これはまさに教育長候補である教育委員を全国に募るものでございまして、教育長に広く人材を求めようとするという真剣な努力の一つとして私どもは受けとめているところでございます。

さらに、校長の登用につきましては、校長に幅広くすぐれた人材を確保できますように、昨年に省令を改正いたしました。教育免許状を有しない者であっても校長に登用できるとしたところでございます。その制度改正を受けまして、東京都や埼玉県、広島県等において行われました教員免許状を有しない者の公立学校の校長への登用でございまして、これは、すぐれた資質、能力を有する校長を確保しようとするという取り組みと受けとめておるところでございまして、当該校長を中心として特色ある教育活動が今後展開されることを期待したいと思うものでございます。

○西委員 中教審の答申の部分ですが、もう一つ

お伺いしたいと思います。

権限の委譲の問題でございます。市町村の規模に応じた権限の委譲、それから都道府県の関与をできるだけ少なくするという項目のところでございますが、一つは、中核市の教育委員会に対して研修等に関する権限委譲、それから二つ目が、政令指定都市と中核市に關し、高等学校、幼稚園の設置、廃止等に関する都道府県教育委員会の認可事項について届け出にするという提言が中教審の答申で行われました。

このうち、高等学校、幼稚園の設置、廃止等に関して今後どのように取り組んでいくのかということをお伺いしたいと思います。

また、例示された検討事項のほかに、政令指定都市や中核市へ県の方から委譲すべきだと考えられる権限が何かありなにかどうか、あわせてお聞きをしておきたいと思ひます。

○池坊大臣政務官 平成十年の中教審の答申において、都道府県教育委員会の認可を必要としております高等学校並びに幼稚園の設置、廃止などに関して、政令都市及び中核市の設置する高等学校及び幼稚園については、その行財政能力に応じて届け出制にしたかどうかというような考えが出されておりました。

その見直しについては、検討されておりましたけれども、これは、高等学校とか幼稚園における教育水準の維持向上、それから設置主体の行財政能力との関連などについて、もうちょっと検討する必要がありますのではないかとということで、今継続的に審議しているところでございます。これに關しましては、継続して審議した結果、それがふさわしいということであったならば、そういう方向に持っていくこともあるいはあるのではないかと考えておりますので、大切な課題だというふうに考えております。

また、それぞれの実情を踏まえて、今のところ、どのような問題を委譲すべきかということはまだ出ておりませんが、教育の地方分権と言われておりますので、そのようなことも検討し

てまいりたいと思っております。

○西委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○高市委員長 都築議員。

○都築委員 自由党の都築議員です。

教育改革関連三法案の質疑がきょうから本格的にスタートするわけでございまして、ぜひ実りある議論を尽くしていきたい、中身の濃い質問ではないというふうにやっていきたいと思ひます。

まず、その前に、この間の文部科学大臣の御発言について、昨日の委員会でも、冒頭、陳謝をしていただき、議事録の削除、修正ということをやっていたいただきました。

ただ、私自身はその文言の中で、極めて不適切な部分があった、こういう御発言でございまして、たが、一体本当にどこが不適切であったとお考えになつておられたのかと。それから、私は実はあのとき、民主代表政治に關連して質問を申し上げたわけであります、どうやって国民の皆さんの気持ちをおくみ上げて政治、行政に反映されるんだらうか、その選択肢の一つとして議会に席を求めていくというやり方もあるんじゃないでしようか、こういう質問を私はしたわけでございます。

大臣のあのときのお話を聞いておりますと、とてもそういう問題について正確な認識をお持ちになつておられるようには、私は聞こえなかったわけでございます。一つの価値観で割り切つて、そしてその価値観に合わない意見というものは認められない、つまらないものだ、こういう感じに言われるのではないのか。そしてまた、同時に、そのことはほかの価値観の存在を認めないということになりますから、そうすると、民主代表政治といったものが今まで苦難の歴史の中で築き上げられてきた、そういうものも否定されてしまうのではないのか、そんな思いがしたわけでございまして、もう一度改めて大臣の御見解をお聞きしたい。

それから、同時にまた、大臣というお立場でこれから文部科学行政を指導されていかれるお立場

にあられるわけでございます。そして、教育の中身の大変重要なところは、例えば人間の尊厳を教えるんだ。きのう、私どもの代表質問を樋高議員がいたしました。きのう、小泉総理に對して、ハンセン病問題の解決、最終的な、全面的な早期の解決を願つて総理大臣の決断についてただしたわけであります。そういう人間的尊厳といったものを教えていく、そういう立場の中で、あるいはまた、今問題になつていいるこの社会教育法の改正におきまして、学校教育法の改正におきまして、社会奉仕の体験活動、さまざまなものを取り入れて、一体何を引き継いでいくかとするのかといえは、日本人の本来に、礼節を重んじる、勤勉、あるいはまた正直とか、そういう日本人のよい国民性というのか、そういうものを次の世代にもしっかりと引き継いでいくかということが教育の主眼になるだらうかと思ひます。

実際のところ、私は、きのうの本会議での総理大臣の御答弁を聞いておりました。またマスコミの皆さんの取り上げ方を見ておりました。結局のところ、いろいろ法律上の問題はあれどもこうするんだと——現に国会の決議の問題もいまだにとんざしたままになっておりますけれども、それは、立法府の不作為の責任を認めることはできない、しかし、謝ることは謝りましょう、そんなにごちぐち言うんだつたら謝ればいいんだらうというふうな、まことにふてくされた、礼節を欠く態度ではないのか、こんなふうに私は思うわけであります。

正直申し上げて、先週の文部科学委員会の審議の後、副大臣やあるいはまた文部省の役人の皆さんが、済みません、申しわけありませんと言つてこられたけれども、それは、副大臣の問題でも役人の皆さんの問題でもありません、大臣の問題です。すよというふうには私は申し上げたわけであります。

今申し上げた二点、民主代表政治についての御認識と、それから、礼節を本當に子供たちにしっかりと教えていかなければいけないという、行政

を最高責任者として指導していかれる大臣のお立場で、どう御認識されておられるのかをまずお聞きしたいと思ひます。

○遠山国務大臣 去る五月二十三日の都築議員の御質問に対する私の答弁の中に、国民の代表である国会議員に対する答弁としては極めて不適切な発言があったために、その箇所を取り消すとともに、おわびを申し上げた次第であります。

既に取り消しをして私の発言が礼節を欠いたと都築議員が受けとめられるとすれば、大変残念なことであります。そのような気持ちも込めておわびを申し上げたところでございます。

国会は国権の最高機関でありまして、国会議員の先生方は全国民を代表しておられるところでありまして、このことは、主権在民を基本とする民主主義国家にとって極めて重要なことでございます。私としては、国会の場において、国民を代表する国会議員の皆様方が大いに議論を尽くされて、また担当大臣への質疑を通じて議員の先生方の御指導をいただくということが、民意を酌み取る上で極めて大切なことと考えておりまして、そのような考え方に基づいて今後の仕事を全うしてまいりたいと思っております。

○都築委員 公式の見解として、また改めて出てきたような気がいたします。

日本の人口が約一億二千七百万、赤ちゃんたちもおりますし、御老人の中には、痴呆が進んでしまつて正常な判断がなかなかできなくなつていくものもある、しかし、それでもほとんどの国民がいろいろな考え方、価値観を持つてこれだけの世の中を運営し、そしてまた豊かさを實現してきた。そこには本当に多様な考え方があつて、そういったものを尊重しながら、しかしまた、力を合せてこの国の社会をつくり上げてきたんだらうと思ふわけでありませう。

戦前の軍国主義に流れた時代、そういったものを振り返つてみると、武力によって領土を簞簞したり、あるいはまた武力によってその国民を虐げたりするのではなくて、日本人自身が、資源も

何もない中で力を合わせ、工夫を凝らし、知恵を出し、そしてお互いの立場を尊重しながらやっていくことでこれほど豊かな社会を實現し得たといふのは、歴史の中でも、また世界の地政学的な状況の中でも、極めて希有なことだらうと思ふわけでありまして、そういった根本に、実は民主主義あるいはまた民主代表政治、こういったものが大きな貢献をしてきたであらうということをお自身は痛感しておるわけでございます。

ぜひ大臣も、今申し上げられたような御認識をしっかりと持つていただいて、また、礼節の問題につきましても、また、御答弁が余りなかつたような気がいたしますが、私自身は、先ほど申し上げたような趣旨で、本当に問題があればお互いの意見の違いというものを示して、そして乗り越えることができる乗り越えていけばいいじゃないか、そのためには、実は相手の言動を侮辱的な発言によって否定をするようなものは控えるべきである、こんなふうに思ふわけでございます。

それでは、法律案の内容に入つていきたいと思ひますが、いずれまた私どもとしても十分な審議時間をお願いしたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。またそれぞれの法案について具体的な質問をさせていただきたいと思ひますが、きょうは実は総論ということで、これまたちよつと抽象的な問題かもしれませうが、しかし、この三法案がなぜ一括して三本出でくるのか、そこところも私自身は非常に疑問ですが、この文部科学委員会の理事会で決定された事項ですからそういった三法案を審議する、こういった状況の中で議論を進めていきたいと思つております。

ただ、今回のこの改革関連三法案、昨年の十二月に出されました教育改革国民会議の答申といひますか、報告、これに十七項目の指摘事項があつて、その中の項目を、政府としては、法案を提出し、または他の施策については予算措置を平成十三年度に講じ、そして実施をしていく、こういうことでございます。

しかし、今こういった改革法案が出てきたところで、私自身がざつと見まして、本当に今のこの国の現状といったものを考えたときに、これが今の現状に対する処方せん、あるいはまた根本的な改革療法になるんだらうか、そういったことを実は疑問に思ふわけでございます。

だからこそ、そういったときはまず基本に立ち返るということで、さまざまな分野の問題がありまふ、学校におけるいじめとか不登校とか校内暴力、あるいはまた青少年の犯罪、さらにまた、そういった状況の中で育つた若い親御さんたちが児童を虐待する、あるいは、最近新聞やテレビで報道されておりますように、電車の中でちよつとしたいざこざで人を殺害してしまうような事件が起こる、あるいはまた、大変立派な経歴や学識を持った官庁の幹部の方やあるいはまた金融機関の幹部の方がさまざまな不祥事にまみれてしまふ、そういった状況。

片やまた、国際競争の中でIT革命というものを政府として進めようということでございますが、科学技術の進歩に日本がまた優位を維持するためにも、そういった専門性あるいは能力をしっかりと持つた人たちがちゃんと実績が上げられるような教育をすべきだ。さまざまな観点から盛り込まれた提言であつたのではないかと、私はこんなふうに思ふわけでありませう。

ただ、振り返つてみれば、確かに私自身の個人的な考え方を申し上げれば、教育というのは、本人の持つ能力や個性、こういったものを最大限に開花できるように、発揮できるようにお手伝いをするということと同時に、特に義務教育学校ということであれば、社会に出て一人前の構成員として、また大人にはなり切れないかもしれないが、社会のルールといったものをしっかりと覚えてもらつて、みんなと仲よくこの社会を支えていくような構成員として育ててもらふようにいろいろのことを教えていく、二つの要素があると思ふわけでありませう。

ただ、近年の学制というものの、明治の時代まで

さかのほつてよろしいのかもしれませんが、では、それ以前に、日本の社会はいろいろな問題があつたんでしょけれども、今日のような問題を持つておつたのか、あるいはまた、あの当時の国民は、確かに経済的には非常に貧乏かつたかもしれないけれども、それでも十分人生を生きて生き、楽しむこともできたのではないかと、そういったことを思つと、学校で今本当に教育をすることが何で必要なんだらうか。

そして、一人当たり、例えば中学生あるいはまた小学生ですと七十五万から八十万ぐらい、高校生一人当たりですと大体八十三、四万円というふうに聞いておりますけれども、国民の皆さんの納める税金がそういった学生さんたちのために毎年使われているということを考えると、そういった金額を、それこそ実際には本人やあるいはまた家族に渡して、そこで教育をしてもらつてもいいのではないのか、こんなことさえ思つてしまふわけでありませう。

なぜ学校で教育をしていくことが必要なのか、そういったことを私自身は、実は今回の教育改革関連三法案といったものを見ますと、学校教育法、あるいはまた社会教育法、そしてまた地方教育行政法ということで、いろいろな組織を綿密につくり上げ、その中ががんにがらめになつてしまつて、その中の一部分を修正修正しながらやっていくということよりも、もう一度根本に立ち返つて、本当に学校教育といったものを国が推し進めなければいけないんだらうかというところまで立ち戻つて考えてみるのが必要なのではないかと、こんなふうに思ふわけでありませうが、大臣の御見解を伺ひたいと思ひます。

○遠山国務大臣 いろいろな点の御指摘がございましたけれども、教育の原点に立ち返つてみれば、なぜ学校が必要なのかという点が御質問のポイントだつたらうかと思ひます。

子供が人間として生まれて、そして成長していく段階で、まず家庭において養育され、そして一定の年齢になつたら学校に入ること、一

体それは何が期待されているのかと申せば、これは、一つはもちろん体系的な知識を学ぶということでありましょうし、それから、非常に大事なことは、子供たちが一人で学ぶということではなくて、学校という制度の中で、友人たちと生活をともしながら学ぶ、また人生の経験者である教師からいろいろ教えられるということを通じて成長していくということが大変大事ではなからうかと思ひます。

したがいまして、今確かに情報化の社会でもあり、IT技術も発達してまいっております、いながらいろいろな知識を学ぶということもできるわけでございますけれども、私は、やはりそれでは、十分な人格の形成なり本当の意味での生きる力をつけるということはできないのではないかと思ひます。その意味で、学校教育の抱える問題はこれまで以上に難しい面もありますし、また新たに取り組んで、誤りなきように努力をしていくべき面もあるかと思ひます。

そういう今日の教育が抱えるいろいろな問題と同時に、本来学校教育の中で子供たちに伝えるべきいろいろな知識なり、あるいは心の問題なりに十分に対応できているかどうかというようなことの観点に立つて、今回の教育改革の一連の、法律もそうでございますが、二十一世紀教育新生プランの中でねらっておりますものは、そのところを問い返して、今、国民的な合意を得ながら進めていくという段階であらうかと思ひます。

○都築委員 今大臣の御答弁の中で、学校教育の抱える問題はいろいろあるとおっしゃられました、たしかこの間も、社会の抱える問題、こういったところもお聞きをしたと思ひます。ただ、本当にそういった問題の本質が、私は、この間も御指摘させていただいたように、こういうものになつてくるのだろうかという思ひがあるわけでございます。

この学校教育法あるいは社会教育法、社会奉仕の体験活動とか、自然体験とか、さまざまな新しい施策を講じていくということでございます。

また、後ほどちょっと戻つてまいりたいと思ひますが、今の学校教育の抱える本当の問題、例えば学業成績の習熟度の問題、あるいはまた社会性の付与の問題、さまざまな分野があると思ひますが、一体どこにその問題があるのか。そしてまた、今日のこの社会の中で本当に何が問題であるのか。そのところをお伺いしたいと思ひます。

それは、実は後の質問になります、また後に戻つてまいります、実は文部科学省の抱える行政分野の問題ではないのかという思ひが私はするわけでありまして、今大臣御自身、この三法案を提案されて、そして審議をされていく中で、実際に何が社会で問題で、何が学校教育の中で問題なのか、そのところをもう一度ちょっと改めて御教示いただけますでしょうか。

○遠山国務大臣 大変本格的な、本質的な御議論でございます、今の抱える問題というのは、簡単に私が分析できるような問題ではなからうかと思ひますけれども、先ほど申しました中にも、やはり教育の抱える問題の中には、本来的な教育が目指すべきものについて、それが十分できているかどうかという問題と、それから同時に、新しい時代に対応してあるべき教育が行われているかどうかという問題と、二通りあらうかと思ひます。

本来的な問題につきましては、もう御説明するまでもないと思ひますが、今日、特に戦後の日本の経済発展の中で、都市化が進んでおりますし、また家庭は少子化を早めておりますし、同時に、そのようなことから、地域社会における人間関係というようなものの希薄化が進んでおります。同時に、いろいろな科学技術が発達をしていて、もう人間の予想を超えた進度でいろいろな事態が変化を続けているわけでございます。

そんな中で、子供たちが、本当に将来きちんとした自分の存立の基盤を持って、そして時代の変化に対応できる、あるいは時代のいろいろな変化を乗り越えてきちんと人間として生きていくのかどうかということを考えますと、日本の今の状況というのは、必ずしも十分でない面が見られるのではないかと。そのようなことから、今国民の皆様

の間には、教育に対するいろいろな疑問でありますとか、あるいはもっと教育はよくなつてほしいという願望が高まってきたのだと思ひます。その意味で、先生の御質問に十分答えられたかどうかわかりませんが、私としては、今日の問題が、確かに文部科学省の守備範囲だけで解決できることではないと思ひます。しかしながら、学校教育に対して責任を持っている省といたしまして、学校において今一体何が不足しているのか、そのようなことを考え、また、条件整備としてまた何かできることがあるのではないかと。あるいは、地域における教育というものを實質的に指導し、助言し、あるいは主体的に運営をしていく教育委員会の制度についてもどうであらうか。あるいは、教員の問題はどうであらうか。

○都築委員 今の御答弁をお聞きしております、確かにそうだな、こう思うのであります、ただ、本当のところはどうなのか。例えば、先ほど、都市化とか少子化が進んで、人間関係が希薄化してきている。人間関係が希薄化してきたら何かいけないことがあるのですか。というのは、今、この自由主義経済のもとで、いわゆる金銭万能主義のような風潮が実は成り立ってしまふ。だから、約百五、六十万人いると言われる引きこもりの青年、新潟の方では、少女を九年余も監禁をしていたような事件を起こしたり、いろいろな問題が起つておるのかもしれない。

親の全くすねかじりということでは生活をしていく、そういった人たち。自分の部屋に引きこもつて、テレビを見て、雑誌を読んで、ときどき親からもらったお金でふらつとコンビニに行つて、一言も口をきかずに、そして自分の好きな食べ物や飲み物や雑誌や、そういったものを買って、また自分の部屋に戻る。

ただ、実は今、それで世の中が回つてるところは回つてしまつていくわけでありまして、では、なぜそれがいけないのか。そういった人たちは今ここに出てこいというふうなことをやるようになるのか。あるいはまた、そういう引きこもりにならないような教育をなぜする必要があるのか。引きこもる人は引きこもつてもらつたていいではないかというふうな考え方も、片やあるのかもしれない。

私自身は、それは大変なことだと。自分の専門分野の、例えば労働行政の観点からいふたら、いざそれは、親が亡くなつたときは、ではだれのお世話になるのかとか、そういう話になるし、本人の本当に貴重な人生といったものを、そんな閉じこもつたままではなくて、もっと外で伸び伸びと、生き生きと元気に生活を楽しんでもらつた方がいいだろう、こんなふうに思ひますけれども、そういった問題。

それからまた、そういった人間関係の希薄化、こういったものが起つておりますけれども、では、もしこういった改革関連法案の中身、施策を実施していったら、いじめが本当になくなるのですか。あるいはまた、不登校といったものもなくなっていくのですか。あるいは、犯罪者が減っていくのですか。一体何を考へてこの法案を御準備されたのか、そのところがいま一つよくわからない。

同時にまた、大臣が、本来の教育が、今までの教育、今の学校制度の中で十分できているか、こういう点も反省をしなければいけない、見直さなければいけないと言われましたが、その中では、では、そういう本来の教育が行われていたら、一体今の日本人はどういうふうな、若い方たちはどうなつていくのか、そんなことも実は思ひます。

あります。そこら辺のところも、本当のねらいのところを、どういふものを次の世代に、学校教育というのはいかに大体入るわけでありまして、今まで日本人が築いてきたどういったものを引き継いでいくのか。それからまた、体系的な学習というのは本人の、個人の能力であります、今ちょっと社会的な側面に視点を当てれば、どういったものを本当に引き継いでいかなければならないとお考えになっておられるのかをお聞きたいと思ひます。

○遠山国務大臣 今回の教育改革を通じて何を子供たちに引き継いでいこうとしているのかということでございますけれども、私はやはり、総理も述べられておりますように、一人一人の人間が、特に日本人が日本人としての誇りと自信を持って生きていけるように、そのための真の力といひますか、真の生きる力を子供たちに与えることを目指しているというのが一番大きなねらいではないかと思ひます。

しかし、それはちよつと抽象的過ぎるわけでございます。それを学校教育の現場において少しブレイクダウンをして、一体どういうことについて力を入れていくかということでございますけれども、そのブレイクダウンの後に出てきたのが、体験活動の重視であり、あるいは一人の子供の挙動のために他の子供たちが勉強もできないような状況を解消するような問題でありますとか、あるいは教える者が本当にその力を発揮できないときにはやはりきちんとそれについて対処していく必要があるのではないかと。

そのような角度でブレイクダウンをして、そして今回の法改正につながり、また、それ以外のことににつきましては、二十一世紀教育新生プランの中にちりばめられておりますような、そういうさまざまな施策を同時に進めることによって、大きな波として教育改革への胎動をつくり出そうというのが今回のねらいであると考えております。

○都築委員 多分、大臣の言っておられることと私の言っていること、似ているのかもしれませんが、

が、日本人の誇りと自信を持って一人で生きていけるように、一人で生きていけるようにというところが大事だ、私はこんなふうにも思ふわけでありまして。もちろん、日本人に生まれたわけでありまして、日本人の自信、誇り、こういったものを当然備えなければいけないと思ひますが、一人の人間として、本当に自分の能力を十分に活用して、自分の足で一本立ちをして、他人様に迷惑をかけないように、そしてまた少しでも社会のお役に立てるように、そういう、社会のルールの中で生きていけるようにしていくことが何よりも大切ではないのかな、こんなふうにも思ふわけでありまして。

そして、今のお考えをブレイクダウンした中で体験活動とかそういうものが出てくる、こういうことでもあります。

社会奉仕の体験活動については、この法案の中にございまして、聞くところによれば、具体的な青少年の奉仕活動や体験活動の推進方策については、先般、文部科学大臣、前任の町村大臣から中央教育審議会の方に諮問がなされた、こういうこととでございます。

ただ、そういった社会奉仕体験活動といった固まったものを受けていない、私も団塊の世代の最後、一九五〇年生まれでございますが、では、我々の年代あるいはその後の年代の人たちは社会性がないのかといったら、そんなことは実はないわけでありまして。

私の記憶するところでは、たしか小学校、中学校のときに、例えば廃品回収、古新聞紙、空き瓶、空き缶、こういったものを、リヤカーをみんなで引いて、大人の人が先導して、家々を回って集めて、それを売ったわずかなお金を、また野球のバットとかクラブとかボールとかそういったものに充てるとか、そういった活動をやってきたことを思ひますと、そういったものは社会奉仕体験活動とはちよつと違うのかなと言ひますが、ただ実際には、そういった活動の中で大人の皆さん方が子供たちにどう接するのか、どういふ言葉遣い

をするのか、そしてまた一生懸命やったら、よくやったといつて褒めてもらつて自分の存在感とといったものを認めてもらえる、本当に基本の基本的なところで実は地域社会といったものがあつたところ、最近ですと、私の地元でも、PTAの幹部の方があるいは町の総代の幹部の方からかわりませんけれども、月に一度、日曜になると自動車で新聞紙を回収に来たりしてしまつて、子供たちがそんなところに出る余地はない。また、環境問題、ごみの分別ということ、空き缶とか空き瓶とかそういったものはちゃんと整理しましよというところで、総代さんあるいはまたその役割を担う方たちが、ごみの集積場所に立つて、みんな目を光らせて整理をしている。

子供たちが本当に社会参加をするというのだつたら、そういったところから実はやつてみたらどうですか。本当に身近なところにあるんじゃないのか。何もそんな社会奉仕体験活動などという大くぐりのことを考えて、国の予算をどんとつけて、法律もつくつてやつていくようなものじゃないか、今までだつてもう十分できるのじゃないか、そういう工夫が必要じゃないのか、こんなふうに私は思ふのですが、大臣、いかがでしょうか。

○遠山国務大臣 確かに、私どもの幼いときなり、その後もしばらくの間は、私どもの周辺に、自然も豊かでありましたし、あるいは地域の人のちとの交流もありましたし、あるいは家族自体が幾世代もの人たちが同居してたりしまして、いろいろな形で学ぶこともできました。

しかし、事態は二十世紀後半に入つて、後半になるほどに、終わりに近づくといろいろな問題を抱えてきたのが、日本のみならず先進諸国の問題ではなからうかと思ひます。先ほども申しましたけれども、都市化の波が非常に大きく人々の生活様式を変えましたし、そんな中で、これまでにくむことのできたいろいろな力をはぐくむこともできなくなつてきている。少子化の問題も、核家族化ということで、世代を超えたいろいろな

交流を通じて、それこそ礼節を学ぶでありますとか、思いやりの心を持つてありますとか、そういったことを学ぶ機会も減つてまいつたわけでございます。

では、今のままほつておいても、かつて周辺にいろいろあつたのであるから、何も今さらそういうことをする必要はないのではないかとこの御意見もあり得るかと思ひますが、私はそれは思ひないところでございます。これは奉仕活動についてももちろんそうでございますが、特に私は、自然との触れ合いというのが人間の創造性を高めるといふ点については、大いにこれは注目していいのではないかと思ひます。

かつてノーベル化学賞をおもひになつた福井謙一先生もおつしやつておりましたけれども、小さいときに泥んこになつて自然の中で戯れ、そして植物をよく観察した、それを背景に自分の今日があると思ひました。昨年十二月にノーベル賞をお受けになりました白川博士もまた同様のことを言つておられます。

そういうようなことから、引きこもりになつてしまつたり、あるいは学校における、単に座学での授業を受けるということではなくて、広く、みずからの体を動かして体験できる、これは少しそういうことについて大きな重要性というものを広めていく、あるいはそういう活動をやりやすくしていくというのが今の時代に求められているのではないかと、そのような認識から今回の法改正にもつながつていふところの思ひでございます。

○都築委員 確かに一つの御見解だと思ひます。本当に自然と触れ合うことが大切だということとは私も全く同感でありますし、やはり土とか草や木あるいは水のぬくもり、こういったものに触れていく、それは人間が自然の中で生まれてきた、考えれば、人間それ自体が実は自然の存在である、こんなふうには私は思ふわけでありまして、そうすると、例えば他人の痛みをわかつてかそういった、礼節以前の問題になつてしまふのかもしませんが、自分が痛むのであれば他人も痛むだ

ろう、自分が大切であれば他人も大切であろう、
こういう発想になっていく。

だから私は今本当に、この社会教育法、学校教育
育法、さまざまな法律の改正、新規施策、新規予
算をつくらせてやっていくことの前に、もつ
と足元を見詰める必要があるのではないかと。とい
うのは、自分は一体どこから来たかといったら、
お父さんお母さんから生まれた。そのお父さんお
母さんにも当然お父さんお母さんがいて、そう
いった状況の中で三代、四代、五代とさかのぼっ
ていったら、何十人という人たちの結晶が自分
である。そしてまた自分から今度はたくさんの子孫
が分かれていくということを考えると、いかに自
分といったものの命が重要か。そういつたことを
昔は、また小さいころの話で恐縮であります。が
私も小学校のころは、御飯を食べる前に、まず仏
壇にろうそくを上げて線香をたいて、そして子供
えをして、鈴をたいてお参りをする、それが朝
の日課であつたわけでありました。

ところが、先ほど大臣が言われているように、
都市化の波、あるいはまた住宅が高層化したり団
地化したり、そういった状況の中で、今例えば東
京の平均的なサラリーマンの家庭の中で、仏壇を
持つていく家庭が一体どれくらいあるのだろう
か。まず先祖に対する敬意を払う、これは日本文
化として絶対失つてはならないものだろう、私は
こう思ふのであります。そういったものを頭から
教えるのではなくて、日常の生活の作業の中から
覚えていく、そういうものが大切だ、実は私はこ
う思ふのであります。だから、今話が少し飛んで
いるかもしれませんが、そういったものをもつと
本当に活発にしていく。

例えば、昔だと新家を出すときは、実はお父さ
んお母さんは、仏壇を結婚のお祝いの一つの品と
して与える。ただ、仏さんがいない仏壇を贈つて
しまうと縁起が悪い、すぐにだれか入らたがる、
こんなこともあつて、ちゃんと先祖の位牌を入れ
て譲つてやる、こういう話があつた。ただ、今の
状況では、仏壇も大変高いものがあるし、きのう

の新聞だと、東南アジアからの輸入品だと安く入
るんだ、こういう話もあるようでございますが。

私なんかはむしろ、キリスト教の皆さんとか、
そういった皆さんには大変失礼でありますけれど
も、せめて仏教を信じてる人だったら仏壇を子供た
ちに贈つてやるのか、そういった活動を展開して
いくことの方が、もつともつと、本当に先祖を大
切にし、自分を大切に、人の命も大切にすること
に目を向けた方が、こんな大きな予算を組んで、
大きな法律をつくつてやっていくよりも、もつと
地道な活動として成果が上がるのではないかと、こ
んなふうに思ひます。

今のは宗教の關係であります。また教育分野
以外の分野でも、例えば企業の雇用慣行一つと
しても、一家の団らん、やはり一緒に飯を食う、一
緒に寝る、こういったことが、先ほど松沢先生が
言つておられましたけれども、仲間意識を育て
る。自分の仲間だと思つたら、すぐ刃物を出した
り、突然殴りかかったり、そんなことをするわけ
はないわけでありまして、みんな敵だと思つたら
そういったことをやってみよう。だから、一緒に
飯を食うとか、一つの屋根の下で寝る、そういった
仲間意識を育てていく。そういった意味でいつ
たら、今の企業の雇用慣行、単身赴任を平気
でやつたり、あるいはまた長時間残業をさせて帰さ
ない、こういったことが家族の崩壊を実は起こし
ているのじゃないか。

そういったことを考えたときに、私は、これは
むしろ文部科学行政として、関連の経済産業省と
厚生労働省とかそういったところとしっかりと
やつて、まず家族の価値観といったものを、家族
のきずなといったものを取り戻し、また地域のき
ずなといったものを取り戻していくことが何より
も大切ではないか、こんなふうに思ふわけであり
ます。

ちよつと総論部分が長くなりましたが、時間が
参りましたので、申し上げまして私の質問を終わ
らせていただきますが、大臣、何かございました

ら一言。なければ結構です。よろしいですか。
では、終わります。

○高市委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子です。

審議入りしました三つの法案ですけれども、教
育改革国民会議の報告を受けてのものでありま
す。首相の私的諮問機関からの報告でありまし
て、いわゆる個々の委員の意見を聞くにすぎない
懇談会の報告だというふうに思ふのです。この
いう報告がなぜ法律化されたのでしょうか、その
理由をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○遠山国務大臣 教育改革国民会議は内閣総理大
臣のもとに設けられた懇談会でございます。す
ぐれた英知を集めて、教育の根本にさかのぼつて
幅広く議論が行われたと承知しております。そし
て、昨年の十二月、その最終報告が提出された
ところでございます。

文部科学省といたしましては、この報告を踏ま
えまして、ことし一月二十五日、今後取り組むべ
き教育改革の全体像を示す二十一世紀教育新生
プランを策定いたしました。これは、教育に対する
国民の皆様の信頼にこたえるためには迅速な改革
の実行が不可欠という考えに立ちまして、この新
生プランを踏まえて、特に緊急に対応すべき事柄
について教育改革関連法案として今国会に提出し
たところでございます。

○石井(郁)委員 迅速というふうに言われました
けれども、私は、迅速ではなくて拙速だと言わな
ければならないというふうに思ふのですが、昨年
の十二月二十二日に最終報告がございまして、今
お話しのように、それが一月に入つて、一月弱の
間に文部省として新生プランにまとめられたとい
うことなんですね。なぜ、公的審議機関である中
央教育審議会にかけるとして慎重な検討をしな
かったのか、これはいかがでございましょうか。

○遠山国務大臣 今のお尋ねでございましてけれ
ども、提言のありました中で専門的にさらなる検討
が必要と判断される事項につきましては、去る四
月十一日、文部科学大臣の諮問機関である中央教

育審議会に諮問を行ったところでございます。
我が省といたしましては、今後とも、教育基本
法の見直しを初めさまざまな角度から専門的な検
討が必要な事項につきましては、審議会での検討
を踏まえて適切に対応してまいりたいと思ひてお
ります。

○石井(郁)委員 今回の三法案は懇談会の報告を
受けて法案化されたということですから、審議会
を経ていないというふうに言つていいと思ふので
すね。私はやはり、今後どうなるかということも
ございましてけれども、このやり方ですと審議会の
形骸化が進む、審議会がいかどうかという議論
も別途あるわけですから、しかし、公的な機
関を経ずしてこういう形でどんどん進められると
いうのは、懇談会政治というものを助長すること
になりはしないかという点で非常に問題があると
考えますが、いかがでございましょうか。

○遠山国務大臣 今回のよつて立つ基盤は、内閣
総理大臣のもとに置かれた極めて重要な懇談会の
提言をベースにいたしております。同時に、中央
教育審議会は、文部科学大臣の諮問機関として、
教育の振興でありますとか生涯学習の振興、ス
ポーツの振興に関する重要事項を調査審議する審
議会でありまして、その審議に付すべきことにつ
きましては、大臣の責任において適切に判断して
まいりたいと思ひます。

○石井(郁)委員 私は、教育改革国民会議の報
告、十七の提言というふうにまとめられています
が、それについて本当はゆつくり議論をしたいと
いう気持ちにはございましてけれども、もう法案の審
議に入つていますので、残念ながらその時間を割
愛しなければなりません。

しかし、今大臣は重要な提言をいただいたとい
うふうにおっしゃいましたけれども、国民会議の
報告については、国民の中、各界からかなり厳し
い批判が出ていると思ふのです。これはもう文部
省は承知のことだと思ふのですけれども、ある学
者はこの報告を独善と愚策だ、こういう言い方も
しているところでです。

国民会議の報告は、このままでは社会が立ち行かなくなる危機だという認識でその提言をしたと言われるのですけれども、その危機はどのような危機なのか、その客観的なデータとかが示されて議論された風というのはないのですよね。だから、それぞれの教育論は述べられたかもしれないけれども、非常に客観性、公平性を欠く報告だというふうに私は思うのです。

そういう報告を、文部省が金科玉条のごとくインボーションにまともめる。さらに今度は、パンフレットにもしてそれを国民にも訴える。そして今、この法案の審議にも入っていくわけでしょう。こういう教育改革を一大国民運動として展開していきたいということなんですよ。今までこんなことはあつたでしょうか。こうした国民運動を呼びかけるというこんな教育行政のあり方というのは、私は、文部行政というか、教育行政のあり方を逸脱するものではないかというふうに思っているのです。

教育基本法十条を出すまでもなく、教育は不当な支配に服することなく行われなければならないということですが、これから審議されます三法案は、今日の教育危機をさらに深めるものだ、競争教育、管理教育を一層強めるものだという点で非常に重大な内容を含んでいるということを、私はまず最初に指摘させていただきたいというふうに思います。

きょうはまず、地教行法の第五十条、高校の通学区区域指定削除の問題でお尋ねをしたいというふうに思います。

私、ここに高校の受験案内を持ってきました。これは書店にたくさん積まれているものですけれども、これを見ますと、本当に一点刻みで高校が序列化されている。表もグラフもたくさんありますから。これまで文部科学省などは偏差値はなかったと言われるけれども、偏差値は立派にあるでしよう。これはもう冷厳な事実だというふうに思うんですね。だから、このようにして、今ど

ういうふうに入試でふるい分けするかというのが現実だというふうに思うんですね。

このことに対して子供たちはどう言っているのでしょうか。中学三年生の子供の声ですけれども、もう入試までは我慢の連続だ。ああしたら、こうしたら、ああしなきゃ推薦はもらえない。毎日、何か縛りつけられるような感じがしている。勉強しなさい、服はきちつとしなさい、ルーズソックスはだめです、いろいろないろいろ、だめだめだめということで、毎日がこんなものでは何もかも嫌になつてしまふという声なんですね。

私はまず文部科学省に伺いたいのは、今の子供たちが置かれているこの厳しい受験競争の実態、これをどう認識していられっしゃるかという問題と、こういう現実から子供たちを解放するというか、競争教育から子供を解放するというのが、文部科学省の、行政としての今取り組みべきことではないのかというふうに思いますが、そういう認識はありますかどう伺います。——ちよつと、済みません、これは大臣に伺っているんですよ。

○高市委員長 石井委員に申し上げます。

質問のときに大臣におっしゃっていたいたから大臣を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○石井(郁)委員 はい。これはもう基本認識ですから大臣にお願いします。

○高市委員長 それでは大臣にお答えいただきます。

遠山大臣。

○遠山国務大臣 高校進学についての競争が行われているという事実もございましょう。学校段階を上がるに従つて自分に適した学校を選んでいくというのも非常に大事なことでございまして、私は、若いときにある程度の競争なり努力なりというのは非常に大事だと思っております。

それが過度にわたる場合、これはまことに危惧すべき問題であらうかと思ひます。ただ、すべて競争もなく希望のところにというようなことは、それは本当に教育的な意味もあるのかというよう

なこと、これは個人的な考えでございしますが、したがいまして、今日の高校をめぐる問題について、いろいろな問題があるかと思ひますけれども、過度にわたらない、本当の一人一人の能力を伸ばすような競争というものは健全に行われるようなことがもちろんふさわしい、あるいは望ましいことであらうかと考えます。

○石井(郁)委員 私は、大臣のそのような御認識では、本当に日本の子供たちの状態はどうなるのだらうかという心配をするんですけれども、先の方へ進みます。

第五十条の通学区の廃止ですけれども、これは全県一学区ということと可能とするものでしょうか。これは局長で結構です。

○矢野政府参考人 今回の改正は、第五十条を削除いたしまして、公立学校の通学区区域を設定するか否か、またどのように設定するかについて、各教育委員会にその判断をゆだねることとするものでございします。

したがいまして、今後は、先ほど委員御指摘ございました全県一学区を設定することも含めまして、どのように通学区区域を設定するかは、それぞれの教育委員会の判断によることとなるものでございします。

○石井(郁)委員 私が先ほど、冒頭申し上げましたのは、やはり今日の高校受験競争の激化というのは学区の拡大とともに進んでいるんですよ。だから、そういう受験競争、これほどの過酷な競争をなくしていくと考えると、この学区制、小さくするのはなくしてさらに拡大をする、今の答弁のように一学区制も可能だということですから、そういう方向に法改正を行うというのは、私は、子供の願いに逆行しているというふうに言わざるを得ないわけです。

それでは、通学区の指定というこの五十条は、そもそもどういう理由で設けられたんでしようか。本当は大臣にお聞きをしたいところですけれども、それでは局長でも結構です。

○矢野政府参考人 この規定が設けられた当時、

通学区を設定することの目的は、高等学校教育の普及と機会均等を図る、そういう意味合いでこの通学区を設ける規定が設けられたものと理解しております。

○石井(郁)委員 ちよつと矢野さん、いつも局長答弁では重要なところを抜かされるんですよ、私はいかがかと思うんですが。

これは、一九五二年、文部省の解説で、都道府県教育委員会に対して出していますね。学区制の意義として四つ挙げているんじゃないですか。一つは高校教育の機会の均等、今おっしゃったけれども、それから高校の地域化。それから入学競争の弊害排除ですよ。それから高校教育の普及。入学競争の弊害を排除するというのをやはりちやんとしたつています。このことは抜きにできないというふうに思うんですね。

あなたは都合の悪いところは除いて答弁される。そういう文部省の態度というのは、私は本当にいかがかと思ひます。

それでは、これは大臣に伺ひますけれども、一九五二年当時の教育委員会法ですね、五十四条でそのようにあるわけですが、それがその後、地教行法に変わりました。私は、これは廃止すべきではなかったというふうに思ひますけれども、この教育委員会法五十四条の趣旨は、今度、今の地教行法の五十条の学区指定になつてどうなつたのか。一体その趣旨は変わつたんでしようか。どうですか。

そこで、大臣にも早速伺ひますけれども、木田宏さん、遠山文部科学大臣は先輩として当然御存じと思ひますけれども、この地教行法をつくつた立役者の方なんです。この方の「逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という本を読みますと、「本条の規定」だから今の五十条の規定は、旧法五十四条の規定と趣旨において全く同じだというふうに述べられているんですね。

じゃ、この条文の目的、今の四点、教育の機会均等、高校の地域化、入学競争の弊害排除、高校

へ、香川が十四学区が二学区へ、また愛媛が三十一学区が三学区へとそれぞれ減少いたしている

らし、過度なストレス及び不登校、登校拒否を防止し、かつ、それと闘うための適切な措置をとるよう貴国に勧告する」ということがございますけれども、今回のこの通学区規定の廃止というのは、この勧告に沿うものなんですか。沿うと思う

方分権を一層進める観点に立つておりまして、通学区域の設定について、地域の実情を踏まえて各学区域の設定にゆだねるということでございます。ですから、通学区域の廃止でありますと

まず、今回の地教行法の対象とするこの指導力不足教員と、地方公務員法に定める「その職に必要な適格性を欠く場合」といういわゆる不適格教員、その違いはどこなのでしょう。

委員会に対しまして、先ほど御説明申し上げましたような、指導が不適切であるとして対象になる

す。分限処分に至らない者を含めた、指導が不適切な教員の全体の実態は、事柄の性格上、私ど

それから、私が大変重大だと思ったのは、高知県には、家庭生活までチェックするリストが入っ

ているのです。家庭の不和があるのじゃないか、子育ての悩みを抱えているのじゃないかと。教師だって人間ですよ。家庭があつて、子育てして、不登校、教師の家から不登校の子だつて出ますよ。たくさんいます、私もよく知っています。こういうことがチェックの対象になるというのは、プライバシーの侵害も甚だししい、教師の生活や人格を何だと思つてゐるのかというふうに言わなきゃいけません、こういうことになつてゐるのです。それを、ABCとランク分けするので、それでチェックをする。これは一体できるのかということです。

だから、指導力不足に名をかりた、まさに勤務評定だ、人格評定だということになるわけですが、それはいかがですか。大臣、御感想を聞かせてください。

○遠山国務大臣 何をもって不適切と言うかというところについての基準は、おっしゃる通りに、私は明確にしないといけないと思います。その例として、先ほど来御説明をしてゐるわけでごさいます。ただ、不適切という言葉から想定されるわけでごさいますので、法文上、具体的あるいは詳細に規定することは困難であるわけであり、分限免職の要件につきましても、勤務成績がよくない場合、あるいはその職に必要な適格性を欠く場合などと規定されてゐるところでありまして、これと比較しても、今回の改正が法文上特に不明瞭な規定ぶりになつてゐると思ふべきでございまして、

今後は、しかしながら、その判断が公正に行われるように、本法が成立しました場合に、各都道府県教育委員会に對しまして、指導が不適切である場合として具体的に想定される例を施行通知等により示すことも検討してまいりたいと思ふております。

○石井(郁)委員 今の議論のように、やはり判断の基準として手続、これは極めてあいまいなんですね。まだまことしつてゐるという中で、これは法案が通つてからやるという話じゃないんですよ。

こんなあいまいな形で通していいのかという問題があるわけですよ。

文部科学省が新しい教員の人事管理のあり方に関する調査研究をされてゐると思ふのです。三年計画で十六県、政令指定都市で行われてゐる。ことしから全府県にこれを拡大してゐる。この調査研究をどのようにされてゐるのか。三年計画はまだ結論が出ないと言つてもいいかもしれませんが、こゝでも指導力不足教員の認定方法などが項目に入つてゐるんですよ。これはぜひ、私は資料としてこの委員会にお出しただきたい。各都道府県にどういふ調査をされてゐるのか、今どこまで進んでゐるのか。やはりこれをお出しただけだか、私は審議できないというふうな思ひますが、それが第一点です。出なければ、法律を通すという前提の問題ですから、国会として到底責任を持つてないということがあります。私は、これを強く要求します。

それから、時間があるまいせんので、もう一点申し上げたいのは、やはり指導力不足教員と精神疾患との混同をしないといけないと思ふのです。今、世の中全体がストレス社会で、企業社会でも、管理職の皆さんだつてうつ病になつたりいろいろ追い込まれたりするというのがあつて、若い人だつて精神疾患にもなるという状況があるわけですから、学校現場も例外じゃないんですよ。大変精神疾患の方がふえておられるわけですから、こういう健康上の問題、一体文部科学省として勤務実態調査、健康調査というのを行つてゐるのでしょうか。それを御答弁いただきたいと思ひます。

○矢野政府参考人 教員が心身ともに健康を維持して児童生徒の教育に携はることは大変重大な課題であるわけでごさいます。このため、私どももいたしましては、会議や行事の見直し等の校務分掌の効率化を図ること、さらには、教員が気軽に周囲に相談したり情報交換できる職場環境をつくること、また、カウンセリング体制を整備すること、早期発見、早期治療に努めることといつ

たようなことを指導いたしてゐるところでござい

ます。

それで……(調査は)と呼ぶ者あり)後で申し上げ

ます。そこで、まずお尋ねの公立学校の教員の健康状況の把握でございませうけれども、これは基本的に

は服務監督権者でございませう教育委員会の権限と責任において適切に行われるべきものでござい

ます。それから、今後とも教員の心身の健康の保持、増進について都道府県教育委員会等に対して指導

助言を行つてまいりたいと思ひてゐるところでござい

ます。

○石井(郁)委員 私は、やはり本当に文部科学省

の態度は無責任だと思ひます。肝心なことに

るんじゃないでしょうか。なぜ文部科学省は、こ

れほど教員のいろいろな問題が起きてゐるときに

そういう実態調査をされないのか。これもやは

り、こんな状態をつかまなくて、私は、この法律

を通すことは絶対許せないというふうな思ひま

す。(発言する者あり)

資料の提出を強く要求したいと思ひます。

時間が参りましたので終わります。以上でござ

います。

○高市委員長 中西續介君。

○中西委員 私は最初に、文部科学委員会に所

属

される委員の皆さん並びに理事、オブザーバーの

皆さん、ぜひお願いをしたいと思います。以上で

ござ

に私が指摘をしたいと思ひますのは、今国会を始めるに当たつて、私たちは要求をいたしました。一月の中旬から国会を始めるべきだということを私たちは指摘しました。申し入れをいたしました。しかし、これを排除されて三十一日から始められたという、この事實は消すことはできません。さらにまた、総裁選出についても約一カ月の空白、これは自民党の党内事情によるということなんです。この点をひとつ十分御勘案いただいて、日数不足ということだけを主張してやられることについては、これは私たちは聞き入れることはできませんので、この点を十分配慮した上で、先ほど申し上げるようなことも含めて御検討をいただければと思ひつています。

これは皆さんにお願いであるし、最後に、委員長はどういうおつもりなのか、この点についてお答えください。

○高市委員長 お答え申し上げます。

自由民主党総裁選挙等によりまして空白の時間ができたとの御指摘もございましたが、あの折も、自由民主党側から委員会を開かないでくれという要望があったとは承知をいたしておりません。むしろ野党側から、近々かわる総理相手に質疑ができないというような事情からのことと私は理解をいたしております。

今はただ、私たちは、文部科学委員会の一員として、非常に大切な日本の将来、未来に影響を与える大きな課題を抱えている者として、それぞれの立場を超えて、一日でも多く、残された時間、真摯に議論を進めていくことが何より肝要かと私は考えております。

○中西委員 自民党から空白期間に委員会を開かないでほしいとかいろいろなことを言った覚えはないというふうなことを言っていますけれども、これは論外じゃないでしょうか。これを皆さんがお考えになっておられるということであれば、常識的にちよつとおかしいのじゃないかと思ひます。私は、委員長の感覚は非常におかしいと。こういうことを言われる委員長が指揮をする委

員会ですから、このことは世論に問うてでも、なおさら委員の皆さんなりあるいは理事の皆さんがしっかりしていただかないと、これは大変な問題だと私は思ひます。これは大変な問題です。特にこうした問題については、私たちは、今のような感覚で指揮をしていただくということになります。これは大変な問題です。

ですから、私はそのことを指摘し、特に先ほどから申し上げているようなことを皆さん方が十分御勘案いただくことで、今、日本の教育を拙速主義によって誤らせたというようなことにならないようにすることが大事ではないか、私はこう思ひます。

では次に、大臣の所信表明、これは非常にこの法案とのかかわりがあるものですから、この点について聞いておきたいと思ひます。

所信表明の中に、大臣は、「国民の学校教育への信頼を取り戻し、学校がよくなる、教育が変わることを目指して、国民が待望する教育改革を、より一層強力に実行してまいらる決意です。」と述べられた上で、「その大きな道筋は、『町村前大臣のもとで取りまとめられた二十一世紀教育新生プラン』に示されており、私としましては、みずから先頭に立つて、その実施に取り組む所存であります。」と、この前所信を表明されました。

そこで、私は二、三の点についてお聞きをしたと思うわけでありま。

国民の学校教育への不信はなぜ起こったのか。特に大臣は、この前の答弁の中にもございましたように、三十年間にわたって十七部門を経験された、こういうことを申されておりましたが、自信を持っておられるようでありますが、この過程の中におられた御本人としてもそうですが、文部行政としての反省、総括、こういうものは果たしてなされたのかどうか。

というのは、絶えず問題になるのは、肝心のそういう総括なり反省というものがなしに審議会にゆだねられる、問題点としてゆだねられる。そこでもって議論をし、出てきた結果によってどうだこ

うだということを言うわけでありま。前に、この問題の起こつておる原因等についてみずからがどうするかということをやはりある程度持つておいていただかないと、これからまた再び過ちを犯すことが起こるわけでありま。この点、どうでしょうか。

○遠山国務大臣 日本の戦後の教育は、教育の機会均等の理念を実現いたしました。国民の高い教育水準を招来して日本の経済社会の発展の原動力となつてきたことは、どなたも異論がないかと思ひます。

その一方で、いろいろな問題が時間とともに起きてまいつたことも事実であらうかと思ひます。少子化、それから都市化の進展、家庭や地域社会の教育力の著しい低下、こういうことを背景といひまして、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊など、深刻な問題に直面いたしております。

同時に、教育の中におきまして個人の尊重を強調する余り、公を軽視する傾向が広がつたことも否めません。あるいは、行き過ぎた平等主義による教育の画一化や過度の知識の詰め込みによりまして、子供の個性、能力に応じた教育がややもすれば軽視されてまいつたことも事実であります。

加えて、今日の科学技術の急速な進展、経済社会のグローバル化、情報化など社会が大きく変化の中で、これまでの教育システムが時代や社会の変化の進展から取り残されつつあるということが指摘できるかと思ひます。

そのようなことから、今日の日本の教育は深刻な状況に直面していて国民や社会の教育に対する信頼が揺らいでいる、そういう認識のもとに、所信表明におきまして、「国民の学校教育への信頼を取り戻し」という表現を使つたわけでございます。

教育行政も、それぞれの時代におきまして、それぞれの特長において、それを改善すべく最大限努力をしまつたと思ひますけれども、今日の社会の変化の加速が余りにも大きく、またその抱える問題が極めて大きいというふうなことが

ら、今日の教育改革に対する大きな国民の期待を背景に、教育改革三法を改正し、同時に、二十一世紀教育新生プランに練り込まれましたさまざまな施策を通じてその問題に対処をしていこうというのが今日のスタンスであるわけでございます。

○中西委員 恐らく二十一世紀教育プランの前文が何かに書いておることは、そのとおりであります。私は、そういうことだけで済まされる問題でない、文部科学省なり行政としての反省が今の中には全く入つておらないと言つても過言ではないと思ひます。

特に私は、管理と統制の文部行政が余りにも強過ぎたということを実感しておるわけですね。私は、教育の現場においていろいろ経験をしてきたのですけれども、例えば、この前、中央教育審議会などから指摘をされて、ある程度学校内に自主性を持たせようとかいうようなことがだんだん出始めてきたのですけれども、私がおるときには、文部省から直接県教委に派遣をされた人たちが、今まであつたものを全部壊したのです。

一つの例を申し上げますけれども、私の学校で例を挙げますと、三十数校の大学区になる。小学区からだんだん拡大されて、三十数校の大学区になる。そして残念ながら、輪切りにして進学をさせるものですから、結果的にはどうなつたかというところ、一つのクラスを構成してもクラスとしての運営ができないような、本当に厳しい条件の中に子供たちがたくさん生きています。

そうしますと、これではいけないということとで、全体を二つに分けて、四十人学級を二十人の学級にしたのです。一年生の一学期のとき。それで、一学期は小学校、二学期は中学校、そして三学期でようやく高等学校の授業をやつた。そうすると、今までこんなに格差のある隣の学校と比べても、これを追い抜くような状況だつて出てくるのです。

だのに、県教委はどうしたかというところ、一学期、二学期の小中学校の授業をやるといふことは指導要領に反するといつて指導が強くなされてく

るのですよ。処分をちらつかせてやる、こういう状況まで出てきました。それを私たちはやりましたけれども、いずれにしても、そういう管理をするわけですね。

それから、生徒指導なり進路指導なりをやる教師たちが、以前はどうやってあったかというところ、全部集まって、各学校から代表者が出て、そしてその地域で次第、テーマを決める。どういうふう運営するということを決めてやってあった。全県下集まって、福岡では四地区ありますから、そこでも二つのテーマなら二つのテーマに絞る、みんなです。それを全部ぶち壊すんです。そして、県教委が出席する人まで全部指名をするんです。テーマも全部県教委がこれをつく

る。それで、強制的に宿泊してやらせる。そうしますと、地域の実態とか学校の実態というのはそこには出てこないんですよ。何のためかというところ、文部省から派遣された人たちが統制をしていく、その方向だけが明らかになって出てくる。強制ですね。言えと言えはまだまだたくさんあります。こういうふうなことを私は経験しておるだけに、管理と統制の文部行政としか言いようがなかった。そして、問題があると処分をするんですよ。懲戒免職を初めとして、次々にやっていく。

自由なんというのは全くないですね。それを三十二年間やたらどうなりましたか。もうみんな意欲をなくしてしまいますよ。皆さん方はそういう経験があるかどうか知りませんが、こういう点で強行されていったところ、これが一つ。

だから、私はさっき、文部行政としての反省なりなんなりが果たしてあったかどうかと。ただ外的な条件とか環境とかいうことだけではない、一生懸命やろうとすればするほどやられるわけですから。時間表を組むについても、全部、校長に持っていく。そして指導するんですよ、全部。ですから、現場を担当している担当者が行つてやると、現場の方が県教委の皆さんより中身をよく知っているから、これを通るわけですよ。そうすると、それがいけないから、来るのは校長で

なくちゃならぬということで強制するわけでしょう。

だから、ここ数年間言われておった中央教育審議会の答申なりなんなりが出て、いろいろ方針化されてきておったような状況が少しは見え始めたかなと私も実は喜んでおる一人だったんです。しかし、今度のこれを見たときに、私は決してそうじゃないなということがわかったものですから、皆さんに、どういう反省をなさっておられるのですかというところをお聞きしたんです。しかし、みずからのものは余りない。

そこでもう一つは、学歴社会を目指して受験競争に狂奔し、市場原理に基づく競争社会を教育現場に持ち込んだ基本的誤りを反省しておらないというところは私はいいたいと思うんです。

我々は、学歴社会をなくそうと文部委員会です。ただ議論をしましたか。このことなしに競争原理は消えていくというものはありません。ですから、こうした誤った方向に奔走することを何としても改めよう、こういうことを含んで、こういう反省が十分なされた上で正しい改革とは何なのかということを追及しないと、私は十分ではないのではないかな。

そしてしかも、絶えず教育改革を進めるに当たっては教育をする側からの改革、このことは、誤りを犯しておるわけですから何としても、教育改革を私たちが議論するならば、少なくとも子供達の立場に立って、教育される側に立ってどうするか。例えば、国連人権教育十年の問題にしても、子ども達の権利条約の問題にしても、これらを受けてどのように私たちは対応していくかというのを考えなきゃならぬと思いますけれども、この点については、私が指摘した点についてお答えがあればお答えしていただきたいと思

います。

○遠山国務大臣 今るお話のありました点について、私はここで論議することは差し控えたいと思いますけれども、今回の教育改革におきましては、一律主義というものを改めて、一人一人の才

能を伸ばして個性や創造性に富む人間を育成する教育システムを導入しようとしておりますし、少数指導や習熟度別指導の推進など、きめ細やかな指導によって、授業を、子供の立場に立った、わかりやすく効果的なものにするということを目指しているわけでございます。

このことは、児童の人格、才能の最大限の発達や、人権、基本的自由の尊重など、児童の教育の目的などを規定した児童の権利条約や、一人一人を大切にしたい教育の一層の充実などを目指します人権教育のための国連十年の趣旨に沿うものであると考えております。

○中西委員 そうしますと、町村前文部科学大臣の言われておったことについては、これは否定をするわけですね。

なぜかといいますと、関連六法のうちに予算関連の法案が二法案あります。これは成立をしております。そのことを指してあなたは、さっき言われたように、「基本的教科における二十人授業や習熟度別指導などのきめ細かな指導を推進する新しい教職員定数改善計画がスタートしました。」と、あなたの所信表明の中にこういう言葉が出てくるのもそういうことだと思っております。

ということになりましたと、私がなぜ町村さんの例を挙げたかといいますと、あのときの議論の過程では、改善計画というのは、現場を全く知らない議論で押しつけたんじゃないかという感じが私はするんです。私はそのときからこの文部科学委員会に帰ってきましたから、もう鮮明に覚えております。なぜかといいますと、町村前大臣は、二十人授業、習熟度別指導の方が、三十人以下学級を要求する私たちの要求内容よりもすぐれておるといふ言い方なんです。むしろ三十人以下学級の方が悪平等云々だとか、いろいろなことを言われたんです。

ですから、そうしたことを言うと、今先ほどあなたが言ったことは、町村前大臣の言われたことと相反することになる。ですから、むしろ二十人学級というのは、三十人以下学級にして二

十人台の学級をつくって、むしろ金の問題を言いたくないというくらいに私は追ったんですから、大臣に。金がないからできないんだということ、それの方がはつきりしているよということまで私は追ったんです。

ですから、そうでなくて、あくまでも二十人授業あるいは習熟度別指導の方がすぐれておると言うけれども、定数はそんなにふえるわけじゃありませんから、現場の中でそれなりに分けてやれということですから、判断してやれということでしょう。だから私たちは、あくまでも基準を三十人以下の学級にして、それに基づく定数配置をする、その中で今あなたが言われるようなことをやるということであれば、私はそれは納得しますよ。しかし、三十人以下の学級にしたときにはむしろ弊害があったんじゃないかという言い方をした。このこととの整合性をどうなさるつもりですか、大臣。

○遠山国務大臣 既に法律が通っております定員の増強措置でございますが、教職員定数改善計画というものは、今国会においてお認めいただいて、平成十三年度から既にスタートしておりますが、これは、子供たちの基礎学力の向上ときめ細かな指導のために、教科等に応じて二十人程度の少人数指導を行うということを可能とするものでございまして、一律に学級編制を引き下げるよりも、個に応じた指導を効果的に実現する上でより適切なものであると考えて、こちらで成立させていただいたものだと思っております。

一人の教員が固定的に同一の学級を担任するというよりも、教科等に応じて、基本的な教科が多いと思いますが、少人数指導を行って、複数の教員による多面的な指導や評価を行うということが効果的であるとの御判断で、先般、定数改善のための法律をこちらで成立させていただいたものと考えております。

○中西委員 あなたが言われる二十人授業とか習熟度別、これで徹底した基本教科を云々と言うけれども、それなら、三十人以下学級にしたとき

にはこういうことはできないんですか。定数配置の基礎的な数が違うんです。

だから、そこを重要だと思ひ、今この学校で一番お困っているから何とかしてそこにといいことやるんだら、今の改善計画よりも倍以上ふえるわけですから、それだけのものを充てて、そこで今度自由になんかをやればいいことなんでしょう。少なくとも、生徒指導をするに当たって、四十人学級で、じゃ、一人で生活指導から何からできますか。ただ複数で当たればいいという問題じゃないんです。中学校以上は全部複数で当たりますから問題ないでしょう。問題は小学校ですよ。

だから、私は、あなたたちの論理というのは現場を全く知らない論理なんだ、こう言うんです。自由にさせるというのは、倍くらいにやっておいて、そして自由にさせればいいんですよ。あなたたちは、四十人にしておいて重要な問題については二十人にしなさい、こう言っているわけでしょう。それでできるのは、私たちが言う三十人以下学級で人員配置したときよりも、半分の増にしかならないんです。

こうした点をやはりちゃんと知った上で、現場でどのように苦労されているか、生活指導なりなんなりで苦労されているかという、このことがわからない人たちがこういうことを言うんですよ、私に言わせると。もしそう言う学者がおるんだら、今度一遍習いに行きますから、お教えいただきたいと思ひます。

いずれにしても、そうしますと、最後に詰めて言いますけれども、町村大臣と全く同じだと言ふんですか。そうすると、あなたが二番目に答えたところとはうんとまたかけ離れますよ、答弁が違ってくるんですよ。

○遠山国務大臣 なかなか難しいお話でございます。十分理解していないのかもしれないけれども、私が申し上げましたのは、一人一人の子供たちの才能を伸ばして個性豊かな人間を育成する教育システムを導入するということが、それから、

それをまた実現していくために、少人数指導あるいは習熟度別指導の推進によつてきめ細かな指導が必要であるということをお願いして、そのこと自体が子供の立場に立ったわかりやすい授業を展開する上で非常に効果的だということで申し上げたわけでございます。

同時に、既にこの国会でお認めいただいた新しい教職員定数改善計画というものは、それを実施に移す場合に、教科等に応じて二十人程度の少人数指導を行うことを可能にするためのものであるというふうにお話ししたわけでございます。町村大臣と意見が違ふとかそのようなつもりは全くございませんし、制度の趣旨、そしてお認めいただいた新しい法律による教職員定数改善計画の趣旨についてお話し申し上げ、それ自体は、一人一人の子供たちがその能力を伸ばし伸びと発揮できる、そういうことを目指した改善であつたということをお説明した次第でございます。

○中西委員 あなたが二番目に答弁されたことは、大変私も納得いくお話をされたから、その点であれば、町村前大臣と違ひますよということ指摘しているわけですよ。その点がどうなんだということを言っているわけですから、町村さんと同じだということになれば、前のものを訂正してもらふなりなんなりしなければ、私は納得できませんよ。あいまいにしていくから、だからそこをちゃんとやってもらわないと、そこが本当に私は大事なところだと思ひますよ。

きょうは、もう時間がなくなつてしまつていますけれども、入り口だけで終わつていゝんですけれども、非常に大事なところをあなたがおっしゃつておるから、というのは、なぜかといつたら、あなたが、この法律案三法がそういう目的があつてちゃんとやられていゝことを言ひますから、であれば、その基本姿勢なりなんなりをちゃんとしておかないと、これは逆行しますよ。私たちが考へていゝような逆行するやうなやり方じゃないかということをお知らせを得ないんですね。

ですから、これは今詰めるあなたの方も答弁がなかなかできにくいようですから、また後日やりましようし、個人的にでも、徹底して私は話をしたいと思ひます、この点は。そうしないと、これはこれから大変な問題を残していくことになるんじゃないかということをお知らせします。

そこでもう一つ、私は、子供の将来を考えたときに大変重大な影響があると考えて、この前当委員会会で教科書問題を取り上げたわけでありまして、ところが、議事録を読んでも、町村前大臣は、答への中には中国という言葉は一口も入れていないんです。そして、結局、侵略を演出するというような言葉がなかったという言い方をします。ですから、私は、中国という言葉が入つておれば、そこだけについては十分だと思ひますよ。しかし、そのことは入つておらない。

ところが、この前も確認いたしましたように、文部省も文書にちゃんと残しておられますように、東南アジアの場合にはちゃんと、侵略を演出と書きかえさせている。同時にまた、たぐさんの例があるということをお前は挙げましたけれども、侵略を消しているいろいろな表現に変えておるというの、これはもう十以上もあるんですよ。ですから、そういうことが今度は、中国、韓国、北朝鮮、東南アジアの皆さんの大変な批判をおおつて、結果的には近隣諸国条項というのを設置したわけですよ。ですから、侵略を書き改めさせたものはたくさんあるわけでありまして、ちゃんと国民にはその事実を正しく説明しておかないと思ひます。今度また問題が出てくるのは、どうもこの前の繰り返してみたいことやっていゝから、私はこのことを指摘するんですよ。

ですから、いずれにしても、このことは将来的に、国際的に共生の時代を迎える子供たちが、こういう状況では、またきのうも韓国から金大中大統領のそういう書信が総理の方に送られてきたということをお知らせしておきますけれども、そういうことが依然として残つていくということに

なりますと、本当に私は、将来危惧しなきゃならぬような状態が依然として出てくる。そうすると、今度は逆に、関係の諸国、例えばシンガポールの場合には、今まで小学校ではあの戦争中の日本の問題については触れなかった。しかし、これは危ないといつて、今、小学校で歴史の中に多くこれを入れて教えるようになってきたということをお知らせいたします。

そうすると、ここでもいろいろ誤つた、そういう教科書問題からするとどうなるかといふと、結果的には、諸外国の皆さんはこれに対して物すごく反発をする。ですから、韓国等におきまして、よくよくやろうとしておつた、日本の文化を全面的に受け入れようとしたものをストップをかけるようになってきたでしょう。というやうなぐあいでは、変なものが出てくるわけですよ。そのことは、将来の子供たちの中で、今度は、国対国、いろいろ交際をする際にそうした問題が必ず問題になってくるんですよ。これは不幸なことですね。

ですから、そういうことをなくすためにといつて私はこの前指摘をしたんです。この点は何としても私はなくしておく必要があると思ひます。でも、もしこれから発言なさる場合には、国民にその事実を正しく説明するように、一つのことに限つて何かごまかすやうな発言はやめなくてはならぬ、私はこう思ひますが、この点についてどうなんですか。

○岸田副大臣 済みません、先生の今の御指摘の中で、ちよつと確認だけさせていただきます。

まず、町村前文部科学大臣の発言について御指摘がありました。御指摘は、本年三月十二日の参議院予算委員会における竹村議員の質疑に対する町村前文部科学大臣の答弁についてであります。この答弁は、昭和五十六年度の高等学校歴史教科書の検定結果が翌五十七年に発表された際に、日本の中国への侵略を演出と書き改めさせた旨の新聞報道がなされたこと、このことをまず踏まえた上で、それに対して、当初そのような報道がされたが、報道されたやうに書き改めた教科書はな

かつたことが後日判明したという答弁をしたというのであります。

ですから、その前段の部分も含めて理解するに、去る五月二十三日の本委員会、昭和五十六年度に実施した高等学校の教科書検定では、日中戦争に關しては侵略を進出と書き改めた事例はなかったが、日本の東南アジアへの侵略を進出と書き改めた事例があったという答弁をしたわけですが、その五月二十三日の本委員会での答弁と、先ほど申しました町村大臣との答弁、矛盾はしてないというふうに理解しております。

○中西委員 今あなたは中国云々ということをおぼろげに言つて、そうだとする。そのことは大臣がそういうふうにお答弁したんです、この前。だから私は言うんです。ところが、町村さんのものをずっと幾ら見てもそういうものはないんです。だから、あなたたちはそうだろうということをやつておるわけですから、この点を明快にしておかないといけない。

特に私が今指摘をしましたのは、このことを将来的に、そういうごまかしだとか何とかでなしに、ちゃんと、そういうものがほかにもあったというふうなことが言つておかぬと、正しく伝えないと、隠すというやり方はだめだということをおぼろげに指摘しておることであります。

非常に残念ですが、私は、二十一世紀プラン、これについては相当問題がありますし、それから、先ほども出ておりましたけれども、今度の二十一世紀プランの中で重要視される問題の中に、教育振興基本計画策定とか教育基本法の見直しなどというものが十七番目に出てくるわけですね。ですから、そういう問題等について指摘をしながらやりたかつたんですけれども、できませんでした。またこの次の時間にこの点について触れさせていただこうと思ひます。

以上で終わります。

○高市委員長 この際ですから、私の方から中西委員に一言申し上げます。

委員会の開会日程及び審議時間、進行の方法等

は、各党から御代表で出ていただいております理事会、またそれに先立ちます理事懇談等皆さんに真摯に御議論いただき、その御意見を受けながら、私は民主的に決定をしていくつもりでございます。

今国会、審議日程の設定やペースに關して御不満があらうようございしますけれども、一つは、議連、議院運営委員会のマターでございしますし、それでなおかつこの委員会の進行、運営に御不満でございましたら、社民党から理事会に御出席いただいております山内恵子委員とよくお話し合いをしていただけたらと思ひます。

それでは、質疑を続行いたします。松浪健四郎君。

○松浪委員 保守党の松浪健四郎でございます。長時間にわたり、大臣並びに副大臣、政務官、皆様に御苦労さまで一言申し述べさせていただきますと思ひます。

この教育三法を一括して審議するか、一つ一つばらしてやるか、いろいろな議論がございましたけれども、地方教育行政法、学校教育法、社会教育法の三法案は、昨日の国会議における一括した趣旨説明及び質疑を経て、きょうこうして本委員会審議されるようになりましたことを大変うれしく思ひます。

この法案を審議する、そういうふうになつてきたところより、私の事務所にたくさん抗議書あるいはがきが寄せられました。それは、この教育三法に断固反対する、こういう趣旨のものであります。私自身も二十年教壇に立つた経験がございします。教師をやつて、そして教師の経験の中からこの三法を見たときに、私は、やはり一括して審議すべきではないか。家族と地域社会のかかわり、学校のかかわり、これらのことについて考えたときに、これはばらして審議することはできない、そういう思ひでございました。

そこで、我が保守党としてはこのような考えを持っておりますので、冒頭発言させていただきたいと思ひます。

教育改革を推進し、青少年の健全育成を図るためには、学校、家庭、地域が連携協力し、その総力を結集して取り組みを進めていくこと、そして、教育委員会が地域住民の幅広い意見を反映し、それを支援していくことが不可欠であると考えます。

この三つの法案は、おののが教育改革国民会議報告等を踏まえた教育改革を進める上で重要な改正を行うものであります。

しかし、これらは、さらにそのことに加えて、豊かな心を持った青少年を育成するため、学校と地域社会の双方においてさまざまな体験活動を促進すること、教育委員会の支援のもと、教育の原点である家庭教育の向上を図ること、そして、これらを支える教育委員会について、地域に根差した主体的かつ積極的な地方教育行政が展開されるように活性化を図ることなど、相互に密接に關連を持つていものであると思ひます。

これらは教育改革を進めていく上で早急に対応すべきものであり、我々は、これらの法改正を通じて、現在の教育が抱えるさまざまな課題に果敢にかつ適切に対処していく必要があると思ひます。そのため、この教育改革関連三法案を今国会において一括して速やかに成立させることが何よりも大切であると思ひます。

この思ひから、きょうは地方教育行政法について絞つて質問をさせていただきたいと思ひます。野党の皆様方からも、十分な審議時間をとるようというご意見がございましたので、私は、一つ一つの法案をばらして、きょうはこれに絞つて質問をさせていただきたい、こういうふうにも思ひます。

まず最初に、教育委員会の活性化についてお尋ねをしたいと思います。

今回の法案の大きな柱の一つが、教育委員会の活性化であります。教育委員の構成への配慮や会議の公開、相談体制の整備等の措置が盛り込まれておりますけれども、そもそもこれまでどのような取り組みが行われてきたのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○矢野政府参考人 教育委員会の活性化に關しましては、昭和六十一年四月の臨時教育審議会の答申を受けまして、これまで、教育委員会に若い人や女性を登用すること、また教育長の適材を確保すること、さらには教育委員会の運営の改善を図るような点につきまして、教育委員会に対し指導をしてまいつてきたところでございます。

また、平成十二年四月に施行されましたいわゆる地方分権一括法によりまして、教育行政の地方分権を推進いたしますとともに、教育委員会の機能を充実し、主体的かつ積極的な地方教育行政の展開を図ります観点から、教育長の任命承認制度の廃止あるいは教育委員の定数の弾力化などの措置が講じられたところでございます。

これらによりまして、例えば教育委員に占める女性の割合がふえるなどの成果も見られるところでございますけれども、必ずしも十分とはいえない、そういう状況にございしますことから、今回の法案では、昨年十二月の教育改革国民会議報告を踏まえまして、地域住民や保護者の意見をより的確に反映させ、教育委員会の活性化を図るために所要の措置を講ずることとしたところでございします。

○松浪委員 これまでさまざまな取り組みが進められてきたという答弁であるわけですが、それにもかかわらず、現在の教育委員会は活性化しているとはいえない状況にある、私はこういうふうにも思ひます。その原因の一つには、やはり教育委員に若いやる気のある人が任命されてこなかったという理由があるのではないのか、こう思ひます。

そこで、今回の法案では、教育委員の選任への配慮が盛り込まれました。年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮すること、保護者を少なくとも一人は入れるように努めることが求められております。一定の進歩になるかもしれせんけれども、現在の教育委員が名譽職化している

平成十三年五月二十日

のですね。教育委員会が本来の機能を失っているのではないのかという強い批判がございますけれども、それらについてはどのようにお考えでいらつしやいますか。

○岸田副大臣 教育委員会のあり方につきましては、先ほど御説明したように、さまざまな努力は続けてきたわけですが、残念ながら、今先生から御指摘がありましたように、現状の教育委員会、年齢ですとか性別等において偏りがある、委員が名誉職化しているのではないかという批判がある、おっしゃるとおりだと認識しております。

その上で、今回の法案の改正におきまして、構成の偏りに配慮することの必要、あるいは保護者が含まれることの重要性、こういったものを盛り込み、それから、何よりも会議を原則公開するというようなことを通じまして、その地域あるいは多くの住民の皆さんの意向を反映させる中身をこの教育委員会において持てるように、充実に努めていくということを考えた次第であります。

○松浪委員 委員にやる気のある若い人など、ふさわしい適材が得られたとしても、教育委員会の運営のあり方が現状のままでは、結局変わらないのではないのか。

例えば、教育委員会の会議が開かれる回数も少ないのではないのか。事務局の提出する案件を形式的に承認するだけであったり、また、委員に対して、現下の教育課題や教育施策の状況などに関して、十分な情報提供が行われていなければ、教育委員会が、教育が抱えるさまざまな問題に適切に対応し、積極果敢に取り組むことができないと考えます。

こうした教育委員会の運営面においても大きな改革が望まれる、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○岸田副大臣　今先生から御指摘がありましたように、構成が変わったとしても運営面で変わらなければなかなか教育委員会というものは変わらない、おっしゃるとおりだというふうに思っています。

す。

運営面におきまして、例えば、会議そのものの運営方法を工夫しなければいけないとか、あるいは、教育委員に対する情報提供の適切さを考える必要があるのではないか、そんな問題意識を持っております。

ですから、今回、教育委員会の会議の原則公開を規定しているわけですが、これに加えて、例えばその運営方法として、会議の方、定例会のほかに、臨時会とか委員協議会等の方式を活用する、その開催方法の工夫がでないか、あるいは、会議において委員が活発な意見交換を行う方式を考える必要があるのではないか、さらには教育委員の視察、研修、こういったものを行ったり、教育課程等について情報提供を十分に行う方策を講じる、こんなあたりを頭に入れながら指導を行っていかねばいけないと思っております。

○松浪委員 教育委員会の議論をどんどんオープンにしていくことが私は必要であると思います。そのためには、会議の公開を規定することはいいいいと思うんです。ところが、改正案では、三分の二以上の議決で非公開とすることができるとされているのです。そうしますと、実際上は多くの案件が非公開になってしまおうのではないのか。こればややこしい案件だから非公開にしよう、簡単にできるわけです。そういう心配はありませんか。

○岸田副大臣　三分の二以上の議決で非公開にするという規定を盛り込んだわけですが、このあたりは、例えば地方自治法における地方議会の秘密会の実施等の条項を参考にしながら、教育委員会、地方自治の考えの中でどうあるべきか、こういったあたりでこの規定が盛り込まれたのではないかと、いふふうに思いますが、単に非公開にするというのではなくして、例示を設けまして、「人事に関する事件その他の事件」について公開しないことができるというふうになっているわけですね。

この「人事に関する事件その他の事件」という

ことの中身でありますけれども、取り扱ひの案件によつては、児童生徒の個別の名前等が議論されなければいけない。そういう場合には、こうした人権、プライバシーに配慮して非公開にすることができるといふような趣旨でありまして、こういった例示を設けることによりまして、無制限に非公開が進んでいかなないように、このあたりはしっかりと注意をしていかなければいけないと思つております。その辺を教育委員会がしっかりと判断していただけるように指導していかなければいけないといふふうに思つております。

○松浪委員　ともかく大切なことは、教育委員会の活性化でありますし、どのようにすれば活性化するか。恐らく、いろいろな視点から考えられたい。このように改められようとするのでしようけれども、とにかくやってみてなおかつ活性化が図られないということであれば再度考える必要がある、こういうふうに思いますが、いずれにいたしましても、この法の改正は一步も二歩も進んだものだ、こういうふうには私自身期待するものではありません。

次にお尋ねをしたいのは、指導不適切教員についてであります。

私は長い間、スポーツの世界におりました。自分分は強いと思っておりましたが、下から強い選手が出てきたときには、おのずから試合に出ることともできなくなりましたし、そのチームにおることもできなくなりました。実力の世界、勝負の世界というのは厳しいものだな、こういうふうになぞと思いつけてまいりました。

そして、教職についてから、なかなか立派な先生であっても、指導するということがなかなかうまくいかない、指導力不足の先生、これはまた人格と別問題であります。こういう先生方が出た、また、いろいろ問題を起こす先生方が出たという

くじたる思いがありまして、甘いのではないのか、こういう思いもあります。

とにかく、不適切教員の転職についてお尋ねいたしますけれども、今回の法案には、児童生徒の指導に当たることが不適切であり、御丁寧に研修をやるのですね、それらを行つても不適切な状況が変わらないと考えられる教員について、本人の意思にかかわらず、物すごく甘いのですけれども、教員以外の職に異動させる措置が盛り込まれました。

そもそも教員の職務の特殊性にかんがみれば、第一には、児童生徒への指導が不適切な教員は、これはもう分限免職すべきではないのか、そしてそれが一般社会のあり方ではないのか、こう思いますけれども、いかがですか。

○岸田副大臣 御指摘のように、分限免職あるいは分限休職に該当する者につきましては、その当該処分、しっかりと行うべきだということふうに思っております。

今回の措置につきましては、その分限免職等に至らない者につきまして他の職に転職させる等の道を広げるということでありますから、まずもってこれは従来の仕組みと変わっていないわけでありますが、しっかりと分限免職、分限休職に該当する者については処分をし、それに至らない者について今回の措置を講ずることによって、指導が不適切な教員が指導に当たることがないような結果に結びつけるということが肝要だということに思っております。

○松浪委員 うまいこといけばいいというふうに
 思いますけれども、私のところにもたくさんこの
 の法案に反対するはがきや手紙がこれだけ寄せら
 れるということは、相当、ある団体から反対論が
 強く出ているんだという認識を持つものであり
 ます。

だから、ちよつと心配するのですけれども、今回の措置が設けられることによって、本来分限免職となるべき教員の側から教員以外の職への転職をまず考えてほしいという話が出てくれば、本来

の分限処分が進まなくなるのではないのか、こういう心配をしておりますけれども、この点についてはいかがですか。

○岸田副大臣 これは説明の仕方でありますが、要は、本法案において転職の措置の対象になる者は、もともと分限免職等に該当する教員はもう除外されているわけであります。ですから、本措置が設けられることによって分限措置が進まなくなることは趣旨としてはないわけであります。

しかし、運用上、今先生の御指摘のようなことが全くないとは言えないと思います。そのようなことが生じないように、各都道府県教育委員会に本措置の趣旨を周知徹底する、これは努めていかなければいけないと思います。

○松浪委員 公立の学校の先生というのは随分優遇してもらっているのだなと私が思うのは、今回の法律案では、研修等必要な措置が講じられます。そして、「講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができない」と認められること。」とあるわけですが、指導が不適切な教員であれば、研修なんか行わずに直ちに転職すべきじゃないんですか。そこまで甘やかすのですか。

○岸田副大臣 児童生徒への指導が不適切な教員については、校長等による指導や研修が行われていることがまず一般的でありますから、本法律案に定める要件の一つである、研修等必要な措置が講じられたとしてもなお指導を適切に行うことができないと認められること、これに該当するかどうかは、通常、これらの指導や研修の結果に基づいて判断されるものというふうに考えております。これまでの指導等から見て新たな研修等の措置を講じたとしても効果がないと判断できる場合には、これはもう直ちに本措置を適用することも可能であるというふうに思います。このあたりで判断していくものと考えております。

○松浪委員 指導が不適切な先生方と並んで、本委員会でもよく出てまいりますけれども、体罰やわいせつ行為など、教員として到底許されない行

為に及ぶ教員が後を絶たない。このような教員に対しては厳正に対処すべきである、私はこう考えますけれども、文部科学省の見解はいかがですか。

○岸田副大臣 制度の趣旨に基づいて厳正に対応すること、これは重要であると考えます。

○松浪委員 そのように強く望むものであります。

今回の措置は、指導が不適切な教員についての対応だけなのです。そのような対応だけでなく、勤務評定を厳密に行って、優秀な先生をきちんと評価しなきゃいけない、そしてそれも給与上きちんと処遇すべきじゃないのか。悪い先生だけを一方的に法の改正によって処罰するというのはおかしい、私はこういうふうに思うのです。いかがですか。

○岸田副大臣 昨年の教育改革国民会議報告におきましても、勤務成績が優秀な教員について適切な評価がなされるときに、その勤務実績に応じた適切な処遇がされることは重要であるというふうに指摘されております。このことは重要であると私も考えます。

このため、文部科学省としまして、さきに策定いたしました二十一世紀教育新生プランにおいては、教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくるための主要施策の一つとして、優秀な教員に対する表彰制度とそれに連動した特別昇給等の実施を挙げているところであります。

各都道府県教育委員会においても、優秀な教員を対象とした表彰制度が整備されるときに、教員に特別昇給等の措置を講じようとするシステムが設けられるよう検討を促したいというふうに考えております。

○松浪委員 大学の教員の採用に任期制というのができ上がりました。これで大学教員は必死にならなきゃいけなくなった、私は非常にいいことだ、こういうふうに思っております。

現在、中央教育審議会に対して教員免許制度のあり方について諮問している、このようにお聞き

しておりますけれども、このような指導不適切教員への対応についても、教員免許更新制度の導入による対応、これらを本気になつて検討すべきではないか。教員免許を取った、それでずっと教員免許がある、おかしんじゃないのか、こういうふうに思うものであります。いかがですか。

○岸田副大臣 去る四月十一日に、中央教育審議会に対しまして、今後の免許制度のあり方について諮問したところであります。その中で、免許更新制の可能性についての検討もお願いしているところであります。

その免許更新制の可能性の検討に当たっては、今先生から御指摘がありました点も含めまして、教員としての適格性の確保または専門性の向上という観点から、これを実施した場合の効果と問題点等を明らかにしたいと考えておりまして、その際には、不適格な教員に対応するための他の諸方策との関係も踏まえまして検討をお願いしたいというふうに考えております。

○松浪委員 時間が参りましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○高市委員長 次回は、来る六月一日金曜日午後二時五十分理事會、午後三時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後二時五十二分散會

平成十三年六月十五日印刷

平成十三年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局